

令和7年（2025年）12月5日（金曜日）

第 2 号

令和7年第4回
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

第2号

令和7年(2025年)12月5日(金曜日)

出席委員

委員長

桐木茂雄君

副委員長

小泉真志君

木下雅之君

小林雄志君

千葉真裕君

鈴木仁志君

中村守君

丸山はるみ君

檜垣尚子君

中野秀敏君

畠山みのり君

白川祥二君

中司哲雄君

出席説明員

建設部長 関俊一君

建設部建築企画監 大野雄一君

建設部次長 牧野幹芳君

建設政策局長 石川博基君

土木局長 上村明弘君

住宅局長 芥川昌久君

建築局長 飯沼善範君

建設部技監 塩田雅史君

建設企画担当局長 白戸則幸君

施設保全防災
担当局長 米谷功君

建設業担当局長 荒木政彦君

総務課長 相良修一君

建設政策課長 松本大志君

維持担当課長 矢野眞嗣君

建設業担当課長 和田栄二君

道路課長 本間広行君

公園下水道担当課長 山下宏治君

建築指導課長 影山友規君

水産林務部長 岡嶋秀典君

水産林務部
森と海の未来づくり
推進監 近藤将基君

水産林務部次長 渡辺敦司君

水産局長 村木俊文君

林務局長 加納剛君

森林海洋環境局長 土屋禎治君

水産林務部技監 藤田瑞代君

森林計画担当局長 立原泰直君

成長産業担当局長 山口知子君

総務課長 高畠研人君

企画調整担当課長 石川傑君

水産経営課長 住岡理君

漁業管理課長 物見文雄君

サケマス・内水面
担当課長 古明地恵一君

森林計画課長 日比野佑亮君

森林整備課長 笹岡英二君

路網整備担当課長 土井和行君

治山課長 羽角修司君

【第2分科会 12月5日 第2号】

森林保全担当課長 渡部 泰明 君
森林海洋環境課長 佐野 弥栄子 君
水産食品担当課長 小寺 一史 君

農政部長 鈴木 賢一 君
農政部長 山口 和海 君
食の安全・みどりの農業推進監 大浦 正和 君
農政部次長 鈴木 章代 君
食料安全保障推進局長 丸子 剛史 君
食の安全・みどりの農業推進局長 花岡 弘毅 君
生産振興局長 萱嶋 富彦 君
農業経営局長 磯嶋 光世 君
農村振興局長 榎 研一 君
農政部技監 庄司 好明 君
競馬事業室長 大塚 真一 君
技術支援担当局長 川畑 恭章 君
活性化支援担当局長 黒島 誠計 君
農政課長 増田 治己 君
競馬事業室参事 山根 敏史 君
食料安全保障推進局参事

みどりの食料システム戦略室長 片岡 幸治 君
農産振興課長 植村 一郎 君
水田担当課長 松村 由貴 君
畜産振興課長 佐々木 秀弥 君
環境飼料担当課長 安藤 邦也 君
家畜衛生担当課長 菅野 宏 君
技術普及課長 原 俊彦 君
農業経営課長 佐藤 孔則 君
農村設計課長 熊井 隆二 君
技術管理担当課長 桃井 謙爾 君
国営調整担当課長 佐々木 悟 君
農地整備課長 岸田 隆志 君

議会事務局職員出席者

議事課主幹 増川 真一 君
議事課主査 成田 礼造 君
同 中村 公彦 君
同 石堂 知基 君
同 丈六 辰泰 君
同 土屋 保真 君
同 川崎 優史 君

午前 10 時 開議

○桐木茂雄委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔成田主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、海野真樹議員の委員辞任を許可し、中村守議員を委員に補充選任し、第2分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

1. 本日の会議録署名委員は、

小林 雄志 委員

白川 祥二 委員

であります。

○桐木茂雄委員長 まず、本分科会における審査日程等についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、配付の審査日程及び質疑・質問通告のとおり取り進めることとし、あわせて、委員外議員山崎真由美君から、本分科会に出席し、教育委員会所管部分について発言したい旨の申出がありますので、委員の質疑並びに質問終了時にこれを許可することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桐木茂雄委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

(上の審査日程は巻末に掲載する)

○桐木茂雄委員長 それでは、議案第1号、第2号、第20号及び第21号を一括議題といたします。

1. 建設部所管審査

○桐木茂雄委員長 これより建設部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

木下雅之君。

○木下雅之委員 おはようございます。

それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

まず初めに、北海道下水道事業経営戦略についてであります。

先日の委員会で、北海道下水道事業経営戦略の改定素案が示されました。下水道は、道民生活の衛生環境を守り、良好な水環境を次世代へ引き継いでいく上での欠かすことができない社会基盤であります。一方で、人口減少や老朽化施設の増加、さらには、建設・維持管理費の高騰など、事業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、将来にわたって持続可能な事業運営が求められております。こうした状況を踏まえ、以下、下水道事業の今後の運営について伺ってまいります。

現在、経営戦略の改定作業が進められているところでありますが、企業立地の動向や物価変動、昨年1月の能登半島地震、今年1月に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故など、ここ数年の社会情勢の変化を踏まえ、どのような課題認識を持って今回の見直しに着手したのか、お伺いをいたします。

○桐木茂雄委員長 公園下水道担当課長山下宏治君。

○山下公園下水道担当課長 改定の趣旨についてであります。北海道下水道事業経営戦略は、中長期的な視点から経営基盤の強化などに取り組むよう計画期間を10年間として令和3年3月に策定し、その後の経済社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、中間年の5年を目安に見直しを図ることとしていたところでございます。

今般、企業立地の動向や賃金・物価変動等の社会情勢の変化、令和6年の能登半島地震や令和

【第2分科会 12月5日 第2号】

7年の埼玉県八潮市の道路陥没事故の発生を受けた下水道施設の耐震化といった新たな課題に対応し、さらなる収入確保や経費削減の取組を進めるため、本戦略の見直しを行うこととしたところでございます。

○木下雅之委員 今回の改定素案では、経常収支比率や管渠老朽化率など、複数の経営指標を用いた分析が行われております。また、有収水量、管路施設の老朽化や収支の見通しなどの将来見通しも示されております。

今回の改定に当たって、道の下水道事業の現状をどのように分析し、どのように今後の施策に反映させていくのか、お伺いをいたします。

○山下公園下水道担当課長 現状分析と将来見通しなどについてであります。道では、経営戦略のこのたびの改定に当たり、経営の健全性や老朽化の状況を踏まえ、経営上の課題を把握するために現状分析を行ったところであり、経営の健全性などの指標では、公共下水道事業の経常収支比率が70%台で推移していることから、より効率的な運営による支出抑制策の検討や、下水道使用料の値上げなどによる収入確保に向けた取組を行うことが必要と考えております。

また、管渠の老朽化の指標では、公共下水道、流域下水道の両事業で、法定耐用年数50年を超えた管渠は現状ではないものの、施設の老朽化に適切に対応する必要があることから、改築、更新を計画的に行っていくこととしたところでございます。

○木下雅之委員 さらに、同じく改定素案では、ドローンを活用した点検や管路台帳のデジタル化などのDX、GXの取組が盛り込まれておりますが、これらの取組によってどのような効果が期待されるのか、お伺いをいたします。

○山下公園下水道担当課長 DX、GXの期待される効果などについてであります。道としては、経費削減や効率的な維持管理などの効果を期待しているところであり、DXの取組としては、立ち入り困難な施設の点検にドローンを活用するほか、管路の老朽化状況や修繕履歴などの管路台帳のデジタル化を進めているところでございます。

また、脱炭素社会への貢献を図るGXの取組については、下水道汚泥の肥料やセメント原料への利用などにより経費削減を図るとともに、資源、エネルギーの有効活用に努めているところでございます。

○木下雅之委員 次に、次期戦略の策定に向けた新たな取組として、官民連携の強化などが位置づけられております。

ウオーターPPPなどの導入検討などについてはどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○山下公園下水道担当課長 新たな取組についてであります。今回の改定では、次期経営戦略の策定に向け、中長期的な視点で、官民連携の強化や脱炭素化、情報通信技術、新技術の活用などの検討を進めるとしているところでございます。

流域下水道のウオーターPPPについては、まずは、汚水処理の広域化、共同化を進めるとともに、市町村の意向を丁寧に確認しながら検討を進めることとしているほか、公共下水道のウオ

ウォーターPPPについては、企業局と連携して、官民連携による効率的な運営手法に関する勉強会や宮城県での先進事例調査を行ったほか、民間事業者から一体的な管理運営等の可能性について、御意見を踏まえ、現在、課題や効果などについて整理しているところであり、引き続き、導入可能性について、調査、検討を進めてまいる予定でございます。

○木下雅之委員 来年3月の改定に向けて新たな経営戦略の検討が進められているということでありまして、今の答弁にもありましたが、宮城県のウォーターPPPの取組や広域化だとか、そういった部分も含めて、先進的な取組を導入するための検討が必要なのかなというふうに思っております。

そういった中で、道が経営する下水道事業を将来にわたり持続可能なものとしていくためにも、老朽化対策の着実な推進であったり、DX、GXの活用など、幅広い視点での取組が不可欠であると認識をしているところであります。

道では、今回の経営戦略の改定を通じて、下水道事業の将来をどのように展望し、どのように安定的で持続可能な事業運営を進めていく考えなのか、所見をお伺いいたします。

○桐木茂雄委員長 建設部長関俊一君。

○関建設部長 今後の事業運営についてであります。人口減少等による厳しい経営環境の中、安定した下水道サービスを提供するためには、収入の確保と支出の削減に努めますとともに、老朽化対策や耐震化をさらに進めていくことが必要と認識してございます。

このため、道といたしましては、改定する経営戦略に基づき、継続的な使用料の見直しなどによる収入確保や省エネ効果の高い機器の導入などによる経費削減といった経営基盤強化に資する取組を進めますとともに、ウォーターPPPの導入可能性や処理場敷地を有効活用したPPA事業の導入のほか、AIを活用した下水道管路の調査・点検手法などの検討を進め、将来にわたり安定的かつ持続的な下水道事業の運営に努めてまいります。

○木下雅之委員 ぜひ、引き続きの御検討をよろしくお伺いいたします。

それでは、次に移ります。

ヒグマ対策としての河川管理の対応についてであります。

ヒグマによる人身被害などが道内各地で多発する中で、とりわけ、ヒグマが河川を移動経路として市街地近くまで侵入している事例が相次いでいるとお聞きをしているところでありまして、見通しを妨げる河川の樹木等に対する地域住民の不安は大変大きなものとなっております。

こうした状況を踏まえ、先日の代表格質問では、河川管理者による草刈りや樹木伐採など、ヒグマの出没を未然に防ぐための取組の強化を求めたところであります。しかしながら、限られた予算や人員の中で、どのように優先順位をつけ、対応を進めていくかが重要な課題になっていると認識しております。そこで、河川の樹木伐採などについて、数点伺ってまいります。

まず、日常的な河川の樹木伐採等について、実施箇所の選定、優先順位など、道ではどのような考え方でどのように行っているのか、お伺いをいたします。

○桐木茂雄委員長 維持担当課長矢野眞嗣君。

○矢野維持担当課長 河川の樹木伐採等についてであります。道では、平成29年3月に策定した「河道内樹木伐採などの河川維持管理のあり方」に基づき、道が管理する河川のうち、樹木の繁茂や土砂の堆積状況のほか、過去の被災状況や地元要望などを把握して、約3500キロメートルを優先区間とし、平成29年度から樹木伐採や堆積土砂の除去を進め、令和6年度に終了したところでございます。

また、本年度から、新たに樹木の繁茂等が進行した約1750キロメートルを加えた合計約5250キロメートルを優先区間とし、おおむね10年をめどに対策を進めることとしているところでございます。

○木下雅之委員 そういった計画的な樹木伐採が行われている中で、ヒグマ対策として、現在、道内各市町村から河川の樹木伐採等の要望が多く寄せられているとお聞きをしているところでございます。

現状として、これらの要望にどの程度応えられているのか、要望件数や実施状況などについてお伺いをいたします。

○矢野維持担当課長 ヒグマ対策に係る要望への対応状況についてであります。道では、これまでも、市町村の要望に応じ、河川の流下能力を確保するための掘削に合わせて樹木の伐採などを実施してきたところでございます。

今年度は、20市町村から24河川についてヒグマ対策についての樹木伐採等の要望があり、そのうち、15河川、約11キロメートルについては既に完了し、残りの9河川、約6キロメートルについては年度内に実施する予定でございます。

○木下雅之委員 河川の樹木伐採等は、ヒグマが身を隠しにくい環境をつくり、市街地への侵入を未然に防ぐために有効な対策の一つであることから、今後においても各市町村からの要望が増加することが想定をされます。

このことについては、先般決定された国のクマ被害対策パッケージにも盛り込まれたところでありまして、道としても、必要な予算の確保など、さらなる対策を講じていくことが必要であると考えますが、国の支援の充実にに向けた要望も含め、今後どのように取組を強化していくのか、道の考え方をお伺いいたします。

○関建設部長 今後の対応についてであります。道では、河川がヒグマの移動ルートとなる場合もあることから、市街地への出没を防止するため、市町村の要望に応じ、樹木伐採などを実施するほか、今年度の出没状況を踏まえ、市長会、町村会と連携し、国に対し支援の充実強化や必要な財政支援について緊急要望したところでございます。

道といたしましては、このたび国が示したクマ被害対策パッケージを踏まえ、地域の要望を改めて聞いた上で、優先度を検討し、河川の樹木伐採等について、施工順序や箇所を工夫を行い、国等と連携し、効果的に対策を実施するほか、さらなる支援の充実について国に対して要望を行い、必要な予算の確保に努めるなど、道民の皆様の安全で安心な暮らしが守られるよう取り組んでまいります。

○木下雅之委員 河川の樹木伐採については、かなり効果があるということでお聞きをしているところであります。

先ほど申し上げましたように、国のクマ被害対策パッケージの中でも盛り込まれたところでありまして、今年度だけでなく、次年度以降についてもしっかりと取組が進められるよう、予算の確保も含めて、ぜひ取組の推進をよろしくお願いいたします。

次に、道道の除排雪についてであります。

本道の広域的な道路ネットワークを支えるために、緊急時だけではなく、日常的に、国、道、市町村が連携をし、除排雪の作業方針や課題を共有しておくことが極めて重要であります。

道内も、それまで雪が降っていなかったので、この除排雪の質問をどうしようかなと思いましたが、一昨日ぐらいに雪景色になって、除排雪の話をするのにも適切な時期になってきたのかなというふうに思っております。昨年の決算特別委員会でも質問させていただいておりますけれども、改めて質問をさせていただきたいと思っております。

特に大雪の際に、安全で円滑な交通環境を確保していくためには、管理者間の連携による一体的な除排雪作業の体制確立が不可欠であるというふうに考えております。

私の地元・旭川では、令和4年に、国と道、旭川市で道路の除排雪に関する協定を締結しておりまして、市内幹線道路の交通ネットワークの機能確保や冬期間の渋滞箇所の除排雪作業への取組の強化などについて相互協力するなど、連携強化を図っているとお聞きしているところであります。そこで、以下、除排雪における取組について伺ってまいります。

まず、安全で円滑な交通環境の確保のためには、日頃から、それぞれの道路管理者、事業者を含めた関係機関等が情報交換を行い、関係構築を進めておくことが非常に重要であると考えます。

道では、道路管理者や関係機関との間の情報共有や関係構築についてどのように取り組んでいるのか、お伺いをいたします。

○矢野維持担当課長 道路管理者間の連携についてであります。道では、毎年、降雪前に各建設管理部の出張所ごとに、国、道、市町村、NEXCOといった道路管理者に加え、警察や消防などの関係機関で構成される除排雪に関する連絡調整会議において、暴風雪時の連絡体制の確認や雪捨場の相互利用、管理者が異なる交差点における除排雪時期などについて情報共有に努めているところでございます。

○木下雅之委員 先ほどお話ししたように、旭川市を含めて、道内各地域において作業の効率化などを目的として市町村と連携した除排雪を実施しているとお聞きしておりますが、その実施状況についてお伺いをいたします。

○矢野維持担当課長 市町村との連携についてであります。道では、隣接する市町村道と道道を一体的に除雪できるよう、合意の得られた市町村に道道の除排雪を委託するほか、除雪区間を交換して実施するなど、効率的、効果的な除排雪に取り組んでいるところであり、昨年度は、中川町など、26市町村、約65キロメートルにおいて行っているところでございます。

また、今年度より新たに道道3路線、1.9キロメートルを旭川市に委託いたします。

○木下雅之委員 先ほど来お話をしておりますように、旭川市では、一応、地元ではコラボ除雪ということで、道道の部分と市道の部分について、まちなかだけですけれども、旭川市で一括して除排雪を行っております。

市道のほうは排雪をされても道道のほうが残っていたり、今度は、道道の部分が排雪をされても市道の部分が残っていたり、タイミングが違うことによって、結局、やったのか、やっていないのか、よく分からないというような状況も非常にあるものですから、タイミングを合わせてやるという意味では、一括して取組を進めていくということも非常に有効な手段ではないのかなと思っていますところであります。ぜひ、こういった取組がほかの地域も含めて広がっていくといいのかなというふうに私自身は受け止めているところです。

ちょっとポイントが変わって、1点だけ、担い手不足への対応についてということでお伺いをしたいと思います。

道内全域において、除排雪業務における担い手の不足や高齢化といったことが深刻な問題になっている中であって、安定的で持続的な除排雪の体制の維持が重要な課題になっております。

道における担い手不足等への対応についてお伺いをいたします。

○矢野維持担当課長 除雪体制の確保についてであります。道では、除雪トラックによる作業については2名乗車を標準としておりますが、周囲確認用のモニターを装着することにより1名で作業が可能となるよう省力化の検証を行ってきたほか、歩道除雪については、GPSデータと連動して、バス停や消火栓など障害物の存在をオペレーターに知らせるガイダンスシステムを歩道除雪車に搭載し、作業の効率化や安全性の向上を図るなどして、安定的な除雪体制の確保に努めているところでございます。

○木下雅之委員 ありがとうございます。

これから本当に除排雪シーズンを迎えるということで、そういう時期がいよいよ始まるなというふうに思っております。

本当にやってもやっても切りがないという部分もあろうかとは思いますが、そこに莫大な予算もかかっているというような現状ではありますが、やはり、冬期間の広域的な道路ネットワーク環境を維持していくといったことは非常に重要であるというふうに思っております。

これも地元の一つの取組になりますが、1車線の道路において、事業者さんはどうしても角に積みたがるのですけれども、隅切り除雪ということで、その強化をしております。本当にちょっと左側を削るだけで、右折車がいるときにそこを回避して進むことができるということで、これは渋滞の解消にかなり効果的だなというふうに思って受け止めているところです。

あまりお金をかけずとも、やり方一つを工夫するだけでも、除排雪が本当に変わったなと実感する部分はいろいろあろうかというふうに思います。引き続き、そういったことも含めて、いろいろと知恵を絞っていただいて、検討を重ねていただきたいとお願い申し上げます。

そういった本道の広域的な道路網の除排雪においては、道路管理者や関係機関がより一層連携

しながら、一方で、今後、本当にますます深刻化する担い手不足などといった課題にも取り組んでいかなければいけません。

道では、冬の道路交通環境の確保に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをし、私の質問を終わります。

○関建設部長 今後の取組についてであります。道路は、道民の皆様の暮らしや経済活動を支える重要な社会基盤であり、適時適切な除排雪により冬期間の円滑な交通を確保することは大変重要と認識してございます。

このため、道では、引き続き、連絡調整会議を活用した連携強化に取り組みますとともに、今年度から、札幌など五つの建設管理部において除雪トラックでの1名乗車による試行を始めるほか、AIを活用した吹雪時における車両等の検知といった新技術の導入について検討を行うなど、さらなる除排雪作業の省力化、効率化に取り組み、安定的な除雪体制の確保に努め、道民の皆様方の安全で安心な暮らしが守られるよう、冬期間における道路交通の確保に努めてまいります。

○木下雅之委員 ありがとうございます。

○桐木茂雄委員長 木下委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

小泉真志君。

○小泉真志委員 それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、雌阿寒岳の避難道路についてお伺いをさせていただきます。

2014年9月の御嶽山噴火を受け、同年11月に雌阿寒岳を含む9火山が重点的観測研究に指定されたと承知をしております。翌2015年5月に雌阿寒岳火山防災計画が策定され、噴火時の避難道路として道道モアショロ原野螺湾足寄停車場線が位置づけられたと承知をしておりますが、それから10年が経過した現在、避難道路の整備が進んでいないということから、以下、質問をさせていただきます。

まず、道道モアショロ原野螺湾足寄停車場線は避難道路として位置づけられておりますけれども、道はこのことに対してどのような認識を持っているのか、当該路線の事業化の経緯も含めてお伺いをします。

○桐木茂雄委員長 道路課長本間広行君。

○本間道路課長 避難道路の事業についてであります。道道モアショロ原野螺湾足寄停車場線は、平成27年度に策定された雌阿寒岳火山防災計画において避難道路に位置づけられており、火山噴火時の避難車両や避難誘導を行う警察・消防車両などの円滑な通行を確保するための重要な役割を担っているものの、道路幅員が狭いなどの課題があると認識しております。

このため、道では、平成30年度に新規事業に係る公共事業評価を行い、令和3年度から事業に着手したところでございます。

○小泉真志委員 今、道路が狭いというような課題があるということですが、道道モアショロ原野螺湾足寄停車場線は、避難道路として、もう少し具体的に、どのような課題があるの

か、お伺いします。

○本間道路課長 避難道路としての課題についてであります。今回、事業化した区間の現道は、道路幅員が約3.5メートルと狭いことに加え、未舗装区間が約4.8キロメートルで、急カーブ、急勾配の箇所が多数存在するなど、車両の円滑な通行に課題があるところでございます。

○小泉真志委員 2015年、環境省中央環境審議会自然環境部会自然公園等小委員会におきまして、阿寒摩周国立公園事業の変更について答申がなされ、同公園区域内にあります当該路線の有効幅員を、3.5メートルから避難路として大型車が擦れ違える5.5メートルに変更することが認められました。

その理由としては、拡幅部分はシラカバ等の二次林であって、特に保護の必要な希少種の生育、生息は確認されていないということでありましたので、現在、北海道が計画をしている雌阿寒岳噴火時の避難道路は、道道モアショロ原野螺湾足寄停車場線の現道を拡幅するのではなく、新ルートでの整備となっております。

なぜこのルートで計画をしているのか、お伺いします。

○本間道路課長 整備計画についてであります。当該路線は避難道路に位置づけられていることから、工事中においても、避難のための車両通行を確保する必要があり、複数のルートを比較検討した結果、現道の活用案は、迂回路が必要となるなど、自然環境に対する影響面積が大きいのに対し、迂回路が不要で、自然環境に与える影響が最も小さい新ルート案で計画したところでございます。

○小泉真志委員 今、新ルートは迂回路が必要ないという状況という説明がありましたけれども、新ルートで進めていきますと、のり面も含めて30メートルから50メートルを開削する、そんなプランとなっているというふうに承知をしております。

そういう状況の中での新ルートの道路整備に当たっては、自然環境への配慮を考慮した詳細設計を行っておりますが、どのように対応してきたのか、お伺いします。

○本間道路課長 自然環境への配慮についてであります。道では、計画策定に当たり、平成28年に学識経験者で構成する懇談会を設置し、環境影響に関して意見を伺ったほか、平成29年には、より広い意見を聴取するため、懇談会構成員と一般参加者で構成するワークショップを設置したところであり、令和3年の事業着手後も、引き続き、環境調査結果や環境影響に関して意見を伺いながら、ルートの決定に向けて検討を進めているところでございます。

○小泉真志委員 今説明がありましたワークショップはどのようなメンバーで構成されており、また、これまでのワークショップでは、新ルートの自然環境への影響についてどのような議論がなされてきたのか、伺います。

○本間道路課長 ワークショップの議論などについてであります。ワークショップの構成員は、懇談会構成員でもある、動物、鳥類、植物、魚類、地質、自然災害科学の専門分野の学識経験者7名と、当該地区の自然環境に見識のある8団体を構成員とし、オブザーバーとして、環境省、森林管理局、足寄町が参加しているところです。

また、ワークショップでは、構成員からは、新ルートの検討に当たっては、クマガラなど鳥類の営巣地周辺や希少なコケ類の生育地を回避することのほか、河川や沼地等を極力通過しないといた意見があったところであり、こうした動植物等への影響を軽減するため、環境に配慮した工法や一部ルートの修正などについて継続して議論しているところでございます。

○小泉真志委員 国立公園ですので、新しいルートをつくる、もしくは、現道を拡幅するとなりますと、非常に自然環境への影響が大きいので、やはり、その管轄となります環境省にしっかりと確認をしなければならないと思います。

もう一度確認をしますが、環境省は、この公園内にあります当該路線の有効幅員を、3.5メートルから大型車が擦れ違える5.5メートルにするということを認めておりますけれども、環境省とのこれまでの協議等についてお伺いします。

○本間道路課長 協議状況についてであります。自然公園法に基づく申請は、計画ルートが確定した段階でなければ行えないことから、道では、現在、環境省と事前打合せを行っているところでございます。

○小泉真志委員 申請は確定したということなのでしょうけれども、今、例えば、現道を拡幅するのか、新しいルートをつくるのかというところでワークショップ等で意見が交換されているというふうに承知をしておりますが、私の認識で言いますと、現道を拡幅するということを環境省が言っているとして、例えば、新しいルートをつくった、それを選定したとしたときに、環境省が駄目だとするかもしれないという状況を考えたときには、申請する前に、このルートは環境省として認められるのかどうなのかというところをまずは環境省に諮るべきではないかと思うのです。

それを諮った上で議論をしていくのであれば、避難道路としてどちらがいいかという話になると思うのですが、この10年、ずっと議論をしていて、なかなか一致をしていないというところがあります。例えば、ワークショップの中で、新ルートになりましたと、それを環境省に上げたから、やっぱり、駄目ですよと言われたら、それまでの議論は何だったのかというふうになると思うのですけれども、その辺りについての見解を伺います。

○本間道路課長 環境省との協議についてであります。道としては、引き続き、動植物等への影響を軽減するため、環境に配慮した工法や一部ルートの修正などについて、ワークショップの意見を踏まえた上で、早急に検討を進め、環境省と協議を進めてまいります。

○小泉真志委員 ちょっと言っていることがよく分からない部分もありますけれども、まず、環境省としっかりと事前協議をして、新ルートが協議の対象になるのかどうなのか、そこをしっかりと確認していただいて、今後、進めていただきたいと思います。

最後に、雌阿寒岳の避難道路について、もう10年たっておりますけれども、この避難道路の整備は本当に急がれます。

今後、道としてどのように対応していくのか、建設部長の所見を伺います。

○桐木茂雄委員長 建設部長関俊一君。

○**関建設部長** 今後の対応についてであります。地域住民や観光で訪れる方々を火山噴火から守るためには、避難道路の役割は大変重要であり、モアショロ原野螺湾足寄停車場線につきましては早期の整備が求められていると認識してございます。

こうした中、当該路線は国立公園内に位置しておりますことから、自然環境へも十分配慮する必要があると考えており、引き続き、ワークショップなどにおいて学識経験者等から意見を伺いながら、環境省との協議を進め、避難道路の早期の整備に向けまして検討を進めてまいります。

○**小泉真志委員** この問題につきましては、今後も、いろいろ意見交換をさせていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に参ります。

道道の維持管理等について伺います。

まず最初に、路面の維持管理について伺います。

道内の道路舗装では、施工性の高さやコストの安さ、走行時騒音の少なさ、補修のしやすさなどの利点からアスファルト舗装が多く活用されておりますが、ヒートアイランド現象など、環境への影響も明らかとなっており、コンクリート舗装と比べて耐久性が低く、ひび割れやわだち掘れが生じやすいというデメリットもあります。特に大型車両の交通量が多い道路や雪解け後の路面において道路舗装の亀裂や破損が散見されますが、深くて大きな溝やくぼみでなければ直ちに補修されないという声も聞いております。

そこで、修繕箇所をどのように特定し、緊急補修をどのように行い、オーバーレイ工法や切削オーバーレイなど、現場では誰がどのように診断して補修工法を判断しているのか、伺います。

また、車両走行レーンのセンターラインなど、車線がところどころ消えている箇所も散見されますが、車線の引き直しの優先度や順序、頻度などについても併せて伺います。

○**桐木茂雄委員長** 維持担当課長矢野眞嗣君。

○**矢野維持担当課長** 路面の維持管理等についてであります。道では、公共土木施設の維持管理基本方針に基づき、日常的なパトロールにより路面状況の把握に努め、損傷を発見した際に補修材で穴埋めを行うほか、北海道舗装長寿命化修繕計画に基づき、定期的な点検を実施し、ひび割れ率やわだち掘れ量などによる健全性を評価の上、対策が必要とされた箇所においてオーバーレイなどによる面的な補修を行うなど、計画的な修繕を実施しているところでございます。

また、区画線については、毎年、春の雪解け後、摩耗の状況などを点検し、交通量の多い路線を優先し、区画線の塗り替えを行っているところでございます。

○**小泉真志委員** 次に、自転車走行の環境整備について伺います。

来年4月1日から、危険運転など、自転車の交通違反に交通反則制度が導入され、自転車の左側車両通行などが厳格化されます。

広域の特性を有する本道は、通学や通勤での自転車使用はもとより、観光での自転車ツーリズムも盛んであり、特に交通量の多い車道での事故を回避するためにも、交通ルールの啓発とともに、路側帯の拡張や自転車専用通行帯の増設など、自転車の安全走行に資する道路環境整備を早

急に進める必要があると考えますが、所見を伺います。

○本間道路課長 自転車の走行環境の整備についてであります。道では、これまで、自転車と歩行者の専用道路である大規模自転車道や自転車の通行位置を示す青色の矢羽根型路面標示の整備を進めてきたほか、道内市町の自転車ネットワーク計画に基づき、道路の路肩拡幅に取り組んできたところです。

道としては、引き続き、通勤や通学、買物など、日常生活における安全な利用はもとより、多くのサイクリストが安全、快適にサイクリングを楽しむことができるよう、着実に整備を進めてまいります。

○小泉真志委員 次に、街路灯の管理について伺います。

街路灯の点滅や球切れは、夜間の車両通行や歩行の安全性を妨げてしまいます。

消費電力が少なく電気代を節約できる上、寿命が長く、交換の手間が少ないLED電球に順次替えていくことが温暖化対策にもつながりますが、2027年度末には全ての蛍光灯が製造終了になることから、今後、駆け込み需要などにより、LED製品や関連部品が全国的に不足する可能性があります。

道が管理する街路灯の数やLED化の進捗状況について伺うとともに、点灯状況の確認など、現場巡回や製品管理等をどのように行っているのか、伺います。

○矢野維持担当課長 道路照明灯のLED化についてであります。道が管理する道路照明灯は令和7年4月現在で約3万4000基となっており、そのうち、LED化された照明灯は約40%となっているところでございます。

道としては、夜間パトロールによる点灯状況を確認し、電球が切れて更新が必要な場合に、順次、LEDランプへ交換を行っていくこととしているところでございます。

○小泉真志委員 次に、街路樹の管理について伺います。

老朽化した樹木は倒木などの危険性があり、街路樹の定期的な状況確認や植え替え、伐採などの対応が必要であります。また、無計画な街路樹の伐採や伐根は、景観や緑化、ヒートアイランド現象の緩和などの観点で影響が生じるため、的確に樹木管理を行うことが重要であります。道が管理する街路樹はどれだけあり、植え替えや伐採などを計画的にどのように行っているのか、伺います。

また、落葉樹を中心に落ち葉の苦情も多く、定期的に枝葉の剪定や刈り込みをすることが大切であります。剪定などの頻度、また、樹木の剪定などをどのように行っているのか、伺います。

○矢野維持担当課長 街路樹の管理についてであります。道では、管理する道道の植樹帯や中央分離帯などに約21万本の街路樹を管理しており、街路樹により標識等が見えにくい場合や車両の通行に影響を及ぼしていることを確認した場合に枝葉の剪定を行っているほか、根元の揺らぎや空洞が確認されるなど、倒木のおそれがあり、危険な場合には伐採を行っているところでございます。

○小泉真志委員 最後に、道路部門の政策展望について伺います。

都市間距離が長く、広域分散型の地域構造を持つ北海道において、道路は地域間を結ぶ産業や生活を支える重要インフラであります。

近年、長引く物価や人件費の高騰が各界に影響を及ぼし、また、地方自治体の財政逼迫が道路整備や舗装工事等の発注量減少につながり、過当な価格競争や技術者の取り合い、経営不振、技術開発等、また、高齢化や人材不足など、先行きの不透明さに悩む事業者も多い状況であります。

このような状況におきまして、道路の機能を適切に保つためにも、道路維持管理や老朽化した道路やインフラ整備の更新は大変重要であると考えます。

今後も適切に道路の機能を確保していくために、効果的、効率的な道路の維持管理、また、道路施設の老朽化対策にどのように取り組むのか、所見を伺います。

○関建設部長 今後の取組についてであります。道路は、道民の皆様の暮らしや経済活動を支える重要な社会基盤であり、道路施設の老朽化が進み、人件費や資材価格の上昇等による費用の増加が懸念される中、道路の効率的な維持管理や計画的な老朽化対策を実施していくことは大変重要であると認識してございます。

道といたしましては、今後とも、ICTの活用などにより維持管理や修繕に要するコストの縮減や業務の効率化を図りますとともに、長寿命化修繕計画に基づき、橋梁などの老朽化対策を着実に推進し、安全で安心な道路交通の確保に努めてまいります。

○小泉真志委員 最後に、十勝の状況として、一昨年ぐらいから農業被害としてガガイモが非常に繁茂しているという状況があります。これが道道等の路傍等にもかなり侵食している状況でございますし、それが道路標識を覆い尽くす状況もあります。特に、8月ぐらいから実をつけますので、何とか7月までには地上部分のそういうところを切り取っていただきたいことを付け加えてお願いしたいと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

以上で終わります。

○桐木茂雄委員長 小泉委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

白川祥二君。

○白川祥二委員 おはようございます。

建設産業は、私たち道民にとって、道路や河川など社会基盤の整備、維持をはじめ、災害時の初動対応や復旧工事に従事するなど、地域の安全、安心や、経済、雇用を支える欠かせない存在であります。しかしながら、今、生産年齢人口が減少している中で、本道の建設産業では就業者の高齢化が進む一方、特に若い世代の入職が思うように進んでいないという大きな課題を抱えています。

こうした状況を踏まえ、道では、「建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO」を策定し、産業の持続的発展に向けた取組を進めているものと承知しております。そこで、道内建設産業の担い手確保の対策について伺います。

まず初めに、生産年齢人口の減少が進む中、道内建設業において人材確保は極めて厳しい状況となっております。

そこで、雇用情勢を示す指標である有効求人倍率について、現在の状況とこれまでの推移を伺います。

○桐木茂雄委員長 建設業担当課長和田栄二君。

○和田建設業担当課長 建設業における人手不足の状況についてであります、北海道労働局の公表資料によりますと、令和6年度の建築・土木・測量技術者の有効求人倍率は5.84倍、建設・土木作業員は4.6倍となっております。

また、過去の推移については、建築・土木・測量技術者では、令和2年度は5.37倍、3年度は5.42倍、4年度は6.05倍、5年度は5.75倍、建設・土木作業員では、令和2年度は3.79倍、3年度は3.83倍、4年度は4.52倍、5年度は4.22倍となっており、厳しい状況が続いているところでございます。

○白川祥二委員 今、建築・土木・測量技術者、建設・土木作業員、それぞれ、建設業関係の有効求人倍率については今伺いましたけれども、全産業の有効求人倍率はどの程度になっているか、伺います。

○和田建設業担当課長 全産業の雇用情勢についてであります、北海道労働局の公表資料による全産業の有効求人倍率は、令和2年度は0.96倍、3年度は0.98倍、4年度は1.09倍、5年度は1.0倍、6年度は0.94倍となっており、1.0倍前後で推移している状況にあります。

○白川祥二委員 本当に厳しい状況が打ち出されたわけであります。

次に、厳しい雇用情勢の下で、若い世代、とりわけ高校生の就業が重要と考えております。

そこで、道内における高校生の求人数に対する内定者数の割合を示す求人充足率について、建設業と全産業の現在の状況とこれまでの推移を伺います。

○和田建設業担当課長 人材確保の状況についてであります、北海道労働局の公表資料によりますと、令和7年3月の新規高等学校卒業者の道内求人充足率は、全産業では21.7%、建設業では13.4%となっております。

また、過去の推移については、全産業では、令和3年は32.4%、4年は29.2%、5年は24.3%、6年は21.5%であり、建設業では、令和3年は20.0%、4年は16.9%、5年は14.8%、6年は12.3%となっており、全産業と比較して厳しい状況が続いているところでございます。

○白川祥二委員 次ですが、産業全般で若年者の労働力を必要としている中で、建設産業は一層厳しい状況にあるのは承知しました。

道においては、建設産業へ高校生をはじめとした若年者の入職を促進する取組を行っていること承知していますが、具体的にどのように取り組んでいるのか、伺います。

○和田建設業担当課長 若年者の入職促進に向けた取組についてであります、道では、若い世代に建設産業への理解を深め、興味や関心を持ってもらうため、高校生を対象に、現場見学会や建設産業に従事する若手職員との意見交換会のほか、ドローンの操縦体験を行うICT体験講習

【第2分科会 12月5日 第2号】

会などの取組を進めております。

また、進路指導を担当する教員や保護者等への理解促進を図るため、建設業の価値や魅力を発信するセミナーを開催しているところでございます。

○白川祥二委員 次に、多様な人材確保について伺います。

高校生をはじめとする若い世代に向けた取組も重要であります。高い有効求人倍率が続く中であって、外国人や女性のほか、道外からの人材誘致など、様々な取組が必要ではないかと考えています。

そこで、こうした人材の確保に向け、どのような取組を行っているのか、伺います。

○和田建設業担当課長 多様な人材確保についてであります。道では、人手不足が深刻な中、企業に外国人や女性などを積極的に活用できるような環境を整えてもらうため、外国人材や女性、移住者などの担い手確保育成に関する研修会を開催する建設業団体などに対し助成を行っているほか、高校生との意見交換会などにおいて、建設産業で活躍している女性から仕事のやりがいや魅力を発信していただくなどの取組を行っているところでございます。

また、今年度からは、東京都内で開催された北海道移住・交流フェアにブースを出展し、移住、定住を希望する方を対象に、北海道の建設産業の魅力などについて情報発信を行ったところでございます。

○白川祥二委員 最後に、今後の取組についてです。

道においては、高校生をはじめとする若い世代や多様な人材の確保に向け、建設産業への関心と理解を深められるような様々な取組を行っているということですが、道内の建設産業が今後もその重要な役割を果たし、持続的に発展していくためには、少しでも現状が改善されるよう、一層の取組が必要であると考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○桐木茂雄委員長 建設部長関俊一君。

○関建設部長 今後の取組についてであります。本道の建設産業は、就業者の高齢化や若年者の入職が進まないなど、人材確保が厳しい状況にあり、社会資本整備や災害対応など、建設産業が担う重要な役割を十分に果たせなくなることが懸念されておりますことから、担い手の確保育成に取り組むことが重要と考えてございます。

このため、道では、「建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO」に基づきまして、週休2日の導入促進などによる働き方改革、ICTの活用による業務の効率化といった生産性の向上、高校生との意見交換会などによる魅力の発信といった取組を進めてきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした取組を進めますとともに、保護者等の理解促進や多様な人材の確保といった担い手の確保育成に向けた取組の充実を図り、建設産業の持続的発展に努めてまいります。

○白川祥二委員 それぞれ、部長の答弁をいただきました。

先日、10月31日ですか、岩見沢農業高校の農業土木工学科と札幌工業高校の土木科の生徒、札幌開建岩見沢河川事務所、日吉建設のそれぞれの職員の4チームが、実際に、遠隔操縦型バック

ホーを用いて、掘削量の大会を開いたと。その中で、実は、私の母校である岩見沢農業高校が優勝させていただいたのですけれども、今、高校生の中でeスポーツがすごく盛んです。子どもたちが言うのは、ゲームみたいに夢中になって、ゲーム感覚で遠隔で操縦するのだと。農業高校においてもそうですけれども、今、イセキでも、クボタでも、ヤンマーでも、最新型の機械を持ってきて、そして、高校生の興味を引いています。

ですから、重機メーカーとか建設メーカーとか、そういうところがこういう新たな取組をどしどしとやれば若い人材も集まるのではないかとすることを私の指摘としまして、終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○桐木茂雄委員長 白川委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

丸山はるみ君。

○丸山はるみ委員 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

空き家対策についてお聞きします。

11月18日に大分市で起きた大規模火災では、住宅など170棟が焼け、林野へも延焼し、5ヘクタール近くが焼損した大変痛ましいものでした。住民の皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。

そして、火災の大きな原因は、木造住宅が密集している場所で、火災当日は大変な強風だったと報道がありました。さらに、点在する空き家についても、耐火性能が劣り、窓や天井が壊れていることなどで、より燃えやすくなっていたおそれもあるというような報道もございます。道内でも空き家が増加していることから、以下、伺っていきたいと思います。

まず、道内の空き家の現状について、5年ごとに行われる住宅・土地統計調査がありますが、空き家の直近の調査結果とどのような傾向になっているのか、伺います。

○桐木茂雄委員長 建築指導課長影山友規君。

○影山建築指導課長 空き家の現状についてであります。国が実施した令和5年の住宅・土地統計調査では、道内の空き家数は45万2000戸で、平成30年の38万戸と比べ7万2000戸増加し、住宅総数に占める空き家の割合は13.5%から15.6%と、2.1ポイント増加しており、全国平均の13.8%を上回っております。

○丸山はるみ委員 ありがとうございます。

戸数、それから、住宅総数に占める割合も増加し、そして、割合については全国平均を上回っているということです。空き家にもいろいろあると思うのですが、ある程度いい状態の空き家であって、今後、居住する予定のない空き家について、売買や賃貸をするための道の支援として北海道空き家情報バンクがあります。

取扱件数と契約成立件数の直近のデータを伺います。また、ホームページのアクセスの傾向など、どのように分析をし、今後の取組を進めていくのか、併せて伺います。

○影山建築指導課長 空き家情報バンクについてであります。道では、道内の空き家及び空き

【第2分科会 12月5日 第2号】

地の有効利用を通して、移住、定住の促進や住宅ストックの循環利用を図るため、北海道空き家情報バンクを平成28年4月に開設し、令和6年度の取扱件数は803件で、新規登録は204件、契約成立件数は176件となっています。

ホームページへのアクセス数は、開設当初は約4万件であったものが令和6年度で約15万件と増加し、内訳は、道内が約3割、道外が約7割と、道外からのアクセスが多くなっており、北海道への移住を希望する方々などから広く閲覧いただいているものと考えております。

道としては、引き続き、不動産関係事業者等にバンクへの積極的な登録を呼びかけるなど、登録促進に取り組むほか、ホームページや各種広報媒体を活用して移住希望者などに広く周知を図ってまいります。

○丸山はるみ委員 ホームページへのアクセスも増加しているということで、小樽も空き家バンクがあるのですがけれども、道の場合は、道外からのアクセスがあるということで、移住を希望する方が多いのが特徴的だなというふうに思っています。

それで、空き家のうち、賃貸や売却予定などがなく、また、別荘でもなく、長期にわたって空き家となっている住宅戸数の推移を伺います。

そうした住宅のうち、そのまま放置すれば倒壊する危険のある空き家は市町村によって特定空家に指定されると承知しておりますが、その推移と除却された件数の推移も併せて伺います。

○影山建築指導課長 特定空家等の状況などについてであります。国が実施している住宅・土地統計調査によると、道内の空き家のうち、賃貸・売却用及び別荘を除いた長期にわたり使用目的のない空き家は、令和5年で16万3000戸であり、平成30年の15万7000戸と比べ6000戸増加しています。

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、道内の市町村が指定した特定空家等の件数は、令和4年度末時点では2792件、5年度で2290件、6年度で1981件となっているところです。

また、特定空家等のうち、除却などを行った件数は、令和4年度に414件、5年度に239件、6年度に217件となっているところです。

○丸山はるみ委員 特定空家に指定された後、市町村の指導、助言にかかわらず、適切な対応がなされない場合に行われる行政代執行の推移を伺います。

○影山建築指導課長 行政代執行等の実績についてであります。空家特別措置法では、所有者等に対し命令を行い、命令に従わない場合には行政代執行を行うことができるとされています。

また、所有者が不明な場合には、事前の公告の手続を経ることにより略式代執行ができるとされているほか、災害などの非常かつ緊急な場合は、勧告や命令といった手続を省略した緊急代執行ができるとされているところです。

道内における行政代執行、略式代執行、緊急代執行の年度別の実績は、令和4年度は、それぞれ、8件、12件、0件の計20件、5年度は、2件、11件、1件の計14件、6年度は、5件、10件、4件の計19件となっております。

○丸山はるみ委員 昨年、我が会派は、紋別市を視察しまして、市の空き家対策についてお話を

伺ってまいりました。除却をするに当たっては、所有者負担が大きく、経済的な問題で進まないという課題を聞いてまいりました。また、所有者が分からない場合、調査に時間を要する上に、所有者が判明しても、その後の対応が困難である事例について伺ってまいりました。

対応に時間がかかれば、それだけ住宅の傷みが激しくなり、危険度も増すということです。空き家再生等推進事業の補助率を上げて所有者負担を軽減するとともに、国に対しても支援の拡充を求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○**桐木茂雄委員長** 住宅局長芥川昌久君。

○**芥川住宅局長** 除却への支援についてであります。現在、道内68の市町村において、国の空き家再生等推進事業及び空き家対策総合支援事業を活用し、所有者に対し除却費用を助成するなど、空き家の解消に向けて取り組んでいるところでございます。

道では、空き家対策のさらなる促進に向けて、道と市町村、住宅政策に係る団体等で構成する「ほっかいどう安心住まいづくりネットワーク」とともに、国に対し、特定空家等の除却の円滑化を図るための制度改正や実情を踏まえた補助限度額の設定など、財政支援の拡充について要望してきたところであり、引き続き、市町村や関係団体等と連携し、制度改正や財政支援の拡充について国に要望してまいります。

○**丸山はるみ委員** 空き家がだんだん壊れてきて、近隣の住民の方から市のほうへの対応を頼まれることがあるのですけれども、一番大きいのは経済的な問題なのです。そういったところの支援の拡充について、ぜひ要望を上げていただきたいと思います。

2023年に空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されまして、自治体は、特定空家になる前の段階から管理不全空家に指定をし、問題が深刻化するさらに前の段階から指導することができるようになったと承知しています。

空き家問題の解決には、不動産取引にとどまらず、相続や納税など、専門家の知恵が必要になってまいりますが、今年度、道は、北海道空家等管理活用支援法人プラットフォームを設置したと承知しています。その目的と今年度の事業内容について伺います。

○**影山建築指導課長** 空家等管理活用支援法人プラットフォームについてであります。道では、市町村の補完的立場で空き家の活用などを行う空家等管理活用支援法人の指定促進を目的として、道と不動産や法務などの関係団体で構成する北海道空家等管理活用支援法人プラットフォームを本年8月に設置したところです。

今年度については、支援法人同士の横連携を促進するための連絡会議の開催や市町村が主催する空き家対策勉強会に専門家を派遣したほか、希望のあった二つの町に対し、支援法人の指定に向けた伴走支援を行うとともに、全道の市町村や民間法人を対象に、指定に関する相談や要望を受け付ける窓口を開設したところです。

○**丸山はるみ委員** 本年8月に設置ということで、これから活用が広がっていくように期待をしたいと思います。

現在、道内でも、高齢の単身世帯、それから、高齢の御夫婦のみの世帯の増加率が著しいこと

は住宅・土地統計調査からも明らかだというふうに思います。将来、子ども世代が住む予定がない場合は、こうした住宅は、早晚、空き家となってしまう危険があります。

道として、空き家対策を行う市町村へさらなる支援を行うことはもとより、空き家対策の充実をどのように図り、国に対してどのように要望していくのか、建築企画監の見解を伺います。

○桐木茂雄委員長 建設部建築企画監大野雄一君。

○大野建設部建築企画監 今後の取組についてであります。空き家の増加が懸念される中、道では、防災や景観保全、地域の活性化はもとより、住宅ストックの循環利用の観点からも空き家対策は大変重要と考えており、空き家情報バンクによる情報提供や空家等管理活用支援法人プラットフォームによる伴走支援や相談窓口設置など、様々な取組を進めてきているところでございます。

道といたしましては、今後とも、地域の実情を的確に把握し、国に対しまして、必要な制度改正や財政支援の拡充を要望するとともに、プラットフォームを活用し、支援法人の指定を促進させるなど、空き家の有効活用や管理の適正化を図り、道民の皆様が安心して暮らし続けることができる住環境の形成に努めてまいります。

○丸山はるみ委員 小樽は雪が多いものですから、冬になって雪が積もると、ここも空き家だったのだなというような状態のいい空き家も、結構、目につくようになってまいります。

制度の活用を通して、早いうちから対応ができるようにということで、私も情報の周知と活用の促進を応援していきたいというふうに思っております。

終わります。ありがとうございます。

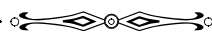
○桐木茂雄委員長 丸山委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で、通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって、建設部及び収用委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩



午前11時17分開議

○桐木茂雄委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 水産林務部所管審査

○桐木茂雄委員長 これより水産林務部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

小林雄志君。

○小林雄志委員 おはようございます。

水産林務部所管について御質問させていただきます。

まず、木育の推進についてお伺いします。

我が会派の同僚議員の一般質問において、「道民ひとり1本植樹・育樹運動」や、新たな「道

民の森」活用方針の策定により、木育を一層推進するとの答弁がありました。順次、具体的な取組について伺ってまいります。

まず、「道民ひとり1本植樹・育樹運動」の取組状況についてです。

「道民ひとり1本植樹・育樹運動」については、道では、令和6年度からの5年間で、全道で500万本の植樹、育樹を目標に掲げていると伺っておりますが、目標の達成に向けた現在の取組状況についてお伺いいたします。

○**桐木茂雄委員長** 森林海洋環境課長佐野弥栄子君。

○**佐野森林海洋環境課長** これまでの取組状況についてであります。道では、「道民ひとり1本植樹・育樹運動」の目標達成に向け、市町村をはじめ、運動に賛同する企業等と連携し、公募で選ばれたキャッチフレーズを活用したポスターの掲示やSNS等により広く周知するほか、環境保全に関心のある企業、団体等の方々に対し、森林所有者と協定を締結して森林づくり活動を行う「ほっかいどう企業の森林づくり」への参画について働きかけを行っているところです。

また、植樹・育樹活動や森林環境教育に取り組む教育関係機関に対し、苗木の提供や木育マイスター等の講師派遣といった支援を行うなど、幅広い世代の皆様の運動への参加を促しているところであり、こうしたことにより、令和6年度においては、市町村やボランティア団体、企業、教育関係機関等の活動により、79万8000本の植樹、育樹が行われております。

○**小林雄志委員** 次に、企業等と連携した運動の展開についてお伺いします。

社会全体の環境の関心の高まりなどから、森林づくりに関心を示す企業が増えていると感じております。目標の達成に向けては、こうした企業などとの取組を広げていくことも重要と考えますが、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○**佐野森林海洋環境課長** 企業等との連携についてであります。道では、平成19年度から「ほっかいどう企業の森林づくり」の取組を推進しており、これまで、環境保全に関心のある企業等が森林所有者と84件の協定を締結して森林づくり活動を行っているところではありますが、500万本の目標達成に向けて、より多くの企業等に取組に参画していただくためには企業が円滑に取り組める環境づくりを進めることが重要です。

このため、道では、植樹・育樹活動が企業等の社会貢献につながるなどについて、木育フェスタなど、様々な機会を通じて情報発信するとともに、企業等へ森林づくり活動の提案、助言を行う森林づくりコーディネーターの登録、育成に取り組むほか、企業の方々に植樹、育樹を体験していただくバスツアーや北海道植樹祭の開催を契機として、森林所有者と企業等とのマッチングを促すなど、企業等の森林づくりをきめ細かに支援してまいります。

○**小林雄志委員** 次に、新たな「道民の森」活用方針の策定についてお伺いします。

令和8年度を始期とする新たに策定する活用方針では、道民の森が協働の森林づくり活動の拠点となるよう、多くの方に利用していただく必要があることから、目標指標として令和18年度の利用者数を15万人と掲げていますが、目標の達成に向けどのように取り組んでいるのか、お伺いします。

【第2分科会 12月5日 第2号】

また、これまで、新型コロナウイルス感染症拡大などにより、利用者数が大きく減少するなど、社会情勢の変化の影響を受けてきたとお伺いしておりますが、こうした状況も踏まえ、目標とする期間や利用者数などについても柔軟に見直すことも必要だと考えますが、今後、社会情勢の変化を踏まえた活用方針をどのように見直す考えなのか、お伺いいたします。

○桐木茂雄委員長 森林海洋環境局長土屋禎治君。

○土屋森林海洋環境局長 道民の森の活用についてであります。道民の森を多くの道民の皆様へ御活用いただき、利用者数の目標を達成するため、方針では、森で遊び、森に学び、森を育てるといった三つの機能を充実させるとともに、SNS等を活用したPRを強化しながら、幅広い世代を対象とした多様なプログラムや、教育関係機関、企業等が行う森林づくり活動へのフィールドの提供、さらには、食と観光、アウトドア活動といった地域や企業等との連携による取組など、新たな魅力の構築に取り組むこととしております。

今後、パブリックコメントを実施し、広く道民の皆様からの御意見もいただきながら、本年度中を目途に方針を取りまとめてまいりるほか、社会情勢の変化などに迅速に対応できるよう、方針見直しの考え方についても整理してまいりたいと考えております。

○小林雄志委員 次に、今後の取組についてお伺いします。

木育の推進には、森林づくりに対する道民理解を促進し、企業や教育機関などの多様な主体と連携しながら、運動の定着に向け取り組んでいく必要があると思います。

道としては、今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○桐木茂雄委員長 水産林務部森と海の未来づくり推進監近藤将基君。

○近藤水産林務部森と海の未来づくり推進監 今後の取組についてでございますが、本道発祥の木育活動を通じて、道民の皆様が森林との関わりを主体的に考える豊かな心を育むためには、木育マイスターをはじめ、企業等や地域の関係者の方々が一体となって取組を進めることが重要でございます。

このため、道では、「道民ひとり1本植樹・育樹運動」の定着に向け、SNS等を活用し、機運の醸成を図りながら、木育マイスターなどと連携した教育機関等との植樹・育樹活動を積極的に支援するとともに、都市部における木育イベントを開催するほか、北海道植樹祭を契機とした企業等の森林づくり活動の活性化などに取り組んでまいります。

また、道民の森が、道民の森林や木材に触れ親しむ活動の拠点となるよう、「道民の森」活用方針を本年度中を目途に取りまとめ、新たな魅力の構築に取り組むなど、本道の豊かな森林を将来に引き継いでいけるよう、木育の取組をより一層推進してまいります。

○小林雄志委員 1点、指摘させていただきます。

新たな「道民の森」活用方針の策定についてです。

これからパブリックコメントによる道民の皆様からの御意見もいただきながら、年度内を目途に新たな「道民の森」活用方針を策定し、必要な取組を進めるとのことですが、近年、多様化する社会情勢の変化や道民ニーズなどを的確に踏まえて、時期を逸することなく方針を見直してい

くことについてもぜひ検討していただけるよう、指摘をしておきます。

次に、ブルーカーボンに関する取組の推進方向についてです。

地球温暖化が進む中、温室効果ガスの新たな吸収源として期待されているブルーカーボンについて、国は地球温暖化対策計画に盛り込んだと承知しております。

道においても、令和6年3月策定の「ブルーカーボンに関する取組の推進方向」に目標値を設定する改定案が示されたところですが、目標値の考えや今後の対応について、順次お伺いいたします。

まず、国の吸収量の現状値及び目標値について、全国の海草・海草藻場による二酸化炭素の吸収量の現状値や目標値はどのようになっているのか、教えてください。

○佐野森林海洋環境課長 全国のブルーカーボン吸収量についてであります。国では、2025年4月に国連へ提出した温室効果ガスインベントリにおいて、全国の海藻・海草藻場による吸収量について、2023年度の現状値を約34万二酸化炭素トンと算定しております。

また、2040年度の目標値については、2025年2月に閣議決定された国の地球温暖化対策計画において、沿岸域の藻場・干潟の保全、再生、創造や、Jブルークレジット制度のさらなる拡大に加え、新たに吸収源として期待の大きい沖合で生産、育成した海藻を深海に貯留、固定し、吸収量として算定、評価する取組の可能性の検討を進めるなどにより、目標吸収量を200万二酸化炭素トンと設定しております。

○小林雄志委員 次に、道の吸収量の現状値及び目標値について伺います。

国の算定を踏まえて、道では、吸収量の現状値や目標値をどのように算定していらっしゃるのでしょうか。

○桐木茂雄委員長 成長産業担当局長山口知子君。

○山口成長産業担当局長 道のブルーカーボン吸収量についてでございますが、道では、道内の藻場における吸収量について、国の温室効果ガスインベントリや環境省の藻場調査の結果、国の研究機関によるCO₂貯留量算定ガイドブックなどを参考に、2023年度の現状値を20万二酸化炭素トンと算定したところでございます。

また、2040年度の目標値については、道内の海藻・海草藻場面積が減少傾向にある中、10年前の水準を目指し、2013年度の吸収量である22万二酸化炭素トンに設定することとしております。

道といたしましては、「ブルーカーボンに関する取組の推進方向」に基づき、藻場の保全、創造の取組などを進めることにより目標を達成したいと考えております。

○小林雄志委員 今後の取組についてですが、今後、「ブルーカーボンに関する取組の推進方向」に設定されている目標の達成に向け、道としてはどのように取り組んでいくつもりでしょうか。

○近藤水産林務部森と海の未来づくり推進監 今後の取組についてでございますが、藻場には二酸化炭素吸収源としての役割が期待されており、ゼロカーボン北海道の実現を目指す本道におきまして、全国最大の面積を有する藻場を活用したブルーカーボンの取組を積極的に進めることが

重要でございます。

このため、道といたしましては、引き続き、国の事業を活用し、漁業者の方々など地域が取り組む雑海藻駆除などの藻場保全活動へ支援するとともに、昆布を着生させるブロックの設置等による藻場造成のほか、先行事例の情報発信やガイドラインの作成など、クレジットを取得しやすい環境づくりに加え、新たに地域の活動組織と企業等が連携協働する機会の創出に向けたプラットフォームの整備に取り組むなど、「ブルーカーボンに関する取組の推進方向」に定める目標達成に向け、各般の取組を着実に進めてまいります。

○小林雄志委員 次に、水場の安全確保について伺います。

中でも、ライフジャケットの着用のお話です。

我が国全体の漁業生産量の約25%、生産額の約2割を占める本道において、漁業、水産業は最も重要な基幹産業の一つでもあります。また、海のみならず、川、湖などで行われる釣り等のマリレジャーも雄大な自然をはじめとする本道の魅力が感じられる重要な産業でございます。

このような中、漁に出る漁業者並びにマリレジャーを行う方々の安全確保を図ることは極めて重要な問題であると思っておりますので、順次質問します。

まず、道の取組について、道は、漁業者並びに釣り等のマリレジャーを行う方々に対し、例えば、ライフジャケットの着用などを様々な場面で呼びかけ、注意喚起を行う等、安全を確保するための取組を行っていると同っていますが、道の取組にはどのようなものがありますか、改めてお伺いします。

○桐木茂雄委員長 水産経営課長住岡理君。

○住岡水産経営課長 安全確保のための道の取組についてであります。道では、北海道海難防止・水難救済センターや漁協、市町村と連携し、海難事故の防止に関する啓発を行うとともに、海難事故が発生した際には、速やかに全道の漁協に対し、安全対策の徹底を通知するほか、会議や大会など多くの漁業者が集まる場でライフジャケットの着用などの呼びかけを繰り返し行うなど、様々な機会を捉え、漁業者の皆様に対し安全対策の周知に努めているところであります。

また、釣りを楽しむ方々に対し、秩序ある行動や安全管理を促すため、遊漁に関するマナーやルールを掲載した小冊子を毎年作成し、団体や個人に配付するとともに、北海道釣り団体連合会が行う講習会に支援を行うなど、ルールを遵守し、安全の確保が図られるよう取り組んでいるところでございます。

○小林雄志委員 私も、以前、川釣りですとか、堤防でよく釣りをしていたのですが、ライフジャケットをつけることですごく安心感、安全感があります。それから、今、浦河というところでトラウトサーモンの養殖をされていて、もちろん、ライフジャケット着用で、船でそこまで行くのですが、それをつけることによって、作業員の皆さんもすごく安心して活動できると思っているので、やっぱり、推進運動というのは大事ですし、つけるというのが当たり前であるべきなので、引き続きよろしくお願いたします。

そういった道の取組の中で、留萌海上保安部の取組についてお伺いします。

まず、ライフジャケット着用の効果についてです。

留萌管内において、本年2月、操業中の漁船が転覆し、今なお行方の分からない方々がいる海難事故が発生しています。また、5月には釣りをしていた親子2人が海中に転落し、1人が亡くなる事故も発生しています。これらの事案では、いずれもライフジャケットが着用されていなかったことが確認されており、ライフジャケットの着用がなされていれば、行方不明者または死者を出さずに済んだとも言われています。

第一管区海上保安部の資料によれば、ライフジャケットを着用していれば海中転落後に生存する確率は高いとされていますが、ライフジャケット着用の重要性について、道はどのように認識されていますでしょうか。

○住岡水産経営課長 ライフジャケットの着用効果についてであります。海上保安庁の統計によりますと、直近5か年の船舶からの海中転落時における死亡率は、ライフジャケットを着用していない場合は53%と高い水準となっているのに対し、ライフジャケット着用者は13%でありまして、生存率がおおよそ4倍になることが示されております。

こうしたデータからも、ライフジャケットは、漁業活動や海洋レジャーにおいて命を守る重要な装備と認識をしてございます。

○小林雄志委員 まさしくライフジャケットは自らの命を守るため、あるいは、家で待っている家族のためにも必要だということがよく分かりました。

次に、ライフジャケット着用の状況についてです。

漁船を操業する漁業者は、法律で着用が義務づけられているが、一部、守られていない状況もあるかと承知いたします。また、港等の海沿いで釣りをを行う人たちは、着用の義務づけがなされておらず、ほとんどの人たちが着用していないのが現状であると考えます。

漁業者並びに釣りをを行う人たちのライフジャケット着用の状況を道はどのように把握されていますでしょうか。

○住岡水産経営課長 ライフジャケットの着用率についてであります。海上保安庁の統計によりますと、漁業者の海中転落時における着用率は、平成30年2月の小型船舶での着用義務化以前は3割程度、着用が義務化された以降は5割程度と、改善傾向は見られるものの、依然として低い水準であると認識しております。

また、プレジャーボートにおける海中転落時の着用率は8割程度となっております。

○小林雄志委員 留萌地域ライフジャケット着用推進員制度についてお伺いします。

留萌海上保安部は、前述したとおり、留萌管内において行方不明者や死者を出す重大事故が本年に相次いだことを受け、漁業者並びに釣り人をはじめとするマリンレジャーを行う方々にライフジャケット着用の重要性を周知する取組である留萌地域ライフジャケット着用推進員制度を今年度から始めています。

同制度は、留萌振興局をはじめ、地元自治体も推進員としてお名前を連ねていらっしゃいますが、道は、同制度の推進に当たり、どのように対応していくつもりでしょうか、お伺いします。

○住岡水産経営課長 留萌地域ライフジャケット着用推進員制度についてであります。当制度は、留萌海上保安部が独自に創設した官民連携による海難防止のための取組でありまして、留萌海上保安本部では、行政機関、漁協やマリレジャー事業者などの民間機関を推進員として認定し、地域全体で安全意識を高めることを目指しており、留萌振興局も参画し、安全意識の向上を目的とした広報活動やSNSによる情報発信などを行っているところでございます。

道といたしましても、このような官民が協働する地域独自の取組が先進事例として、他の地域における海難防止対策の参考となるよう、庁内関係部局や漁業関係者との情報共有を図ってまいります。

○小林雄志委員 今後の取組についてお伺いします。

留萌地域ライフジャケット着用推進員制度は、本道を所管する第一管区海上保安部の中では、留萌海上保安部が最初にスタートした取組であり、同趣旨の取組が全道に広がっていくことが大変期待されます。

釣り等のマリレジャーは、都市部の方々が留萌管内などの海のある地域に足を運んで行っているケースも多いと伺っています。さらに、溺水事故、いわゆる水で溺れる事故は、海に限らず、湖沼や川で発生する可能性も看過できない状況から、内水面における活動に際してもライフジャケットの着用を呼びかけることも大変重要です。

これらのことから、ライフジャケット着用は全道各地に幅広い周知がなされる必要があると考えますが、道としては、本道の水上安全の確保に向け、今後どのように取り組んでいくつもりでしょうか。

○桐木茂雄委員長 水産林務部技監藤田瑞代君。

○藤田水産林務部技監 今後の取組についてでございますが、ライフジャケットの着用は、海中転落時における生存率の向上に直結する最も重要な対策であり、全道的に広く周知を図っていくことが重要と認識しております。

このため、道といたしましては、今後も、センターが実施する海難防止活動に支援するとともに、漁業活動が活発化し海難事故の増加が予想される春と秋に、センターと連携し、集中的に漁船海難防止運動を展開するなど、ライフジャケットの着用をはじめとした安全に関する啓発に取り組んでまいります。

また、次世代への安全教育も重要でありますことから、センターが小中学生を対象としてライフジャケットの重要性や実際の効果を教える安全教室の開催に支援を行うなど、漁業者はもとより、余暇で海などを利用するあらゆる世代の方々の安全意識の向上に取り組み、海難・水難事故の未然防止に努めてまいります。

○小林雄志委員 ライフジャケット着用の周知、啓蒙が進むことをよろしくお願い申し上げます。

次に、小型するめいか釣り漁業の資源調査についてお伺いします。

小型するめいか釣り漁業に関しては、漁獲量が漁獲可能量、いわゆるTACを上回ったことか

ら、道内では10月22日から業界として自主的に休漁することを決め、さらに、11月1日からは国の採捕停止命令に基づく禁漁となり、漁業関係者から窮状を訴える声が多く寄せられているところでもあります。

道では、知事管理区分のTACを活用した資源調査を実施することで、11月10日から、事実上、操業が再開されています。この件に関し、以下、数点お伺いします。

資源調査の目的等について、資源調査によって小型するめいか釣り漁業を再開できたことで漁業関係者からは安堵の声が聞こえていますが、この資源調査の目的やここで得られた漁獲データをどのように活用されるのか、お伺いいたします。

○桐木茂雄委員長 漁業管理課長物見文雄君。

○物見漁業管理課長 資源調査の目的等についてであります。TAC設定の科学的根拠となるスルメイカの資源評価は、国や道等の試験研究機関による資源量調査や稚魚の分布調査に加え、小型するめいか釣り漁船の漁獲データ等が用いられておりますが、今般の採捕停止命令に伴い、評価に必要な11月から翌年1月の漁獲データが得られなくなったことから、令和7年度における来遊状況を的確に把握し、今後の資源評価及び令和8年度の適切なTAC配分に資するよう、北海道沖合海域におけるスルメイカ資源調査を実施しております。

調査により得られる操業日数や漁獲量等のデータは、道総研水産試験場が取りまとめ、国の水産研究・教育機構へ提出し、資源評価の精度向上に活用されます。

○小林雄志委員 次に、資源調査での漁獲実績についてお伺いします。

資源調査が始まって3週間以上が経過しましたが、これまでにどれぐらいの水揚げがあったのか、お伺いいたします。

○物見漁業管理課長 資源調査の漁獲状況についてであります。11月28日時点で、許可した239隻で合計56トン漁獲しており、水揚げの多い地区は、渡島総合振興局管内での水揚げが43トン、根室振興局管内で13トンとなっております。

なお、北海道いか釣り漁業協会では、長期間の調査が可能となるよう、1隻当たり1日100箱までの漁獲制限を設けて資源調査に当たっております。

○小林雄志委員 今後の対応についてお伺いします。

今後もTACを超過するような事態が見込まれる際には、ルールの範囲内で可能な限り柔軟な対策を迅速に取る必要があると感じています。

道としては、今回のケースでどのような課題があると認識し、今後どのように対応していくのか、お伺いいたします。

○桐木茂雄委員長 水産林務部長岡嶋秀典君。

○岡嶋水産林務部長 今後の対応についてでございますが、スルメイカは、1年魚で資源量予測が困難なことに加え、本年は、道外での漁獲が急増し、本道で漁期を迎えた時点で既にTACを超過したことや全国で漁獲報告が滞ったことなどから、超過の未然防止や地域格差の是正が課題と考えております。

【第2分科会 12月5日 第2号】

道といたしましては、漁獲が急激に積み上がった場合に必要な漁獲抑制などに対応するため、迅速に数量を把握する体制を整備するとともに、資源評価の精度向上による適切なTACの設定はもとより、本道の漁業形態を踏まえた公平かつ柔軟な制度運用について国に求めるなど、漁業者の皆様が安心して漁業を営むことができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○**小林雄志委員** 私は、日高なのですけれども、日高でイカを食べる前に終わっちゃったような気がして、残念でなりません。また、漁師さんが1日100箱というのが多いのか少ないのか、昔の大量に取れた時期から考えたら本当は少ないのでしょうかけれども、それでも漁を続けられることが助かるのか、ありがたいのか、その辺の判断はちょっと分かりませんが、引き続き、道としてはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、アキサケの資源対策についてお伺いします。

アキサケ、いわゆるアキアジは、全道各地の増殖事業団体が稚魚の人工ふ化放流を行うことにより資源の再生産が行われ、長きにわたり本道の水産資源を代表してきたと認識していますが、近年は減少傾向が続き、回復の兆しが見られない中で、今年、道総研さけます・内水面水産試験場が公表した来遊予測では、平成以降の最低水準に迫った令和6年実績を大きく下回るとされているところです。

アキサケ漁も12月に入って終盤を迎えますが、今年の来遊状況をお伺いするとともに、減少が止まらないアキサケ資源の回復に向け、今後どのように取り組んでいくのか、教えてください。

まず、アキサケの漁業状況について、今年のこれまでのアキサケの漁獲が前年と比較してどのような状況なのか、全道と海域別にお伺いいたします。

○**桐木茂雄委員長** サケマス・内水面担当課長古明地恵一君。

○**古明地サケマス・内水面担当課長** アキサケの漁獲状況についてであります。北海道連合海区漁業調整委員会が取りまとめた本年11月20日現在の速報では、全道の漁獲は560万尾、金額は250億円となっており、昨年の同期と比べて漁獲尾数は36%、金額は52%となっております。

また、海域別の漁獲尾数は、えりも以西太平洋は37万尾と昨年同期に比べ189%でありましたが、えりも以東太平洋は51万尾で51%、根室海域は56万尾で19%、オホーツク海は361万尾で34%、日本海は55万尾で61%となっており、えりも以西太平洋を除く4海域で昨年同期を大幅に下回る状況となっております。

○**小林雄志委員** 続きまして、減少の要因についてお伺いします。

本道におけるアキサケ漁業の主産地でありますオホーツク海や根室海域における漁獲の減少が特に顕著な状況となっておりますが、この減少要因について、どのようなことが考えられますか、教えてください。

○**古明地サケマス・内水面担当課長** 減少の要因についてであります。道総研の見解によりますと、減少が顕著なオホーツク海や根室海域では、本年、漁獲対象となる稚魚が放流された令和4年春に、沿岸水温が低温状態から急激に上昇したため、稚魚の生育に適した水温帯である5度

から13度の期間が短かったといった海洋環境が大きく影響し、稚魚の減耗につながったと考えられています。

また、道が昨年開催した秋サケ資源対策検討会議におきましては、近年の資源減少の主な要因は、親魚の減少による良質な卵の不足や施設の老朽化による飼育環境の悪化などが稚魚の生き残りに影響しているほか、アキサケが来遊する9月の沿岸域の高水温化などが影響しているといった見解が示されております。

○**小林雄志委員** 種卵の確保についてお伺いします。

本年の大幅な漁獲の減少は、漁業経営等にとって大きな影響を与えるだけでなく、親魚の確保が難しくなってしまうことから、今後のアキサケ資源づくりへの影響を懸念しています。

来年春の放流に必要な種卵の確保の状況を伺うとともに、道としてどのように取り組んでいくのか、併せてお伺いいたします。

○**古明地サケマス・内水面担当課長** 種卵の確保についてであります。北海道さけ・ます増殖事業協会が取りまとめた全道における種卵の確保状況は、11月20日現在、7億9000万粒で、10億6000万粒の計画に対して74%となっており、海域別では、えりも以西太平洋が97%、えりも以東太平洋が48%、根室海域が40%、オホーツク海が102%、日本海が78%となっております。

道では、本年6月に道総研の公表したアキサケの来遊予測が大変厳しいものであったことを踏まえ、早い時期から必要な親魚や種卵の不足が見込まれる地区の増殖事業団体に対し、親魚の捕獲を促進するよう捕獲河川の追加などの指導を行ってきたほか、全道の増殖事業団体や試験研究機関と連携し、種卵の不足が見込まれる地区に対し、種卵が順調に確保された地区からの供給を促すなど、ふ化放流事業の計画的な推進に努めているところであります。

○**小林雄志委員** 最後に、今後の対応についてお伺いします。

アキサケは、ホタテなどとともに本道水産業を代表する重要な魚種であります。

特に今年は、漁獲や親魚の減少に加え、種卵不足の深刻化や移植が恒常化する地区も見られており、今後の資源回復に不可欠な放流事業の継続実施が危ぶまれているのではないかとこれまで以上に危機感を持っています。

道では、これまでも資源対策に取り組んでおり、今定例会の代表格一般質問では、「持続可能なさけ増殖事業検討会」を新たに立ち上げるとの知事答弁がありましたが、今年の急激な減少や近年の増殖事業の実態を踏まえて、今後、具体的にどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

○**岡嶋水産林務部長** 今後の取組についてでございますが、本道のアキサケは全道で漁獲され、漁業はもとより、地域経済を支える重要な資源であります。近年、漁獲が減少傾向にある中、本年の沿岸漁獲と河川捕獲を合わせた来遊数は厳しい予測をさらに下回る状況にあり、今後、親魚の捕獲や種卵の確保が困難となった場合、稚魚生産数の減少が懸念されることから、ふ化放流事業の安定化に向けた取組の強化が必要と考えております。

道といたしましては、昨年取りまとめた「資源対策の基本方向」に基づき、引き続き、アキサ

ケの回遊に適した10月以降に来遊する資源づくりの強化などに取り組むほか、今年の漁期が終わり次第、速やかに全道9地区の増殖事業団体や国の試験研究機関などによる「持続可能なさけ増殖事業検討会」を新たに立ち上げ、各地区の増殖事業の課題を共有しながら、親魚の捕獲や種卵の確保の実態を踏まえた放流数の見直しや回帰率の高い地区でのふ化放流の強化といった持続的で安定的な増殖事業を推進するための中期的な方針の検討を進めるなど、アキサケ資源の早期回復に向けた取組を一層進めてまいります。

以上でございます。

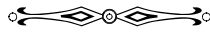
○小林雄志委員 終わります。

ありがとうございました。

○桐木茂雄委員長 小林(雄)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩



午後 1 時 開議

○小泉真志副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水産林務部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

鈴木仁志さん。

○鈴木仁志委員 初めに、所有者不明林についてお聞きをいたします。

昨年の水産林務委員会において、ナラ枯れの被害木処理に関して、所有者が不明のため被害木処理の承諾が得られなかった被害木があったと担当者から報告がありまして、気になっておりましたけれども、こうした所有者が分からない状態の森林は道内にどのくらい存在しているのでしょうか。面積並びに所有者が不明となっている要因も含めてお聞きをしたいと思います。

○小泉真志副委員長 森林計画課長日比野佑亮さん。

○日比野森林計画課長 所有者不明森林の現状についてであります。道では、道内における所有者が不明な森林の面積などの状況を把握していませんが、令和2年度に国が行った調査によりますと、全国では、登記簿情報だけでは所有者に連絡がつかない森林の割合は約3割となっております。

所有者が不明となる要因については、相続に伴う所有権の移転登記が行われていないことのほか、森林の土地の所有者届出制度に基づく届出がされていないため、森林の土地を新たに取得した方を市町村が把握できていないことなどが考えられます。

○鈴木仁志委員 道内の所有者が分からない森林がどのくらい存在しているのかは分からないということですが、森林、林業の振興において、所有者が分からないことによって生じる問題点についてお聞きをいたします。

○日比野森林計画課長 所有者不明森林の問題点についてであります。本道の民有林においては、森林組合などが森林経営計画を作成し、近隣の森林を一体的に管理することにより、効率的

かつ計画的な森林整備が行われていますが、所有者が不明である場合、森林組合などが森林所有者に計画への参画を働きかけることができないため、森林整備の集約化に支障が生じ、手入れが行き届かない森林が増加することが懸念されるほか、所有者の探索に時間を要するため、所有者の同意が得られず、ナラ枯れ被害木の処理や必要な路網の作設ができないといった事案も発生しております。

○鈴木仁志委員 無断伐採が行われていても分からない、森林が荒廃していても、害虫が繁殖しても手がつけられないのでは、森林を守ることはできないと思います。まして、森林整備に向けた諸施策を講じて、周知できなく、活用されないのでは森林整備は進まないと思います。

森林の施業において、植林から始まるのではなくて、所有者や権利者を捜し出す探偵業から始まる、このような状況を道として放置していいのでしょうか、考えをお聞きいたします。

○小泉真志副委員長 森林計画担当局長立原泰直さん。

○立原森林計画担当局長 所有者不明森林への対応についてでございますが、道では、所有者が不明な森林が増加しないよう、引き続き、森林法に基づく所有者届出制度について、ホームページやパンフレットを活用した周知に努めるとともに、所有者への戸別訪問やチラシ配付等による森林整備の普及指導活動などを通じ、相続を受ける所有者の森林経営への関心や意欲の向上に取り組んでまいります。

また、所有者不明森林の課題解決に向け、市町村に対し、所有者を特定するための探索に加え、探索しても所有者を把握できなかった森林を対象にした森林経営管理制度に基づく集積計画の作成手順について助言を行うなど、地域の森林整備が円滑に進むよう、各般の取組を進めてまいります。

○鈴木仁志委員 今年の第3回定例会予算特別委員会におきまして、未整備森林についてお聞きをしましたとき、令和5年度末で未整備森林は32万8000ヘクタールあるとし、北海道森林吸収源対策推進計画では、適切な経営管理が行われている森林の面積の割合を令和12年度に75%にする」と述べられておりましたが、このような状態で可能なのでしょうか。所有者不明森林を放置すると、さらなる相続の発生により共有状態が悪化し、所有者の特定がさらに困難になるおそれが生じると思っております。急ぎ取り組む必要があると指摘をさせていただきます。

次に、林業用種苗の状況についてお聞きをいたします。

ここ数年、苗の生産見込みに対して生産本数が低下していると聞くところですが、どのような状況なのか、原因を含めてお聞きをしたいと思います。

○小泉真志副委員長 森林整備課長笹岡英二さん。

○笹岡森林整備課長 苗木の生産についてでございますが、道による苗木需給の調査では、道内の苗木生産量の約8割を占めるカラマツ及びトドマツの苗木については、播種時の生産見込み本数に対する生産本数の割合は、令和4年から6年の直近3年間では、春先の少雨や夏の高温といった気象の影響などから約9割となっておりますが、6年秋や7年春の植林に当たり、需要者団体から苗木が不足したという情報はなく、道としては、苗木の生産量は需要量を満たしている状況と

認識しています。

○鈴木仁志委員 今年、苗木の規格見直し後で初めての苗木の出荷だったと認識をしておりますけれども、苗木の規格見直しに当たりましては、需要者側から懸念する声があったと思っております。不都合な事例はなかったのでしょうか。どのように検証されているのか、お聞きしたいと思えます。

○笹岡森林整備課長 苗木規格の見直しについてであります。苗木規格の見直しに当たっては、地域の需要者からは、大きい苗と小さい苗が混在して出荷されると植付け作業がしづらくなることや、これまでより小さい苗木が供給されると、下刈り時に誤伐するおそれがあることなどの意見が寄せられていたことから、苗木生産者は、需要者から苗木の大きさの要望があった場合、苗木の生育状況などを勘案して、可能な限り対応することとしたところです。

令和7年春に新たな規格に基づく苗木が初めて出荷され、苗木生産者団体や需要者団体が行った規格の見直し後の出荷状況調査では、いずれも支障はなかったとの報告を受けており、道としましては、規格見直し後も、大きな混乱が生じることなく、円滑に苗木が供給されているものと認識しています。

○鈴木仁志委員 分かりました。

今年のドングリは、2020年度以降で最多となる9振興局管内で、4段階で最低となる凶作になっていると聞いております。専門家は、壊滅的という言葉を使うほど、実なりが悪いと報じられてもおります。

また、札幌市の環境局の方も、ヒグマの報道の中で、これまでとは比較にならない凶作で、山で何が起きているのか分からないとのコメントが紙面に掲載をされておりました。十勝におきましても、サルナシ、ヤマブドウもあまり実をつけていないとも言われております。

来年まきつける広葉樹あるいは針葉樹は、実をつけているのか、種子は確保できているのかと心配をしているところですが、どのような状況なのでしょう。

また、出荷される来年度の苗木生産に対して、種子のまきつけ量は足りているのでしょうか、併せてお聞きをしたいと思います。

○立原森林計画担当局長 種子のまきつけ量についてでございますが、種子の採取量は、年ごとに豊凶による変動がありますことから、林業種苗法及び関係要綱において、都道府県は、苗木生産に必要な種子の生産及び貯蔵に努めることとされております。

道では、法令で定められた樹種のうち、杉、カラマツ類、トドマツ、アカエゾマツの4樹種について、生産者団体と連携し、樹種ごとに需要量の3年から6年分を備蓄しており、令和7年度は、薬品により種子の結実処理が可能な杉以外の3樹種は凶作で、種子の確保は見込めませんが、備蓄された種子により、本年秋と翌年春の播種に必要な量は確保されているところでございます。

一方、4樹種以外の樹種は、広葉樹を含め、多くの需要を見込めないため、苗木生産者は、山林内で種子を採取するなどした上で、個別に需要者からの注文を受けて生産を行っております。

が、現在のところ、種子が不足しているといった情報はございません。

○鈴木仁志委員 分かりました。

次に、大雨による森林被害と流木の流出についてお聞きをしたいと思います。

2021年6月より運用を開始されてから北海道で初めての線状降水帯の発生によりまして、9月20日の夜から十勝・釧路地方を襲った記録的な大雨は、住宅の床下・床上浸水をはじめ、道路、農地、橋梁など、各所に大きな被害を及ぼしましたが、森林、林道などにおける被害はどのような状況だったのか、被害額を含めてお聞きをしたいと思います。

○小泉真志副委員長 総務課長高畠研人さん。

○高畠総務課長 大雨被害の状況についてでございますが、本年9月20日から21日にかけて発生しました豪雨による山腹斜面や溪流内からの土砂流出等の治山被害は、主に十勝・釧路管内で発生しまして、被害額が約14億7600万円、また、路盤や盛土の崩壊等の林道被害は、主に釧路、胆振管内で発生しまして、被害額は約2億2800万円、合わせて17億400万円の被害を受けたところでございます。

○鈴木仁志委員 結構大きな被害額ということでありますけれども、森林、林道における被害復旧についての方針がありましたら、お知らせください。

○小泉真志副委員長 治山課長羽角修司さん。

○羽角治山課長 復旧の方針についてであります。道では、大雨による多数の林地崩壊の発生を受け、被害の拡大を防ぐため、土砂や倒木が道路に流出するおそれがあった箇所については、大型土のうを設置するなど、応急対策を実施するとともに、恒久的な対策として、溪流内に堆積した土砂の流出を防ぐ治山ダムを設置や斜面の崩壊を防止するのり砕工などの災害復旧事業を国へ申請し、11月下旬に事業決定されており、今後、速やかに調査設計を行い、来年3月をめどに、順次着手して早期復旧を図ってまいります。

また、林道においても盛土崩壊等の被害が発生したことから、林道を管理する市町では、先月までに国の災害査定が終了したところであり、道としては、森林施業や木材の搬出に支障が生じないよう、今後、市町に対し、早期復旧に向け、設計や発注業務への助言などの支援を行ってまいります。

○鈴木仁志委員 よろしくお願ひします。

この大雨によって、十勝の厚内川では、異常出水による流木が橋脚に滞留しまして橋脚が崩れたほか、水や流木が周辺にあふれて浸水被害をもたらしました。

また、十勝川河口両岸は、それぞれ800メートルから900メートルにわたって大量の流木が堆積をしたところであります。この流木はどこから来たのか、発生源はどこだと考えているのか、見解があればお聞きをしたいと思います。

○羽角治山課長 流木の発生源についてであります。本年9月に発生した大雨による流木被害について、厚内川及び十勝川の河川管理者に聞き取りしたところ、橋脚や河口に堆積した流木は、今回の大雨により林地から発生したものであるか、河川内に埋没していたものであるかな

ど、詳細は不明とのことでありました。

十勝川流域においては、令和3年12月から4年1月にかけて道が実施した調査では、林地の崩壊による森林からの流木や河畔林の浸食などによる流木の発生は確認されなかったため、今回発生した流木については、道の調査以降に発生した流木、または、河川内に埋没し、このたびの大雨によって河床が洗い出されたことにより発現した流木の可能性があると考えております。

○鈴木仁志委員 詳細は不明ということなのでしょうけれども、平成28年8月に発生いたしました十勝管内を中心にした台風により大雨となりまして、大量の流木が海岸に漂着し、水産業など地域産業に大きな影響を与え、その対策が急務となったことから、十勝地域海岸漂着物対策推進協議会に流木対策検討部会を設置して関係機関が相互に情報共有し、流木発生抑制を考慮した森林整備に向けた具体的な取組などを検討したものと認識しているところでありますけれども、何を検討し、具体的にどのような施策を講じたのか、お聞きしたいと思います。

○羽角治山課長 流木発生抑制に向けた取組についてであります。道では、平成28年8月の豪雨により大量の流木が発生した十勝総合振興局において、国や市町村、森林組合、漁業協同組合などが参画する流木対策検討部会を設置し、流木の発生抑制対策や発生した流木の利用促進、さらには、流木対策に関する情報の共有化などについて、平成31年3月に検討結果を取りまとめたところです。

また、令和元年6月には、検討結果を基に、流木被害の軽減を目指す森林づくりの在り方を策定し、全道の治山事業の計画立案に活用しており、必要に応じ、鋼材を設置したスリット部分で流木を捕捉する治山ダムを設置のほか、倒れるおそれのある樹木を除去することや、幹が太く根が深い樹種を植林するといった土砂の崩壊を抑制する森林の整備手法を導入するなど、流木被害の軽減に向けて取り組んでいるところでございます。

○鈴木仁志委員 今回の大雨を含めて、全国で多発する局地的な豪雨などによりまして、森林や河畔林などから流出する流木の発生抑制が急務となっていると認識をしているところです。

また、流木の発生による森林資源の減失とともに、人的被害や漁業などの産業活動といった河川の上流から下流域全体への悪影響が懸念をされているところです。

流木発生抑制を考慮した森林整備、流木の捕捉について、今後どのような施策が必要だと考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○小泉真志副委員長 林務局長加納剛さん。

○加納林務局長 今後の対応についてであります。本道では、本年9月に十勝地方や釧路地方で線状降水帯が発生し、記録的な豪雨が観測されるなど、山地災害が激甚化、多様化しており、林地の崩壊はもとより、流木の発生抑制対策に取り組む必要があります。

道では、これまで、平成28年の十勝地方における大雨災害を踏まえ、流木被害の軽減を目指す森林づくりの在り方を策定し、道内各地域において、流木を捕捉するスリット式治山ダムの設置をはじめ、土砂の崩壊に強い森林の整備や溪流内の樹木の適切な管理などに取り組んできたところであり、今後も、引き続き、現地の状況に応じた流木の発生抑制対策を推進し、漁業生産活動

をはじめ、地域の住民の方々の安全、安心な暮らしが守られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 よろしくお願ひします。

最後の質問にしたいと思ひますけれども、林道橋梁の整備についてお聞きをいたします。

林道及び林道橋梁は、林業活動を支える重要な基盤であり、必要不可欠なものですが、本道の民有林における林道橋梁は何基あるのか、お聞きをしたいと思ひます。

○小泉真志副委員長 路網整備担当課長土井和行さん。

○土井路網整備担当課長 林道の橋梁数についてであります。本道の民有林における林道の橋梁数は、令和7年3月末時点で、道が管理する道有林内の橋梁が633基、市町村が管理する橋梁が531基で、合計1164基となっております。

○鈴木仁志委員 林道橋梁は、使用されている材料や構造、場所、使用頻度などによって劣化の状況が異なるため、一概に耐用年数前だからといって安全とは言えないと思っておりますが、耐用年数は、鉄筋やコンクリート部材で一般的に五、六十年程度とされ、建設後50年が劣化の目安とも聞いておりますので、50年以上経過する橋梁数をお聞きしたいと思ひますし、また、林道橋梁の点検はどのように行われているのか、併せてお聞きをいたします。

○土井路網整備担当課長 50年以上が経過した橋梁についてであります。道や市町村が管理している林道の橋梁のうち、50年以上経過したものは、令和7年3月末時点で548基であり、こうした橋梁については、国の林道施設長寿命化対策マニュアルでは5年ごとに点検作業を実施することとされており、林道の管理者は、それぞれ林道橋梁長寿命化計画を定め、目視による腐食や、ハンマー打音による部材の緩みなどについて点検を行っております。

○鈴木仁志委員 予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態の橋梁、構造物の機能に支障が生じる可能性があり早期に措置を講ずるべき状態の橋梁、構造物の機能に支障が生じているまたは生じる可能性が著しく高く緊急に措置を講ずるべき状態の橋梁は、それぞれどの程度存在をしているのでしょうか、お聞きをしたいと思ひます。

○土井路網整備担当課長 措置すべき状態の橋梁数についてであります。道や市町村は、点検作業により、橋梁の機能に支障が生じていないか健全性の判定を行っており、令和7年3月末時点で、健全と判定されたもの以外の橋梁数については、道と市町村の所管別に見ると、機能に支障は生じていないが予防として措置することが望ましい予防保全段階のものは、道が364基、市町村が297基、合計661基で全体の57%で、機能に支障が生じる可能性が高い早期措置段階のものは、道が159基、市町村が56基、合計215基で全体の18%、さらに、機能に支障が生じており、または生じる可能性が著しく高い緊急措置段階のものは、道が14基、市町村が1基、合計15基で全体の1%となっております。

○鈴木仁志委員 損傷が深刻化してから大規模な修繕を行うこととなれば、費用が非常に高くなると思っております。

予防的な補修や計画的な架け替えを行うことで、維持管理費用や架け替え費用のコストを削減

【第2分科会 12月5日 第2号】

できるものと思っておりますが、取りも直さず、命に関わる施設であります。劣化した橋梁を放置できるものではありません。補修などの状況についてお聞きをしたいと思います。

○土井路網整備担当課長 橋梁の補修状況についてであります。林道施設を適切に管理し、長寿命化を進めるため、利用頻度や施設の状態等を踏まえ、道有林においては、道有林林道橋梁長寿命化計画に基づき、補修等を計画的に進めており、計画を策定した平成28年から令和7年3月末までの間で32基の補修等が完了しております。

また、市町村等が管理する林道についても、橋梁の補修等の方法を定める個別施設計画に基づき計画的に進めており、市町村における計画策定が開始された平成27年から令和7年3月末までの間で37基の補修等が完了しております。

○鈴木仁志委員 林道及び橋梁は、森林施業にとって不可欠であり、山火事や災害時の避難路、迂回路としての役割もあり、適切に管理することが求められておりますけれども、今後の取組をお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○小泉真志副委員長 水産林務部長岡嶋秀典さん。

○岡嶋水産林務部長 今後の取組についてでございますが、林道は、植林や伐採、木材の搬出など、森林の適切な管理保全に加え、災害時には避難路等として利用されるなど、道民の皆様の安全、安心な暮らしを支える重要な施設であり、老朽化した橋梁の補修を含めた林道の維持管理につきましても、事故のないよう適切に行う必要がございます。

このため、道では、道有林林道においては、北海道インフラ長寿命化計画に基づき、定期的な点検や補修など、施設の適切な維持管理に努めるほか、市町村が行う橋梁の維持管理について、中長期的なコストの縮減と費用の平準化に向け、技術的な助言を行うとともに、国に対しまして、林道の長寿命化、強靱化に必要な予算の確保を要望するなど、森林づくりの基盤となる本道の林道の適切な維持管理に取り組んでまいります。

以上でございます。

○小泉真志副委員長 鈴木(仁)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

檜垣尚子さん。

○檜垣尚子委員 私からは、マフグの消費拡大について伺ってまいります。

海洋環境の変化等により、アキサケなどの水揚げが減少する中、マフグは、近年、漁獲量が増え、令和元年から5年まで全国1位となっているものの、道外への出荷量が多いと聞いておりますが、マフグの道内での漁獲量や流通の状況について伺います。

○小泉真志副委員長 水産食品担当課長小寺一史さん。

○小寺水産食品担当課長 フグ類の漁獲量や流通の状況についてであります。本道におけるフグ類の漁獲量は、国の統計によると、令和元年は747トンでありましたが、令和6年の概数値では3000トンとなっており、近年、漁獲量が大幅に増加しています。

道内では、主にマフグが漁獲されており、その多くは、需要がある山口県を中心に道外へ流通しておりますが、一部は道内で流通し、飲食店で提供されているほか、漁協や加工業者がだしや

一夜干し製品に加工して販売に取り組んでいます。

○**檜垣尚子委員** 漁獲量が全国1位であるにもかかわらず、多くが道外の加工地に流通しているとのことですが、道内での加工や流通が少ないことの要因や課題について、道としてどのように考えているのか、伺います。

○**小寺水産食品担当課長** 道内の加工流通量が少ない要因等についてではありますが、フグ類は、本州では、産地と消費地が比較的近く、加工してから流通するまでの体制が古くから確立し、食文化として根づいています。道内では家庭内や飲食店で食べる機会が少ない状況です。

また、漁協からの聞き取りでは、道内で加工できる施設が少なく、短期間で大量に漁獲されるため、その多くは、生鮮や冷凍品として、産地から本州の加工地へ輸送する方法が取られていると承知しています。

道では、こうした要因を踏まえ、道内でのマフグの加工や流通を広げるためには、道産マフグの需要を喚起するとともに、加工流通体制を構築することが課題と考えています。

○**檜垣尚子委員** 海洋環境の変化などから、これまで漁獲されていなかった魚種が取れるようになってきました。こうした魚種を有効に活用することが重要であり、消費拡大につなげるべきと考えますが、道としてどのように取り組んできたのか、伺うとともに、今後、マフグの消費拡大にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○**小泉真志副委員長** 水産林務部森と海の未来づくり推進監近藤将基さん。

○**近藤水産林務部森と海の未来づくり推進監** マフグなどの消費拡大に向けた取組についてでございますが、道では、漁獲が増加しているブリやマイワシなどの魚種について、オリジナル料理を提供する飲食店フェアを開催するとともに、道内量販店と連携したPRイベントに取り組むほか、漁協等が行う水産物のブランド化や商品開発、販路拡大に支援を行っているところでございます。

また、こうした取組に加えまして、生産や加工、流通に係る課題を把握するため、漁協や加工流通関係事業者の方々と意見交換を行っており、特にマフグにつきましては、認知度向上や加工施設の増加を期待する意見があったことなどを踏まえ、おいしい食べ方や加工方法の研究に着手している道総研水産試験場をはじめ、生産者や加工流通事業者の方々とも連携し、資源が増加傾向にあるマフグの有効活用や付加価値向上に向けて取り組むなど、漁獲が増加している魚種の本道での消費拡大に取り組んでまいります。

○**檜垣尚子委員** 近年の北海道におけるマフグの漁獲量は全国1位ではありますが、その大半が道外へ出荷されているとのことで、道内での加工や流通が限定的であるとのことでした。答弁があったように、道内でのマフグの加工体制が十分に整備されていないことが一つの要因ではと考えます。こうしたことなどにより、マフグの付加価値向上や道内消費の拡大が進んでいないほか、加工過程で発生する廃棄物の処理という点でも課題があるというお話も現場の水産加工会社からは伺っています。

ぜひ、道民へブリのような消費拡大に向けたプロモーションや食育の推進、また、関係者間の

【第2分科会 12月5日 第2号】

連携強化を進めていただき、北海道の豊かな水産資源であるマフグを、より一層、道内で有効活用し、地域経済の活性化につなげていくためにも、今後の積極的な施策展開を強く願い、質問を終わります。

○小泉真志副委員長 檜垣委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

白川祥二さん。

○白川祥二委員 午前中、小林(雄)委員からもアキサケの資源対策について詳細に質問がありまして、重複しますが、私からも質問させていただきます。

今年のアキサケ漁は、全道的に極めて厳しい状況で、道が先日公表した11月20日現在の道内沿岸での漁獲尾数は560万尾、前年同期比で36%となっています。

近年は、沿岸域の高水温化などの影響でアキサケ資源が著しく低迷しており、沿岸漁獲はもちろん、河川遡上する親魚の確保も厳しくなっていると漁業関係者などから伺っていますが、アキサケの資源回復には、人工ふ化放流事業において、稚魚の放流を安定的に行うことが必要であり、これまで、道では、回帰率の向上などにつながる資源回復の取組が行われてきたと承知していますが、アキサケのふ化放流事業や資源対策に関して伺ってまいります。

初めに、道内で行われているアキサケの人工ふ化放流事業は、道が定めるふ化放流計画に基づき、親魚捕獲、採卵、稚魚の放流が行われていますが、本計画は、増殖事業団体などどのように定めているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 サケマス・内水面担当課長古明地恵一さん。

○古明地サケマス・内水面担当課長 ふ化放流計画の策定についてであります。全道9地区のさけ・ます増殖事業協会では、漁業関係者などからの意見を踏まえ、毎年、各地区の河川ごとに、親魚の捕獲数や採卵数、稚魚の放流数など、ふ化放流事業の実施に必要な事項を定め、各地区の計画案をまとめております。

道では、こうした計画案につきまして、各地区の増殖事業団体の調整や指導などを行う北海道さけ・ます増殖事業協会や道総研さけます・内水面水産試験場とともに、各地区の増殖事業団体からヒアリングを行い、計画内容の妥当性などを検討し、必要に応じて修正を加えるとともに、全道の計画案として取りまとめ、北海道連合海区漁業調整委員会への諮問、答申を経て、全道の河川ごとの計画を策定しているところです。

○白川祥二委員 河川において計画どおりに親魚が確保できない場合、ふ化放流に必要な種卵の確保がされているのか心配されるところであります。これまでの種卵の確保状況を海域別に伺うとともに、今後の道の対応を併せて伺います。

○古明地サケマス・内水面担当課長 種卵の確保についてであります。北海道さけ・ます増殖事業協会が取りまとめた11月20日現在の全道の種卵の確保状況は、計画の10億6000万粒に対して7億9000万粒、74%となっており、海域別では、えりも以西太平洋が97%、えりも以東太平洋が48%、根室海域が40%、オホーツク海が102%、日本海が78%となっております。

道では、ふ化放流事業の計画的な推進に向けて、全道の増殖事業団体や試験研究機関と連携

し、捕獲河川の追加といった親魚の数を増やす取組に加え、地区間の種卵の移殖を進めながら、必要とする種卵数の確保に努めているところであり、引き続き、増殖事業団体の行う親魚や種卵の確保状況を注視し、来年春の稚魚放流数が確保できるよう取り組んでまいります。

○白川祥二委員 本当に海域別によって大きく種卵確保の状況が変わっているということが分かりました。

このように、近年の資源の減少に伴い、増殖用の親魚や種卵の不足が懸念される中、昨年、道では、アキサケの資源対策を検討する会議を開催したと承知していますが、現在、道では、この結果を踏まえてどのような対策に取り組んでいるのか、伺います。

○古明地サケマス・内水面担当課長 資源の回復に向けた取組についてであります。昨年開催した秋サケ資源対策検討会議では、資源減少の要因分析と対策の検討を行い、海洋環境の変化に伴い、適期放流の判断が難しいことや施設の老朽化による飼育環境の悪化などが稚魚の生き残りに影響していること、近年、9月の沿岸域の高水温化が進んでいることなどがアキサケの主な来遊数の減少要因とされ、こうした分析の下、対策を検討し、道では、検討結果を踏まえ、「資源対策の基本方向」を取りまとめたところであります。

この基本方向に基づき、引き続き、稚魚の適期放流や飼育環境を改善する施設整備への支援を行うとともに、海水温の下がる10月以降に来遊するアキサケの回遊に適した資源づくりの強化や、本年3月に改定したふ化放流マニュアルの普及による増殖技術の向上を図るなど、海洋環境の変化を踏まえた資源対策に取り組んでいるところです。

○白川祥二委員 最後に、道はこれまでも資源回復に向けて様々な取組を行ってきたと承知していますが、依然として資源は回復せず、このまま減少傾向が続くと、本道を代表するアキサケ漁業はもとより、資源造成を行ってきたアキサケの増殖事業の将来がどうなっていくのか、非常に心配であります。

道では、このような状況を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 水産林務部長岡嶋秀典さん。

○岡嶋水産林務部長 今後の取組についてでございますが、アキサケは、全道の各地域で漁獲され、本道の水産加工業など、地域経済を支える重要な資源であります。本年の来遊数は大幅に減少し、今後、沿岸域の高水温や海洋環境の変化などにより、ふ化放流に必要な親魚や種卵の確保がさらに難しくなることが懸念されるため、早期の資源回復には、ふ化放流事業の安定化が重要と考えております。

このため、道では、「資源対策の基本方向」に基づき、引き続き、各般の資源づくりの取組を進めるとともに、今後、全道の増殖事業団体などによる「持続可能なさけ増殖事業検討会」を早期に立ち上げ、稚魚の放流数の見直しや、回帰率の高い地区でのふ化放流の強化といった安定的に増殖事業を進めるための中期的な方針について検討を行うなど、アキサケ資源の早期回復に向けて取組を進めてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○小泉真志副委員長 白川委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

中村守さん。

○中村守委員 通告に従いまして、以下、水産林務部所管事項について伺います。

初めに、ナラ枯れについてであります。

ミズナラなどのナラ類は、家具材、薪炭材など、様々な用途に利用されております。また、山地災害防止などの公益的機能も有する天然林を構成する重要な広葉樹資源でもあります。このナラ類が枯死する、いわゆるナラ枯れが令和5年に道内でも初めて確認され、その後も毎年、被害木が確認されてきており、今後、さらなる被害の拡大も懸念されるところであります。そこで、ナラ枯れ被害の拡大防止対策について、以下、伺ってまいります。

まず、その被害の現状についてであります。今年度の調査では昨年度を大幅に上回る被害木が確認されているとのことですが、今年度の被害状況についてお伺いをいたします。

○小泉真志副委員長 森林整備課長笹岡英二さん。

○笹岡森林整備課長 被害の現状についてであります。道では、北海道森林管理局や試験研究機関と連携して、道南地域を対象として行ったカシノナガキクイムシの生息調査の結果や、過去2年間の被害状況などを踏まえ、被害監視区域を設定した上で、9月上旬から中旬にかけて、ヘリコプターによる上空調査等を実施し、ナラ枯れ被害のおそれがある1662か所を確認したところです。

その後、9月下旬から11月下旬にかけて、被害地域の拡大に影響する可能性が高い被害先端地域を中心に現地調査を行ったところです。

被害本数につきましては、10月17日現在の推計値で1516か所、11市町、1637本となっております。現地調査の結果を精査しているところでありまして、終了後、速やかに公表したいと考えています。

○中村守委員 次に、拡大の要因についてであります。ナラ枯れ被害は、令和2年度以降、全国的に拡大する傾向にあり、令和5年に道南地域で道内初となる被害が確認されて以降、今年度は、山間部だけではなく、函館市内の公園などでもナラ枯れ被害が見られるなど、被害は拡大しております。その要因についてお伺いいたします。

○笹岡森林整備課長 被害拡大の要因についてであります。今年度のカシナガ生息調査の結果では、捕獲数が昨年の3町119個体から8市町1026個体となっており、試験研究機関の分析によると、被害が拡大した主な要因としては、昨年の調査で現地に到達できなかった被害懸念木や調査で発見できなかった被害木から、繁殖、越冬したカシナガが周囲に拡散したことや被害が拡大している青森県からの飛来が続いていることが考えられるとのことでありました。

○中村守委員 次に、市町村等との連携についてであります。広大な森林内や市街地でナラの被害の拡大を防止するためには、地域に精通した市町村などと連携し、適期に処理を行っていく

ことが重要と考えます。

被害の拡大防止に向けて、これまでどのように市町村などと連携して取り組んできたのか、伺います。

○笹岡森林整備課長 市町村等との連携についてであります。道では、被害の長期化とさらなる拡大に備え、本年3月に北海道ナラ枯れ被害対策基本方針を策定し、関係機関の役割を明確にした上で、緊密な連携の下、被害の把握と被害木処理などの対策を進めることとしています。

これまで、被害の発生区域を把握するためのカシナガ生息調査と上空や地上からの被害木調査は、広域にわたるため、国や道が実施し、被害木処理は、国有林については国が、道有林については道が、市町村有林に加え私有林などについては地域事情に詳しい市町村が実施しているほか、被害木の調査や処理などに対する技術的指導は試験研究機関が行うなど、関係者が役割分担の下、連携して取り組んでいるところです。

○中村守委員 次に、今後の対応についてであります。

今年度のナラ枯れの被害は、道南11市町の山林や函館市内の公園にも広がっており、森林の持つ公益的機能の低下はもとより、これまで親しまれてきた緑の風景が失われ、地域の魅力や憩いの場としての価値が失われてしまうことも懸念されています。

こうしたナラ枯れ被害のさらなる広がりを抑えるためには、現場の実情を踏まえた対策が求められます。今後、道として、被害の拡大防止に向け、どのように取り組むのか、伺います。

○小泉真志副委員長 森林計画担当局長立原泰直さん。

○立原森林計画担当局長 今後の対応についてでございますが、ナラ枯れ被害地域の拡大を防止するためには、国や市町村、試験研究機関など、関係機関と連携しながら、被害の的確な把握と被害状況に応じた対策を進めることが重要であります。

このため、道では、国や市町村、試験研究機関が参画する対策会議を年内に開催し、今年度の被害状況を共有するとともに、国、道、市町村がそれぞれ被害先端地域を中心に、カシナガが羽化、脱出する前の来年5月末までに現場状況に応じて被害木を適切に処理できるよう進めてまいります。

また、被害の拡大防止には、人為的な被害木の移動に伴う害虫の拡散防止が重要であるため、被害地域でのナラ類等の伐採や移動に関する留意事項について、事業者や団体に周知するほか、被害予防の観点から、森林組合などを通じて、森林所有者に対し、未被害木の伐採を促し、林分の若返りを図るなど、基本方針に基づき、関係者と連携した取組を進めてまいります。

○中村守委員 しっかりとお願いしたいと思います。

次に、ブルーカーボンに関する取組についてであります。道では、「ブルーカーボンに関する取組の推進方向」を令和6年3月に策定し、水産業の振興とゼロカーボン北海道への貢献の両立を図ることとしております。

一方、国では、地球温暖化対策計画を2025年2月に改定し、ブルーカーボンによる温室効果ガスの吸収量の目標値を設定したと聞いております。

【第2分科会 12月5日 第2号】

そこで、これまで検討中とされていた道の「ブルーカーボンに関する取組の推進方向」における目標値や道の取組などについて、以下、伺ってまいります。

まず、これまでの取組についてであります。

道では、令和5年度から北海道ブルーカーボン推進事業を実施していると承知しておりますが、どのような取組を進めてきたのか、お伺いたします。

○小泉真志副委員長 森林海洋環境課長佐野弥栄子さん。

○佐野森林海洋環境課長 ブルーカーボン推進事業についてであります。道では、カーボンクレジットを活用した藻場保全活動等を促進するため、北海道ブルーカーボン推進事業により、令和5年度から雑海藻駆除やホソメコンブの試験養殖、令和6年度からは、ウニの密度管理や母藻の設置のほか、ナガコンブの試験養殖に取り組んでおり、これらをモデルとして、二酸化炭素の吸収量算定やクレジット取得に係る申請手順を整理したガイドラインの作成を進めているところです。

また、ブルーカーボンに対する道民理解を促進するため、市町村や漁協の職員などを対象に、クレジットの創出の取組事例などについて講演したほか、北海道豊かな海づくり大会など道民の皆様を対象としたイベントにおいて、ブルーカーボンの啓発展示などを行ってきたところです。

○中村守委員 次に、「ブルーカーボンに関する取組の推進方向」の改定についてであります。道では、ブルーカーボンの吸収量の目標値を新たに設定するなど、推進方向の改定案を示しておりますが、その内容についてお伺いたします。

○佐野森林海洋環境課長 推進方向の改定内容についてであります。このたびの改定案では、国が2022年度の温室効果ガスインベントリにおいて、世界で初めて海藻・海草藻場における吸収量として約35万二酸化炭素トンを計上したことや、2025年2月に閣議決定された国の地球温暖化対策計画において、2040年度のブルーカーボン吸収量の目標値を200万二酸化炭素トンと設定したことなど、ブルーカーボンを取り巻く状況について記載しております。

また、国の計画等を参考に、本道における2023年度のブルーカーボン吸収量を20万二酸化炭素トンと算定し、2040年度の目標値については、道内の海藻・海草藻場面積が減少傾向にあることなどを踏まえ、10年前の2013年度の水準である22万二酸化炭素トンと新たに設定することとしております。

○中村守委員 次に、今後の取組についてであります。海藻をはじめとするブルーカーボン生態系は、温室効果ガスの吸収源としてだけでなく、魚類の産卵場所であるなど、水産資源にとっても重要な役割を担っております。

2040年度の目標達成に向け、ブルーカーボンに関する取組をどのように推進していく考えなのか、伺います。

○小泉真志副委員長 水産林務部森と海の未来づくり推進監近藤将基さん。

○近藤水産林務部森と海の未来づくり推進監 今後の取組についてでございますが、全国最大の藻場面積を有する本道におきまして、二酸化炭素吸収源としての役割が期待される藻場を活用し

たブルーカーボンの取組は、豊かな水産資源を育むためにも重要と考えてございます。

このため、道では、推進方向に基づき、先行事例の情報発信やガイドラインの作成など、クレジットを取得しやすい環境づくりに加えまして、新たに地域と企業のマッチングなど、関係者の連携協働した取組を促進するプラットフォームの整備を進めるとともに、引き続き、国の事業を活用し、漁業者の方々などが取り組む藻場保全活動への支援や、昆布を着生させるブロックの設置等による藻場造成に取り組むなど、目標達成に向け、環境と調和した水産業の振興とゼロカーボン北海道の実現に貢献するブルーカーボンの取組を推進してまいります。

○中村守委員 CO₂の排出削減の方向にどうしても目が向きがちですけれども、吸収し、貯留するということも、また同じぐらい価値があります。それは、論をまたないところであります。その意味で、四方を海に囲まれた北海道こそ、さらなるブルーカーボンの推進に力を入れるべきだろうというふうに思います。

特に吸収源として優良な成績を誇る昆布ですね。この昆布というのは、北海道としても有力な吸収源になるだろうと思いますし、また、沿岸域を越えれば、海というのは貧栄養になっていきますので、そこで、藻場、昆布を育てて、そして、それを食べれば、またCO₂のサイクルに乗っちゃうのしょうから、深海に貯留していくと。それは海の栄養にもなりますし、CO₂の貯留にもつながりますので、ぜひ、そういったことを北海道こそ率先して推進していくということについて、提案というか、お願いをしたいと思います。

次に、小型するめいか釣り漁業の資源管理についてであります。本道では、アキサケをはじめ、回遊魚の不漁が続き、漁業生産は依然として低迷しており、生産の回復には種苗放流などの栽培漁業の取組が不可欠である一方、適切な資源管理を進めることによって、資源の増大や安定化を図ることが極めて重大で重要であると考えます。

国において、令和2年12月に施行された改正漁業法に基づき、漁獲可能量、いわゆるTACによる資源管理を基本としているところですが、本年、スルメイカがTACの上限に達するおそれが生じて、小型するめいか釣り漁業に関わる漁業者は自主的に休漁するなどの対応を取ったものの、TACを超過し、11月1日から採捕停止となり、漁業経営はもとより、水産加工業などの関連産業にも影響が生じたところであります。

そこで、道として、スルメイカの資源管理を進めるに当たり、今後どのように取り組んでいられるのか、以下、伺ってまいります。

まず、スルメイカのTACについてであります。今般、問題となったそのスルメイカのTACについて、近年どのような数量が設定されていたのか、その推移についてお伺いいたします。

○小泉真志副委員長 漁業管理課長物見文雄さん。

○物見漁業管理課長 TACの設定についてであります。全国のスルメイカのTACは、平成10年は45万トン、20年は33万3000トン、30年は9万7000トン、令和6年は7万9200トンとなり、国では、本年のTACについて、資源状況の悪化により前年から大きく減少させ、当初は1万9200トンとしましたが、道外での漁獲の急増などを受け、2回の追加配分を経て、現在は2万

【第2分科会 12月5日 第2号】

7600トンを設定しているところでございます。

このうち、本年、TACを超過した小型するめいか釣り漁業については、平成10年は15万トン、20年は9万3000トン、30年は2万4000トン、令和6年は7700トンとなり、本年は、当初の2800トンから5757トンに追加されております。

○中村守委員 平成10年からですから、25年ですか。その間に25分の1ぐらいになっているということでありました。

次に、スルメイカの漁獲量の推移についてであります。スルメイカのTACは減少しているということでありましたが、全国における小型するめいか釣り漁業による漁獲量はどのように推移しているか、お伺いいたします。

○物見漁業管理課長 漁獲量の推移についてであります。全国の小型するめいか釣り漁業の漁獲量は、国のTAC数量報告によりますと、平成10年は5万2564トン、20年は5万5520トン、30年は1万3315トン、令和6年は3147トンとTACを大幅に下回っておりましたが、本年の小型するめいか釣り漁業の直近の漁獲量は、10月末時点で7796トンと、TACを超える状況となっております。

○中村守委員 次に、小型するめいか釣り漁業における対応状況についてであります。本年、漁獲量がTACを超過したとのことではあります。その対応状況について伺います。

○物見漁業管理課長 これまでの対応についてであります。本年は、4月から順調にスルメイカの漁獲が見られ、10月17日には、TACが上限に達するおそれがあるとして、全国いか釣り漁業協会からの要請に基づき、本道においては10月22日から業界が自主的に休漁を決定し、国では、TACを超過したとして、10月31日に全国の小型するめいか釣り漁業に対して漁業法に基づく採捕停止命令を発出したところでございます。

こうした状況に対応するため、道では、休漁に伴う影響把握や対応策等の検討に迅速に取り組む必要があることから、10月23日と30日にTACの追加配分などについて漁業団体と国に要請を行うとともに、10月24日に、水産林務部に北海道小型するめいか釣り漁業緊急対策室を、また、小型するめいか釣り漁業や水産加工業を営む方を対象とした相談窓口を水産林務部漁業管理課及び各沿海振興局に開設し、11月6日にはヤリイカ釣りの採捕許可を交付したことに加え、資源評価に用いていた漁獲データを得られなくなったことから、11月10日に、道総研水産試験場と連携し、知事管理区分のTACを活用し、資源調査の許可を行うなど、漁業者への影響を軽減するため、機を逸することがないように取り組んできたところでございます。

○中村守委員 次に、今後の対応についてであります。

水産資源を持続的に利用していくためには、資源管理が大変重要であることは言うまでもありませんが、今回のケースにおいて、漁業者からは、小型するめいか釣り漁業の実態を十分に踏まえた対応が求められており、今後、TACによる資源管理を行うに当たっては、漁業関係者の理解が得られるよう、適切かつ柔軟に運用する必要があると考えますが、道としては、どのような課題があると認識し、今後どのような対応をしていくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 水産林務部長岡嶋秀典さん。

○岡嶋水産林務部長 今後の課題と対応についてでございますが、スルメイカは、1年魚で資源量予測が難しいことに加え、本年は、道外での小型するめいか釣り漁業による漁獲が急増し、本道で漁期を迎える前に既にTACを超過していたことや全国で漁獲報告が滞ったことなどから、超過の未然防止や地域格差の是正が課題と考えております。

道といたしましては、関係漁業団体や道総研水産試験場と連携し、漁獲の急激な増加が見られた場合に必要漁獲抑制などに対応するため、迅速に数量を把握できる体制の整備を進めるとともに、資源評価の精度向上による改善を図り、適切なTAC設定はもとより、地域の実態に即した公平かつ柔軟な制度の運用について国に働きかけるなど、漁業者の皆様の理解と協力の下、適切な水産資源の管理が行われるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○中村守委員 今、部長から答弁がございましたとおりで、特にスルメイカが1年魚であるということで、漁業者の皆さんから私も直接聞きましたけれども、スルメイカのTACは当たらないのだというのがもう通説みたいになっておるようです。それは、特にスルメイカは1年魚ですから、ほかの魚種と違う考えを取らなければ駄目だという話を聞かされました。もっと言うと、同じ資源を中国と韓国と北朝鮮と争っているわけで、他国がどれぐらい取っているかということの掌握が我々にはできないわけでありますから、難しいわけです。

1年魚だから、取れているということは資源があるのだというふうに思っているわけですが、あるのに取るなど言われているのだという、何というか、やりきれなさを現場は持っているようでもありますので、やはり、スルメイカのTACというのは考え直さなきゃいけないのかなというふうにも思います。

今は、先に漁期を迎えたところの取った者勝ちになっているという状況です。さらに言うと、漁獲方法によっては、例えば、大臣許可の大型の30トン以上はまだ枠があるし、底引きもまだあるというような融通といったこともあると思います。スルメイカに対しては、1年魚であり、ほかの魚種と違うということに基づいてTACを考えていただくということを国にもしっかり申し上げていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、アキサケの資源回復についてであります。本道のアキサケは、全道の全ての海域で漁獲されており、漁業はもとより、新巻、山漬け、イクラなどの加工原料として本道の水産加工業を支えている重要な漁業資源となっております。

アキサケ資源は、サケ・マスの増殖事業団体が、生まれた河川に帰ってきた親魚を捕獲して卵を取り、ふ化、飼育した稚魚を放流する増殖事業により造成されており、近年、低迷している資源の回復に当たっては安定的な増殖事業が必要不可欠と考えております。これまでの取組や今後の対策について、以下、伺ってまいります。

まず、アキサケの来遊状況についてであります。今年のこれまでのアキサケの来遊数が前年と比較してどのような状況なのか、全道と海域別にお願いいたします。

○小泉真志副委員長 サケマス・内水面担当課長古明地恵一さん。

○古明地サケマス・内水面担当課長 アキサケの来遊状況についてであります、北海道連合海区漁業調整委員会が取りまとめた沿岸漁獲と北海道さけ・ます増殖事業協会が取りまとめた河川捕獲を合わせたアキサケの来遊数は、11月20日現在の速報値では、全道で673万尾と、昨年同期の39%となっております。

また、海域別の来遊数は、えりも以西太平洋は、58万尾と、昨年同期に比べ178%と増加しましたが、えりも以東太平洋は64万尾で58%、根室海域は63万尾で20%、オホーツク海は414万尾で35%、日本海は75万尾で64%となっており、えりも以西太平洋を除く4海域で昨年同期を下回る状況となっております。

○中村守委員 私は苫小牧ですけれども、秋口に苫小牧の漁師に聞いたときには、取れているぞと言うのですね。ほかのところに聞くと、取れていない、イクラが高くなっていると言うので、何でだと思ったのですが、やっぱり、海域によって随分違うということが肌身で分かります。

次に、秋サケ資源対策検討会議についてであります、道では、令和6年に、大学や試験研究機関、増殖事業団体などと秋サケ資源対策検討会議を開催したと承知しておりますが、どのような要因が資源の減少に影響を与え、また、どのような対策を取りまとめたのか、お伺いいたします。

○古明地サケマス・内水面担当課長 秋サケ資源対策検討会議についてであります、道では、昨年、検討会議を4回開催し、アキサケ資源の動向と海洋環境との関係に加え、新たな研究成果などを踏まえて、資源減少の要因分析と対策の検討を行い、検討結果を踏まえ、同年9月に「資源対策の基本方向」を取りまとめたところであります。

近年の資源減少の主な要因としましては、これまで明らかになっていた、稚魚の放流後における海水温の変化により適期放流の判断が難しくなっていることや、施設の老朽化による飼育環境の悪化などが稚魚の生き残りに影響していることのほか、近年では、アキサケの漁獲が始まる9月の沿岸域の海水温が大きく上昇していることなどが考えられることから、アキサケ資源造成などの検討、調査研究の推進、民間ふ化放流事業改善の3項目を柱とした対策を講じることとしたところであります。

○中村守委員 次に、資源回復に向けた取組についてであります。

取りまとめた結果を踏まえて、現在、道ではどのように資源回復に取り組んでおられるのか、伺います。

○古明地サケマス・内水面担当課長 資源回復に向けた取組についてであります、道では、「資源対策の基本方向」に基づき、増殖事業団体が行う、稚魚の飼育環境を改善するための施設整備に対する支援を行うとともに、さけ・ますふ化放流事業実施マニュアルを改定し、試験研究機関と、ふ化、飼育における疾病予防の技術指導などによるサケ・マス増殖技術の向上を図っているところであります。

加えて、本年度から、アキサケの回遊に適した海水温に下がる10月以降に来遊する親魚から採

卵してふ化放流する資源づくりの強化や、回帰率に関する近年の調査結果に基づく稚魚の適期放流を行うなど、試験研究機関や増殖事業団体と連携しながら、海洋環境の変化に対応した資源対策に取り組んでいるところであります。

○中村守委員 次に、今後の対応についてであります。アキサケは、近年、資源が減少し、漁業者はもとより、増殖事業を行う増殖事業団体も大変厳しい状況に置かれており、資源の早期回復や安定化が求められております。

道や増殖事業団体では、資源回復に向け、これまで、新たな対策を含め様々な取組を行っている中、今年はさらに漁獲が激減する状況にあります。

海洋環境の変化などもあり、先が見通せない状況ではあります。今後、アキサケの資源回復に向けてどのような取組を進めていくのか、伺います。

○岡嶋水産林務部長 今後の取組についてでございますが、本道のアキサケは、これまで、増殖事業の安定した実施により、道内全ての海域で漁獲され、漁業はもとより、水産加工業など、地域経済を支える重要な資源であります。近年は、沿岸漁業に加え、親魚の河川捕獲も減少傾向にある中、本年の来遊数は大きく減少しており、今後、親魚の捕獲や種卵の確保が困難となった場合、稚魚生産数の減少が懸念されることから、増殖事業の安定化に向けた取組の強化が必要と考えております。

このため、道では、「資源対策の基本方向」に基づき、引き続き、資源づくりの取組を進めるとともに、今年の漁期が終わり次第、速やかに全道の増殖事業団体や国の研究機関などによる「持続可能なさけ増殖事業検討会」を新たに立ち上げ、回帰率の高い地区でのふ化放流の強化や種卵の確保状況などを踏まえた放流数の見直しといった安定的に増殖事業を進めるための中期的な方針の検討を行うなど、アキサケ資源の早期回復と増殖事業体制の維持に向けて取組を進めてまいります。

以上でございます。

○中村守委員 水温上昇等が大問題なのだろうと思いますから、我々にできることは少ないのかもしれない。20度以下になる時期が遅れているということでもありますから、回遊時期をよく見定めて適期放流を、また、冒頭にあったとおり、海域によって漁獲数が大きく違っておりますので、やっぱり、種卵の融通というのでしょうか。ですから、今年の漁期が終わったらすぐに開催されるという「持続可能なさけ増殖事業検討会」に非常に期待するところでありますので、取組のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○小泉真志副委員長 中村委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

丸山はるみさん。

○丸山はるみ委員 それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

まず、林地開発等についてです。

釧路市北斗のメガソーラーの建設をめぐっては、事業者が森林法に基づき必要な許可を得ずに

工事を進めていたため、道が森林区域での一部工事中止を勧告しました。

違法に伐採された森林0.3ヘクタールの原状復帰について、道は、これまで、事業者に対して行政指導を何回行い、それぞれどのような内容であったのか、伺います。

○小泉真志副委員長 森林保全担当課長渡部泰明さん。

○渡部森林保全担当課長 事業者に対する行政指導についてであります。道では、釧路市北斗の太陽光発電施設の建設工事におきまして、8月末に現地調査を実施し、事業者が開発を行った4.3ヘクタールのうち、森林における開発面積が知事の許可が必要な規模を超える0.86ヘクタールであることを確認したため、速やかに工事の中止勧告を行い、現在、事業者は工事を中止しているところでございます。

○丸山はるみ委員 事業者は、道の指導に従うという趣旨の表明を行っているかと承知していません。

一方、森林法で定められている原状復帰をどのように行うかについて、事業者は植林を行うと表明しているということですが、違反行為が明らかになった開発地域は湿地帯であり、事業者は、違法伐採を行った後、外部から土砂を持ち込んで埋立てを行っています。

さきの決算特別委員会において、知事は、森林の復旧について、自然条件に適した森林の公益的機能の回復方法について、生物多様性の観点からも検討を行うと答弁しています。

自然条件に適した森林の公益的機能の回復方法とは、違法伐採前の環境に回復させることを目的とするものなのか、見解を伺います。

○渡部森林保全担当課長 森林の公益的機能の回復方法についてであります。道では、違法な開発によって低下しました森林が持つ国土の保全や水源涵養などの公益的機能を回復するため、復旧方法につきまして、事業者から意向を聴取するとともに、釧路湿原国立公園に近く、湿地帯でもありますことから、現地の特性を踏まえ、釧路湿原の生物に詳しい方々の御意見を伺いながら、地域の自然環境に適した復旧方法の検討を進めているところでございます。

○丸山はるみ委員 やはり、釧路湿原特有の価値があるというふうに思いますので、慎重に検討していただきたいのですが、北海道は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本原則を定めた「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」を制定しています。

条例所管は環境生活部ですけれども、本条例は、水産林務部も含めた各部において具体化をし、条例趣旨の実現を図っていくものと考えております。

水産林務部において、生物多様性条例の具体化をどのように行い、林地開発においてどのように活かされてきたのか、伺います。

○渡部森林保全担当課長 生物多様性の保全についてであります。道では、北海道生物の多様性の保全等に関する条例を踏まえ、人工林の針広混交林への誘導など、生物多様性の保全に配慮した森林施業を推進するとともに、条例に基づく指定希少野生動植物の保護区内の森林におきましては、多様な生態系を有する森林を保全するための取組を推進しているところでございます。

このたびの釧路市の事案は、許可なく開発された林地の原状回復を目的としており、道として

は、生物多様性を含めた機能回復が必要と考え、森林の公益的機能を回復するための復旧方法につきまして、環境生活部とも連携し、生物多様性の観点からも釧路湿原の生物に詳しい方々の意見を伺いながら検討を行っているところでございます。

○丸山はるみ委員 今答弁にあったように、生物多様性を含めた機能回復が必要というのは大きなポイントだというふうに思います。

壊されてしまったものを元に戻すというのはなかなか難しいことだなと思うところですが、知事は、11月21日に「地域との共生に関する知事からのメッセージ」を発出しています。これとともに、道は、行政指導の回数を3回に限定し、従わない場合は監督処分を行う方針を示しました。

釧路市北斗のメガソーラー建設事業者は既に複数の法令に違反し、度重なる行政指導が行われてもなお是正がされていない現状です。

行政指導回数の上限定は、釧路市北斗のメガソーラー建設事業者に対しても適用し得るものなのでしょうか。

○渡部森林保全担当課長 行政指導についてでございますが、道では、このたび、北海道林地開発許可に関する事務処理要領を改正し、行政指導は最大3回までとし、正当な理由なく従わない場合や悪質性が高い場合は速やかに監督処分の手続に移行することとしたところでございます。

釧路市北斗の事案におきましては、現在、事業者は、道の中止勧告に従い工事を中止しておりますが、今後、改正した事務処理要領に基づき、森林内におきまして、指導に従わず工事を再開した場合や、虚偽の報告を行うなど、悪質性が高い行為が行われた場合は監督処分に移行することとなるものでございます。

○丸山はるみ委員 知事は、釧路市北斗のこの事業者を悪質性が高いと記者会見等で表明してきました。知事が表明した以上、森林法においても、悪質性が高い事業者として厳しい対応を行う必要があると思うのですけれども、見解を伺います。

○小泉真志副委員長 林務局長加納剛さん。

○加納林務局長 悪質性の判断についてであります。11月21日に改正した要領では、森林において、虚偽の内容により開発許可を受けたもの、現地調査に応じないもの、これまで監督処分を受けているものなど、悪質性が高い行為が行われた場合は監督処分に移行すると定めておりますが、本事案につきましては、9月に中止勧告を行った以後、事業者は、指導に従い工事を中止しており、直ちに監督処分に移行する状況にはないと考えております。

以上でございます。

○丸山はるみ委員 ただ、複数の違法行為があったということでもありますから、この点、知事に見解をお聞きしたいので、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

そして、知事のメッセージでは、「北海道は、地域と共生できない事業は望みません。」と明確に道の姿勢を打ち出しています。現に、釧路市北斗のメガソーラー建設は、専門家が釧路湿原の生態系に悪影響が及ぼされる危険性を指摘し、広範な道民が建設を止めてほしいと声を上げて

【第2分科会 12月5日 第2号】

います。地域との共生ができていないことは既に明白だと考えます。

しかし、地域との共生が大前提と強調しても、現行法の要件に適應していれば工事は進められる状況が見受けられます。

法令要件を満たせば、地域との共生は守られると考えるのか。知事のメッセージを発出し、道としての対応をより厳しくする姿勢を打ち出したことで水産林務部としてどのように対応が変わるのか。森林法においても同様のことが考えられますが、水産林務部として地域との共生をどのように確保し、事業者に履行を求めていくのか、考えをお聞かせください。

○加納林務局長 地域との共生についてであります。道では、このたびの事案を踏まえ、事業者の方々に、関係法令の遵守は絶対、法令違反には厳正に対処、地域との共生が大前提との3原則をお示しし、この遵守を強く求めるメッセージを発信したところでございます。

水産林務部といたしましては、今後、違反事案に対し、より迅速かつ実効性の高い対応ができるよう改正した事務処理要領に基づき、市町村と緊密な連携を図りながら、厳正に対処するとともに、太陽光発電事業に伴う林地開発行為を検討する事業者に対しましては、知事からのメッセージを直接手交の上、法令遵守はもとより、自然環境や生活環境の保全など、地域の方々と十分に話し合い、その声に最大限配慮するなど、地域との共生を第一に取り組んでいただくよう求めてまいります。

以上でございます。

○丸山はるみ委員 北海道林地開発許可に関する事務処理要領の改正によって、道が悪質と判断した場合、勧告を経ずに監督処分を実施することとされました。悪質性の判断は道の裁量とされておりますが、どのように判断するのでしょうか。

また、監督処分に従わない場合、事業の中止も含めた行政上の強制措置を取ることは可能なのか、お聞きします。

○渡部森林保全担当課長 悪質性の判断についてであります。このたび改正した事務処理要領では、虚偽の内容により開発許可を受けたもの、現状把握時に虚偽の報告を行ったもの、現地調査などに応じないもの、これまでに監督処分を受けているものなどを悪質性が高いものと定めており、道が、こうした悪質性が高い行為を事業者が行ったと判断した場合、指導や勧告などの行政指導を経ずに、直ちに中止命令などの監督処分に移行することとなるものでございます。

また、監督処分に従わない場合は、行政代執行法に基づく対応を検討することとなりますが、道では、事業者により確実に復旧が行われるよう指導を徹底してまいります。

○丸山はるみ委員 今、確実に復旧が行われるようにということで強調していただいた、そのところに皆さんの思いが詰まっているなというふうに思いましたけれども、森林法を含む法令においては、行政指導を行っても事業者が指導内容に従わない場合、工事中止中の行政による強制措置を行えません。これは現行法の不備と考えます。

釧路市北斗のメガソーラー建設工事では、様々な法令の不備が明らかとなりました。水産林務部として、所管である森林法の課題点をどのように認識し、国にどう是正を求めていくのか、お

聞かせください。

○加納林務局長 森林法の課題などについてであります。本年5月の森林法の改正により、監督処分に従わない場合、地番等が公表できることとなり、現在、国におきまして公表内容等の検討が行われております。

道といたしましては、より抑止力を高めるため、国に対し、氏名等を公表できるよう要望しているほか、先日、知事が環境大臣と面談し、早期に実効性のある規制強化などを求めたところであり、引き続き、国の検討状況を注視してまいります。

以上でございます。

○丸山はるみ委員 林地開発においては、所管法令の遵守はもとより、生物多様性条例など道庁各部共通で遵守しなければならない法令等と一体に、本道の貴重な森林を守らなければなりません。

違法な開発行為を許さないということはもちろん、悪質な事業者をどう排除するかといった法令の整備も課題となり、各部はもちろん、道庁全体として早急に取り組み、道民の不安を取り除かなければならないと考えます。どのように取り組むのか、部長の見解を伺います。

○小泉真志副委員長 水産林務部長岡嶋秀典さん。

○岡嶋水産林務部長 今後の取組についてでございますが、本道の貴重な森林と道民の皆様の暮らしを守るためには、必要な許可を得ずに開発行為が行われ、森林が失われたこのたびの事案を踏まえ、対策を強化する必要があると考えております。

このため、道では、関係法令の幅広い周知はもとより、関係部局や振興局、市町村との連携を一層強化し、関係者間の情報共有を図るとともに、悪質性の高いものは行政指導を経ずに直ちに監督処分に移行するなど、法令違反には厳正に対処していく考えであり、事業者の方々に対し、法令等の遵守を強く求め、道民の皆様の貴重な財産であります本道の豊かな森林を守り、次世代に引き継いでいけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○丸山はるみ委員 今、皆さんの思いもお聞かせいただきましたが、いまだ課題もあるということで、先ほども申し上げましたが、知事に見解をお聞かせいただきたいと思っておりますので、お取り計らいをお願いいたします。

次、ナラ枯れについてお聞きをいたします。

以前から本州では被害が広がっていたナラ枯れですけれども、北海道においても、2023年10月に道南地域で初めて被害が確認され、それが広がっているということです。

先ほど、中村委員から、被害の原因とその後の道内の被害状況について御質問があったので、その質問については省略をいたします。

年々、その被害地域が北上しているのですけれども、被害木の処理方法について、そのスケジュールとともに伺います。

○小泉真志副委員長 森林整備課長笹岡英二さん。

○**笹岡森林整備課長** 被害木の処理方法についてであります。道が試験研究機関の協力の下、昨年10月に作成しました「ナラ枯れ被害木処理マニュアル」では、被害木の処理方法として、処理効果の高い順に、伐倒後の焼却、伐倒後のチップ化と焼却、薬剤を用いた伐倒薫蒸、立木薫蒸の4種類を示し、現場の状況に応じて効果的な処理方法を選択し、処理することとしています。薬剤を使用する場合には、気温が低いと殺虫効果が得られないことから、11月から翌年の4月上旬までの間は薫蒸処理を行わないこととしています。

また、被害木の処理時期につきましては、カシナガが被害木から羽化、脱出する翌年5月末までに処理を行うこととしています。

○**丸山はるみ委員** 昨年10月にマニュアルができたということでしたけれども、道の「ナラ枯れ被害木処理マニュアル」の被害木処理方法検討図を見ると、切り倒せないものは立ち木のまま薬剤で薫蒸、また、切り倒せても林外に搬出できないものについてはその場で積み上げて薫蒸するしかないということは理解をいたします。しかし、搬出可能なものについて、チップ化を検討する前に焼却を検討することになっています。

被害木であっても、利用可能なものはなるべく利用するべきではないかと私は考えるのですけれども、その点、どうなのか。また、伐倒薫蒸した後の被害木の処分についてはどうしているのかも教えてください。

○**笹岡森林整備課長** 被害木の利活用についてであります。道では、被害の拡大を防止する観点から、被害木処理マニュアルにおいて、現場で最も効果的な処理方法を検討できるよう、複数の処理方法を示しております。カシナガの成虫が生存する可能性があることから、被害木を林外搬出することが可能な場合は、チップ化ではなく、焼却を優先することとしています。

また、伐倒薫蒸につきましては、林外に被害木を搬出できない場合や、林外に搬出可能であっても、被害木のあった市町村内に焼却施設や破砕施設がない場合に実施することを想定しております。この場合、被害木は林内に残置されることとなります。

○**丸山はるみ委員** 被害を広げないということが最優先ということは理解するところなのですが、長野県林業総合センターというところでは、2018年に被害木の利用について研究報告がなされていました。研究の結果、フローリング材にしようと思ったらしいのですけれども、これは、歩留りが悪く、適さないという結果でした。ただ、薫蒸した被害木であっても、5月に薬剤処理を行って覆っていた膜を除去した後、1か月程度、風雨にさらしておけば薬剤は流されて、まきなどとして利用しても問題ないという研究結果なのですね。

白馬村では、まきだけではなくて、取り出せる木材の大きさによりますけれども、ベンチにしたり、ペン立てに加工して公共施設に置くなど、有効利用をしています。道内でも、可能な限り、せめてチップ化、あるいは、まきとしての利用を検討できないものか、見解を伺います。

○**小泉真志副委員長** 森林計画担当局長立原泰直さん。

○**立原森林計画担当局長** 被害木の利活用についてでございます。道内における被害は発生からまだ3年であり、被害木は森林内で単木的に点在していることや、路網が近くにないなど、被

害木を林外へ搬出するのは困難な箇所での被害が多いこと、被害地域が道南地域の一部に限られていることなどから、道では、被害地域拡大の防止を徹底する観点から、被害木の処理を優先しているところがございます。

○丸山はるみ委員 そうですね。本州とはちょっと状況が違うということも今回教えていただいて、本州では割と大径木が被害に遭っているけれども、道内ではもっと細い木も被害に遭っているということですから、根本的には、この被害が広がらないというのが一番いいというふうには私も思います。

北海道ナラ枯れ被害対策基本方針では、ナラ枯れ被害木が私有林で発見された場合、その処理の責任の所在について、例えば、被害継続地域では、現地到達ができない箇所を除いて、2次被害が懸念される箇所を重点的に処理するとしていまして、その実施主体は森林所有者としていますが、市町村が実施することを除外しないとしています。

被害拡大の影響の大きさに鑑みれば、被害状況によって四つに区分されたいずれの地域においても、むしろ積極的に市町村が関わり、道としては財政的な支援をするべきと考えますが、見解を伺います。

○立原森林計画担当局長 被害木処理の実施主体についてでございますが、被害木の処理については、森林所有者または管理者が行うことが前提となりますが、被害木を早期に処理して、被害地域の拡大を抑制するためには、行政機関も関わり、被害状況に応じて地域を区分して、効果的に被害木処理を実施することが重要であります。

このため、道では、本年3月に策定いたしました北海道ナラ枯れ被害対策基本方針に、行政機関の労務や財政上の負担も勘案し、被害地域の拡大に影響する可能性が高い被害先端地域や、被害継続地域のうち、枯れた被害木の落枝、倒木の発生などにより2次災害の可能性のある森林では、行政機関が積極的に関わり、被害木の確実な処理を行うことについて盛り込んだところがございます。

また、市町村が実施する、基本方針に基づく森林内における被害木の処理費用に対し、国の事業も活用し、支援を行っているところがございます。

○丸山はるみ委員 次に、最も大事な被害予防ですけれども、道内は本州と比較して細い樹木でも被害を受けているようです。

いずれにしても、利用に適したナラ類の利用促進は被害拡大防止の点でも重要と考えています。この点についてどのように取り組むのか、また、利用に当たっては、未被害木であっても、伐採、搬出及び製材の時期などにも注意が必要ということですが、その概要も併せて伺います。

○笹岡森林整備課長 未被害木の利用についてであります。ナラ枯れ被害の予防には、被害を受けていないナラ類等を伐採し、木材としての利用を進めることが有効です。

このため、道では、被害地周辺の市町村に対し、未被害木の伐採を促すための区域設定を働きかけてきたところでありまして、今後、基本方針に基づき、所有者に対し、林分の若返りに向けた未被害木の伐採を促すとともに、家具材や薪炭材など、未被害木の利用を推進してまいりま

す。

一方、被害の拡大防止には、人為的なカシナガの拡散を防ぐことが重要であるため、道では、未被害木であっても、被害地域ではカシナガの脱出時期には極力伐採しないこと、伐採した場合は速やかに林外に搬出し、被害地域から未被害地域へは極力移動を行わないこと、搬出した材の製材はカシナガが脱出する前の5月末までに極力行うことなどについて、事業者や団体の皆様に協力を働きかけているところです。

○丸山はるみ委員 被害の拡大防止には、該当する地域の住民を含め、多くの関係者の協力が重要で、被害木にあっては、処理のタイミングを逃さないためにも、広く情報提供をお願いする必要がありますが、どのように周知をしているのか、また、民有林などでは予防対策を含めた相談窓口はどこになるのか、伺います。

○笹岡森林整備課長 情報提供の周知方法などについてであります。道では、ナラ枯れ被害のおそれがある樹木についてより多くの情報を把握できるよう、市町村や事業者などに対し、関係機関が参画する対策会議や地域での意見交換の場などにおいて、業務で入林した際に得た情報の早期提供を求めるとともに、道のホームページを活用し、広く道民の皆様に周知し、情報提供を呼びかけてきたところです。

また、ナラ枯れ被害のおそれがある樹木の情報の提供やナラ枯れ被害に関する相談や問合せを受ける相談窓口は、水産林務部林務局森林整備課または最寄りの振興局産業振興部林務課としておりまして、これらの窓口の周知は会議やホームページでの情報提供の働きかけと併せて行っています。

○丸山はるみ委員 道内では、大径木でなくても被害が出ているということで、被害拡大によって、木材資源の減少や景観への影響だけでなく、山地災害防止などの機能低下も懸念されるということでした。

道民の財産でもある森林資源の保全と被害を防止しながら利活用を促進するために、今後どのように取り組むのか、伺います。

○立原森林計画担当局長 今後の取組についてであります。ミズナラなどのナラ類は、山地災害防止や生物多様性保全などの公益的機能を有する森林を構成する広葉樹資源であるとともに、家具材や薪炭材など様々な用途としても利用されており、ナラ類等を被害から守るためには、国や道、市町村、林業・木材産業事業者などが連携して対策に取り組むことが重要であります。

このため、道といたしましては、道内における被害地域の拡大を抑えるため、本年3月に策定いたしました北海道ナラ枯れ被害対策基本方針に基づき、関係機関との緊密な連携の下、被害の的確な把握や被害木処理などに取り組み、本道の代表的な広葉樹であるナラ類の保全に努めてまいります。

また、「HOKKAIDO WOOD」ブランドを活用し、木材団体とともに広葉樹材の魅力発信を一層進めるなど、未被害木の有効活用にも積極的に取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 次に、アキサケについて質問をさせていただきます。

今日、ここまでも何人か取り上げていらっしゃいますが、私の周りでも関心が高いので質問させていただきます。

年々、減少が進行し、2016年に来遊数が3000万尾を下回り、本年は11月時点で600万尾台と深刻な状況であると。これまで減少が緩やかであった地域でも壊滅的な状況となっているのが大変心配です。

豊頃町では、名産品の「鮭の飯寿司」をつくることができなくなって、水産加工業者にも影響が広がってきていると聞きました。地域経済を守る立場からも、サケ資源を守りつなぐ取組が求められているということで、以下、質問をしてみたいです。

減少が続いている状況に対して、これまでどのような対策を行ってきたのか、お答えください。

○小泉真志副委員長 サケマス・内水面担当課長古明地恵一さん。

○古明地サケマス・内水面担当課長 アキサケの資源対策についてであります。道では、昨年取りまとめた「資源対策の基本方向」に基づき、増殖事業団体が行う稚魚の飼育環境を改善するための施設整備に対する支援を行うとともに、昨年度、さけ・ますふ化放流事業実施マニュアルを改定し、サケ・マスの増殖技術の向上を図るため、全道の増殖事業団体への普及などを行ってきたところです。

加えて、本年度から、回帰状況に関する調査結果に基づく稚魚の適期放流やアキサケの回遊に適した海水温の下がる10月以降に来遊する親魚からの資源づくりの強化に取り組むなど、試験研究機関や増殖事業団体と連携しながら、海洋環境の変化に対応した資源対策に取り組んでいるところであります。

○丸山はるみ委員 サケは、回遊して元の海域や河川に戻るまで約4年かかるということですが、4年前の取組の結果検証などはどのように行われているのでしょうか。

○古明地サケマス・内水面担当課長 取組結果の検証についてであります。国の試験研究機関や道総研におきましては、アキサケが、河川に遡上した親魚からふ化した稚魚が海に下りて、オホーツク海やベーリング海などを3年から5年程度回遊し、産卵のために生まれた河川に回帰する特性を利用し、ふ化場にて育成した稚魚の体内に標識をつけ、サイズや時期などの条件を変えて放流して、4年後に産卵のために河川回帰する親魚の分析を行い、放流した稚魚の数と回帰した親魚の割合、いわゆる回帰率のデータを蓄積しながら、放流効果の検証を行っております。

○丸山はるみ委員 大変手間をかけて、科学的に分析をされているということでした。

今後、将来にわたって北海道の水産業の重要な一翼を担うサケ漁業だと思いますが、どのようにこれを守っていくのか、そして、特に担い手となる漁業者と協働をし、これまでと同様の協力体制を築くことはもちろんのこと、将来の担い手確保策にも重点を置かなければ、サケが戻ってきたとしても担い手がないという事態を招きかねないというふうに危惧するところです。

効果的なアキサケ資源対策はもちろんのこと、事業継続ができるだけの所得補償の充実等も必要だと考えますが、どのように取り組むのか、お答えください。

○小泉真志副委員長 水産局長村木俊文さん。

○村木水産局長 持続可能なサケ定置漁業についてでございますが、本年のアキサケの来遊不振による漁業生産額の大幅な減少はもとより、近年は、物価高の影響を受けるなど、サケ定置漁業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、経営の安定化は重要な課題と認識をしております。

このため、道では、減収を補填する漁業共済・積立ぷらすや、燃油価格の高騰に対応する漁業経営セーフティーネット構築事業について、国に対し、補償水準の見直しや国の負担割合の拡大など、制度の充実強化を働きかけるとともに、漁業者の方々に対し、協業化や統廃合などによる経営の効率化を促しているところであります。

道といたしましては、今後とも、持続的なサケ定置漁業の構築に向け、経営安定への支援に加え、海洋環境の変化に対応した資源づくりを進め、漁業者の皆様が将来にわたって安心して経営を継続できるよう取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 取組の中には、結果が出るまでに時間がかかるものもあるというふうに思います。当然、中長期的見通しの取組が必要と考えるところですが、これまでどのように取り組み、また、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○岡嶋水産林務部長 中長期的な取組についてでございますが、道では、これまで、全道の各海域において、効率的で安定的なふ化放流事業を推進するため、試験研究機関や増殖事業団体と連携をし、5年ごとに、北海道さけ・ます人工ふ化放流計画中期策定方針を定めており、令和4年3月に定めた令和4年度から8年度までの中期方針において、増殖河川の指定や来遊資源の目標、稚魚放流数などを設定し、アキサケ資源の維持に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、本年の来遊数の大幅な減少を踏まえ、今後、全道の増殖事業団体などと「持続可能なさけ増殖事業検討会」を立ち上げ、種卵の確保状況や回帰率などを踏まえた放流数や放流場所の見直しといった安定的に増殖事業を進めるための中期的な方針について検討を進めるなど、アキサケ資源の維持回復に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○丸山はるみ委員 自然相手なので、なかなか難しいところがあるのかなというふうにお話を聞いていて思いましたけれども、いつまでもおいしいサケを食べられるように、皆さんのお仕事の実るように祈っております。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○小泉真志副委員長 丸山委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、水産林務部、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会並びに内水面漁場管理委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後3時15分開議

○小泉真志副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 農政部所管審査

○小泉真志副委員長 これより農政部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

木下雅之さん。

○木下雅之委員 それでは、農政部所管部分に関わりまして、通告に従い、順次質問させていただきます。

まず初めに、ホッカイドウ競馬についてであります。

4月16日に開幕した今年度のホッカイドウ競馬は、11月13日に、無事、全ての開催日程を終了したということであります。本年5月には、会派1期生有志で門別競馬場を視察させていただきましたが、ホッカイドウ競馬は、馬産地に立脚した競馬事業として、地域経済や雇用の確保に多大な貢献をしており、地域において欠かすことのできない大変重要な産業であると同時に、全国への競走馬の供給や馬産地のセーフティーネットとしての役割も担っているということでありました。

今後において、ホッカイドウ競馬が持続的に発展していくためにも、さらなる馬券発売額の向上や老朽化した基幹施設の整備などに取り組んでいくことが重要な課題となっております。そこで、今後のホッカイドウ競馬の課題への対応などについて、以下、順次伺ってまいります。

まず初めに、本年度のホッカイドウ競馬の開催日数や馬券発売額等を含めた開催結果の概要についてお伺いをいたします。

○小泉真志副委員長 競馬事業室参事増田治己さん。

○増田競馬事業室参事 令和7年度の開催結果についてであります。今年のホッカイドウ競馬は、4月16日から11月13日までの85日間を予定しておりましたが、7月30日にカムチャツカ半島付近で発生しました地震によります津波警報の発令に伴い、終日、中止を余儀なくされたことから、最終的には84日間の開催となりました。

発売額は、573億1491万円と、前年より29億4924万円の増となったほか、1日当たりの発売額につきましても、6億8232万円と、前年を3511万円上回り、いずれも過去最高額となったところでございます。

また、競走数につきましても、1006レースと、前年より25レース多く、出走頭数は、1万182頭と、542頭上回り、1レース当たりの出走頭数でも、10.1頭と、前年より0.3頭多くなったほか、門別競馬場の入場人員につきましても、6万1614人と、前年より3275人増加したところでございます。

以上でございます。

○木下雅之委員 発売額が6年連続で500億円の大台を超える、さらには、入場者数も前年より増加ということで、今、非常に好調に推移をしているということでもあります。

関係者の皆様が一丸となって取り組まれた成果であり、大変喜ばしいことであるというふうに思っておりますが、今年度の馬券発売額が過去最高と好調であった要因について、道としてはどのように分析をしているのか、お伺いをいたします。

また、地方競馬全体の発売額の状況についても併せてお伺いをいたします。

○増田競馬事業室参事 発売額の状況についてであります。近年、発売額の9割以上はネットによる販売が占めており、こうした状況を踏まえ、主にネット発売のファンに向け、公式ユーチューブチャンネルやSNSを効率的に活用し、2歳馬の競走に関する情報提供の充実を図るとともに、南関東競馬とのイベントの連携強化に加え、新たな全国地方交流競走やJRAの所属馬も参戦するダートグレード競走、特に地方競馬の祭典であるJBC競走など、話題性のある番組づくりの一層の充実に努めたことで発売額の増加に大きく寄与したものと考えております。

また、今年4月から10月までの地方競馬13主催者の総売得金は6600億円となっており、対前年比102.7%と好調を維持しております。

以上でございます。

○木下雅之委員 道内の15か所の場外馬券発売所「A i b a」では、年間を通じて馬券の発売や払戻しを行っているということでもあります。ホッカイドウ競馬の事業運営におけるA i b aの位置づけやその役割についてお伺いをいたします。

○増田競馬事業室参事 場外馬券発売所の役割などについてであります。全道15か所に設置している場外勝馬投票券発売所「A i b a」では、年間を通じて馬券の発売や払戻しを行っており、道内各地にいる競馬ファンへのサービスの提供はもとより、ホッカイドウ競馬が閉幕した後もJRAや他の地方競馬主催者の馬券を販売することで、業務協力金収入、いわゆる販売手数料収入を得ており、道の競馬事業において重要な収入源となっております。

道といたしましては、A i b aが競馬ファンから最大限活用されるよう、他主催者の発売拡大に向けて、レース映像やオッズ情報の提供など、来場者の利便性や快適性の向上を図るとともに、長時間滞在していただけるような清潔で快適な発売環境の整備に努めることで、発売額の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○木下雅之委員 門別競馬場は平成9年度から競馬場として運営されてきておりますが、もともと昭和57年に競走馬のトレーニングセンターとして開設をされたものでありまして、整備から40年以上が経過し、老朽化が進んでいる施設も多くあります。

また、敷地内は、来場者のためのスペースが狭いことに加え、厩舎、厩務員等の住居、業務施設が混在するなど、運営面でも様々な課題があるとお聞きをしているところであります。

そういった中であって、現在、第3期となる北海道競馬推進プランに基づき、基幹施設の再編整備が進められているところでありますが、昨年から工事が行われている厩舎エリアの整備の進

捗状況についてお伺いしたいと思います。

また、今後の整備をどのように進めていくのかについても併せてお伺いをいたします。

○小泉真志副委員長 競馬事業室長庄司好明さん。

○庄司競馬事業室長 基幹施設の整備状況についてでございますが、施設整備の事業主体である北海道軽種馬振興公社では、現在、門別競馬場を、厩舎、業務・来場者、住居の三つのエリアに分け、工事を実施することとしております。

そのうち、厩舎エリアについては、令和5年度に着工した厩舎33棟の工事が本年度中に完了する見込みとなっております。また、業務・来場者及び住居エリアは、令和8年度に着工し、外構など一部の整備を除き、9年度末までに完了予定となっております。道といたしましては、引き続き、整備内容の進捗状況について把握に努めるとともに、門別競馬場の計画的な施設整備を推進してまいります。

以上でございます。

○木下雅之委員 ホッカイドウ競馬については、かつては、発売額の低迷などにより赤字経営が続いたことから、存廃の岐路に立たされた時期もあったということでもあります。しかしながら、その後の競馬場の集約化なども含めた経営改善に向けた取組とともに、インターネット販売体制の整備やファンサービスの充実などの改革も進めてきた結果として、現在では、単年度収支も黒字化し、借入金の償還や基金の積立ても可能な状況にまで経営が改善してきているということでもあります。

何よりも、今では、地域にとっても、競馬界全体にとっても、なくてはならない存在になっているということでもありますし、さらには、今ちょうどテレビドラマのほうも放映されているということでありまして、私も、毎週、見させていただいておりますけれども、地域の知名度アップはもちろんですし、競馬事業全体に対するイメージアップにもつながるのかなというふうに受け止めているところであります。

今後、引き続き、競馬事業の安定的、持続的な運営に向けて、馬券発売等による収益の確保はもちろんのこと、さらなる魅力の発信や環境整備などの取組の強化が求められていると考えます。

道では、今後の競馬事業の安定的、持続的な発展に向けて、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○小泉真志副委員長 農政部長鈴木賢一さん。

○鈴木農政部長 競馬事業に関する今後の対応についてでございますが、ホッカイドウ競馬は、馬産地に立脚した競馬場として、地域の雇用や経済を支える重要な役割を果たしており、今後とも多くの競馬ファンに支持されながら発展していくことが重要であります。

こうした中、今年も、ファンの皆様はもとより、馬産地をはじめ、多くの関係者の皆様の御支援、御協力により、過去最高の発売額を記録したところであります。

道といたしましては、こうした結果に満足することなく、今後とも、魅力あるレースを提供す

【第2分科会 12月5日 第2号】

ることはもとより、ネットや場外発売所において馬券を購入する際の利便性の向上や、SNS、公式YouTubeなどを活用した情報発信の強化に努めることで、全国の競馬ファンから選ばれる競馬場となるよう取組を強化するとともに、基幹施設の整備を計画的に進めるなど、時代の変化に的確に対応しながら、競馬事業の持続的な発展と馬産地の活性化に努めてまいります。

以上でございます。

○木下雅之委員 ぜひ、引き続き取組のほうをよろしく願いいたします。

次に、畑作農業の振興についてであります。

道は、現行の第6期北海道農業・農村振興推進計画が本年度で終了することから、第7期計画を本年度中に策定することとしておりまして、さきの農政委員会でその素案が示されたところであります。次期推進計画素案策定作業も含めて、今後の畑作農業の振興について、以下、伺ってまいります。

計画の素案では、施策の進捗状況を定量的に評価するための重要業績評価指標、いわゆるKPIとして、主要品目ごとに作付面積、10アール当たりの収量、生産量を設定しております。小麦、大豆、バレイショなどの主要な畑作物の生産量のKPIは、現状値として設定した令和5年度に比べて増加となっている一方で、てん菜の生産量のKPIは若干減少ということで設定しております。

これらのKPIの設定の考え方についてお伺いをいたします。

○小泉真志副委員長 農産振興課長植村一郎さん。

○植村農産振興課長 第7期推進計画素案における畑作物のKPIについてであります。本年、国が策定した基本計画において、初めて北海道が主要穀物などの主産地として明記されたところであり、我が国の食料供給地域として本道が果たす役割が一層大きくなる中、小麦、大豆、バレイショ、てん菜の4品目につきましては、本道畑作農業において適切な輪作体系の維持確立を図る上で欠くことのできない作物であることなどを踏まえ、生産量などのKPIを設定しております。

特に、輸入に大きく依存する小麦や大豆、また、旺盛な需要に対応する必要があるバレイショにつきましては、生産量を現状値から増加させる一方、本道のみで生産されるてん菜は、国の基本計画との整合を図り、生産量は減少するとしたところでございます。

以上でございます。

○木下雅之委員 その上で、平成3年に北海道で初めて確認をされた小麦の縞萎縮病につきましては、収量の低下を招く非常に厄介な病気ということで、その後も発生地域が拡大し続けているとお聞きをしております。

この縞萎縮病は、土壌伝染性の病害であるため、薬剤での防除が非常に難しく、抵抗性のある品種を栽培することが最も効果的な対策であることから、道総研では、縞萎縮病に抵抗性を持つ「きたほなみR」が開発され、今年2月に道の優良品種に認定されたということで伺っております。

生産者の方々も、「きたほなみR」に大きな期待を寄せているということではありますが、今後、どのように種子生産に取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○植村農産振興課長 「きたほなみR」の種子生産についてでございますが、近年、オホーツクや十勝など、小麦の主産地において主力品種である「きたほなみ」の収量を減少させる縞萎縮病の発生が拡大する中、今後とも道内で安定的に小麦を生産し続けるためには、適切な輪作体系の構築はもとより、縞萎縮病に抵抗を持つ新品種の速やかな普及が必要と認識しております。

このため、道では、道総研農業研究本部が育成した、縞萎縮病への抵抗性に優れる「きたほなみR」を令和7年2月に優良品種として認定いたしまして、現在、関係機関・団体と連携しながら、令和11年産からの全面置き換えを目指して種子の増殖に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○木下雅之委員 現在、道内各地域で利用されている共同利用施設は、築30年以上経過し、老朽化が進んでいる施設が多いと伺っております。農産物の選別や集出荷作業等の省力化、効率化を図るためには、農業共同利用施設が不可欠であり、計画的な整備が必要であると考えます。

今年の第1回定例会の補正予算でも、国の上乗せ分について道のほうで補助をするというような中身のものがありました。こういった部分も含めて、道では、今後、地域が行う農業共同利用施設等の整備にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○小泉真志副委員長 生産振興局長花岡弘毅さん。

○花岡生産振興局長 共同利用施設の整備についてでございますが、本道畑作農業の持続的な発展を図るためには、農産物を安定的に供給していくことが重要であり、そのためには、産地の共同利用施設が果たす役割は大きいものの、道内の多くの施設において老朽化が進んでいることが課題と認識しております。

こうした中、国は、産地の共同利用施設の整備を支援する産地生産基盤パワーアップ事業などに加え、令和6年度補正予算から、老朽化した施設の再編・合理化を支援する「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」を措置したところであります。

道といたしましては、国の事業を効果的に活用しながら、輸入依存度の高い小麦や大豆の乾燥調製貯蔵施設の再編や、バレイショやてん菜の処理加工施設の合理化などを進めるとともに、地域における事業計画の磨き上げをサポートするほか、国に対し、事業の中長期的な継続や予算の確保を求めるなど、本道畑作農業の生産体制の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○木下雅之委員 本道の畑作農業は、先人たちのたゆまぬ努力の下、豊かな自然と広大な土地資源を生かしながら、大規模で専門的な経営が主体となり、現在では、小麦や大豆、バレイショ、てん菜の4品目を中心に生産されているほか、食品加工や観光など幅広い産業と深く結びつきながら、地域経済を支える重要な役割を果たすまでに発展してきております。

一方で、農業従事者の減少であったり、高齢化の進展、規模拡大による労働者不足、流通体制

【第2分科会 12月5日 第2号】

強化など、畑作産業を取り巻く様々な課題も出てきている中で、畑作農業を次の世代にしっかりと引き継いでいくために、畑作農業の持続的な発展に向け、道として今後どのように本道の畑作農業を振興していくのか、お伺いをいたします。

○鈴木農政部長 畑作農業の振興についてでございますが、本道の畑作農業が持続的に発展していくためには、小麦や豆類、バレイショ、てん菜を中心とした輪作体系を基本に、生産性や品質の向上、流通体制の強化を図り、実需者ニーズに応じた畑作物を安定的に生産、供給していくことが重要であります。

このため、道では、普及センターによる栽培技術指導をはじめ、農地の大区画化や排水改善、集出荷貯蔵施設など共同利用施設の整備など、生産基盤の強化に取り組んできたところであります。

道といたしましては、こうした取組に加え、スマート農業技術の活用による省力化や猛暑に対応した品種開発、さらには、需要の高い加工用バレイショや小豆、インゲン、野菜の生産拡大を図るなど、適切な輪作体系の維持確立に努めながら、次世代の担い手が希望を持てる北海道畑作農業の確立に取り組んでまいります。

以上でございます。

○木下雅之委員 ありがとうございます。

次の項目に移ります。

本道の酪農振興についてであります。

道では、令和3年に策定をした現行の第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画、いわゆる酪肉近計画において、本道酪農が外的要因にも影響されにくい経営体質の強化を図るとともに、関係業界が連携し、生産体制の強化や需要創出を進めることにより、地域経済や社会の活性化にも貢献できる強固な産業となることを目指してきています。

令和3年度の生乳生産量は431万トンとなり、現行の酪肉近計画で目標としていた令和12年度の440万トンの達成に向けて順調に推移をしてきておりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う需給緩和により、生乳の生産抑制に取り組まなければならない状況となりました。

今後、酪農の生産基盤を著しく損なう生産抑制を二度と繰り返すことなく、全国に牛乳・乳製品を安定的に供給していかなければならないと考えております。以下、本道の酪農の振興について、順次伺ってまいります。

初めに、乳用牛飼養戸数や頭数、1戸当たりの飼養頭数が、5年前と比べどのような状況になっているのか、伺います。

また、本道の生乳生産量や全国に占める割合が、5年前と比べどのような状況になっているのか、併せてお伺いをいたします。

○小泉真志副委員長 畜産振興課長佐々木秀弥さん。

○佐々木畜産振興課長 本道酪農の生産状況についてでございますが、国の畜産統計調査などによりますと、本道の乳用牛の飼養戸数は、令和2年の5840戸から本年2月1日現在では4970戸と

870戸減少し、飼養頭数は、82万900頭から81万6800頭と4100頭減少している一方で、1戸当たりの飼養頭数は、140頭から164頭と24頭増加しております。

また、生乳生産量は、令和元年度の409万トンから昨年度は426万トンと17万トン増加しており、全国に占める割合は、5年前の55.6%から57.8%と2.2ポイント増加しております。

以上でございます。

○木下雅之委員 本道の酪農を取り巻く環境は、現行の第8次酪肉近計画の策定時と比べて大きく変化をしてくれております。

そういった中における現行計画の進捗状況について伺うとともに、道では、この状況をどのように受け止めているのかについても併せてお伺いいたします。

○佐々木畜産振興課長 現行計画の進捗状況などについてでございますが、本道酪農は、堅調な生乳需要を背景に、国の事業を積極的に活用しながら規模を拡大し、生産量を伸ばしていたものの、現行の酪肉近計画を策定しました令和3年以降、新型コロナウイルス感染症の発生などにより需給が緩和したことから、生乳生産量が抑制され、経営環境が急激に悪化するなど、厳しい生産状況となったところでございます。

こうした中、乳牛の飼養頭数は、現行計画の目標値83万7000頭に対し、直近の令和6年度では81万6800頭、生乳生産量は、目標値440万トンに対し426万4100トンと、それぞれ、98%、97%の達成状況となっております。

道といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による需給緩和などにより生乳生産量は一時的に減少したものの、農業団体などとの連携による消費拡大の取組や乳業メーカーによる乳価の引上げなどにより、酪農家の生産意欲が高まりつつあることから、目標年度の令和12年度には現行計画の目標値を達成することが見込まれると考えております。

以上でございます。

○木下雅之委員 まずは、現行計画の目標の達成に向けて、引き続き、取組を進めていただきたいというふうに思います。

道では、現行の酪肉近計画を見直し、本年度中に次期計画を策定する予定ということでありまして、さきの農政委員会でその素案が示されたところであります。

今後、次期計画の中でどのようなことに重点を置きながら酪農の振興を進めていくのか、お伺いをいたします。

○花岡生産振興局長 次期酪肉近計画の素案についてでございますが、全国一の生乳生産量を誇る本道酪農が今後とも持続的に発展していくためには、牛乳・乳製品の一層の需要拡大を図るなど、生産者が安心して生乳生産に取り組める環境づくりはもとより、本道の強みである自給飼料基盤をフル活用し、コストの低減や所得の確保につなげることで酪農経営の安定を図っていくことが重要と認識しております。

道といたしましては、先日公表した酪肉近計画の素案において、昨今の生乳需給の緩和や生産資材の高騰など、酪農を取り巻く情勢の変化を十分踏まえながら、関係者一丸となった消費拡大

【第2分科会 12月5日 第2号】

や収益性の向上、低コスト生産を進めることを示したところであり、関係機関・団体の皆様とも連携しながら、これらの取組を一層推進することで、本道酪農の振興発展に取り組んでまいります。

以上でございます。

○木下雅之委員 次期計画の素案では、令和5年度を現状とした上で令和12年度を目標年度とし、乳牛の飼養頭数を現状の82万2000頭から78万頭、生乳生産量を現状の417万トンから445万トンとする目標値として設定しております。

飼養頭数が減少する中で生乳生産量を増加させていくために、道ではどのような取組が今後必要になってくると考えているのか、お伺いをいたします。

○花岡生産振興局長 目標の達成に向けました取組についてでございますが、次期酪肉近計画の素案では、乳牛の飼養頭数を減少させる一方で、1頭当たりの搾乳量を増加させることにより、本道の年間生乳生産量を417万トンから445万トンとする意欲的な目標を設定したところであります。

道といたしましては、目標の達成に向けて、本道の恵まれた自給飼料基盤をフル活用しながら良質な飼料生産に取り組むとともに、長命連産性や近年の気候変動に対応するための暑熱耐性に優れた乳用牛群への転換を進めるほか、新規就農者をはじめとする担い手の育成確保や、牛乳・乳製品の一層の消費拡大など、乳業メーカーや関係機関・団体の皆様と一体となって、生産から消費に至る各種施策を総合的に推進していく必要があると考えております。

以上でございます。

○木下雅之委員 本道は、国内の生乳生産量の約6割を占める酪農王国であり、本道の酪農が日本の牛乳・乳製品を支えていると言っても過言ではないと考えております。また、本道の酪農は、乳業、食品加工業や生産資材産業などの裾野の広い関連産業とともに、地域の雇用や経済を支える大変重要な基幹産業となっております。

道では、持続的かつ安定的な本道の酪農の確立に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○鈴木農政部長 本道酪農の振興についてでございますが、酪農家の減少や高齢化が進行する中、本道酪農が、今後とも、生乳生産のみならず、乳業や運送業など裾野の広い関連産業とともに地域を支える基幹産業として持続的に発展していくためには、酪農の生産基盤を著しく損なう生産抑制を二度と繰り返すことなく、酪農家の方々が安心して生産できる環境を整えていくことが重要であります。

道では、関係機関や団体などと連携し、後継者や第三者への円滑な事業継承はもとより、経営の法人化など担い手の育成確保に加え、TMRセンターなど営農支援組織の体制強化や、スマート農業技術の導入による労働力の負担軽減などに取り組んできたところであります。

道といたしましては、今後とも、こうした取組を着実に推進するとともに、外的要因に左右されにくい良質な自給飼料の生産拡大や暑熱耐性に優れた乳用牛群への転換、さらには、高品質な

道産牛乳・乳製品の一層の消費拡大を図るなど、本道の酪農経営の体質強化と持続的な発展に力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○木下雅之委員 よろしくお願ひいたします。

次の項目に移りまして、北海道和牛の生産振興についてであります。

令和7年の本道の肉用牛の飼養頭数は全国1位の約54万頭ということでありまして、また、令和5年には肉用牛の農業産出額が1224億円と、鹿児島県を抜き、初めて全国1位となったということでもあります。一方で、本道で使用されている肉用牛のうち、黒毛和種等の和牛は4割程度ということでもあります。

2年後の令和9年、全国和牛能力共進会北海道大会が開催されるということでありまして、この大会を契機として、本道が我が国を代表する肉用牛の産地としての地位を確立するためにも、北海道和牛の生産基盤の強化が求められていると考えます。また、飼料価格の高止まりなどもあって、通常より肥育期間を短縮し、生産コストの縮減が期待できる早期肥育への関心も高まっており、こうした技術の導入によるコストの削減と併せ、北海道和牛のブランド力を向上させることが重要な課題になっていると考えます。以下、北海道和牛の生産振興やブランド力向上などについて伺います。

まず初めに、道内で北海道和牛の早期肥育に取り組んでいる生産者の状況についてお伺いをいたします。

また、道では、早期肥育技術の導入についてどのような課題があると認識をしているのか、併せてお伺いをいたします。

○佐々木畜産振興課長 北海道和牛の早期肥育についてでございますが、道では、令和5年度から、黒毛和種が生まれてから出荷するまでに要する月齢を短縮する早期肥育技術の普及に向け、実証試験を実施しており、道内では約80戸の生産者が取り組んでいるところでございます。

早期肥育技術の導入に当たりましては、出荷月齢の短縮により飼料費などの生産コストが削減できるメリットがある一方で、従来の肥育方法と比べて、枝肉重量の低下や、サシが入りづらいことなど、生産者にとりまして、高品質な肉質の安定生産に向け、飼養管理技術の習得が課題と考えております。

以上でございます。

○木下雅之委員 早期肥育技術は生産コストの削減が期待できるものであり、また、先ほど申し上げた令和9年に開催をされる全国和牛能力共進会北海道大会では、肉牛の部の出品月齢が24か月未満ということでありまして、この大会にもつながる取組であるというふうに考えます。

道では、早期肥育技術の導入を図るためにどのような取組を行ってきているのか、お伺いをいたします。

○佐々木畜産振興課長 早期肥育の普及に向けた道の取組についてでございますが、道では、早期肥育技術に用いられる飼料給与プログラムにより、一般的には28か月齢程度かかる出荷月齢を

【第2分科会 12月5日 第2号】

26か月齢未満で出荷できるよう技術指導や普及に努めることで、従来までと遜色ない枝肉重量や肉質の確保を図ることとしております。

道といたしましては、2年後に開催されます和牛全共北海道大会において、さらに2か月肥育期間が短い24か月齢未満の枝肉を対象とした出品区分に対応できますよう、関係機関・団体と連携しながら、大会への出品に意欲を持つ生産者に対しまして、早期肥育に向けた実証試験や研修会の開催などを通じて技術の習得を後押ししているところでございます。

以上でございます。

○木下雅之委員 次に、北海道和牛のブランド力の向上についてお伺いをいたします。

道としては、北海道和牛のブランド力向上についてどのような課題があるというふうに認識をしているのか、お伺いをいたします。

○花岡生産振興局長 北海道和牛のブランド力向上に向けた課題についてでございますが、北海道和牛のブランド力を向上させるためには、消費者や実需者のニーズに応じた高品質な枝肉を生産することが重要であり、そのためには、可能な限り優良な繁殖雌牛を道内に保留することや高度な飼養管理技術の習得が必要と考えております。

また、本道の和牛生産は、府県の主産地に比べて歴史が浅いことから、北海道和牛に対する消費者の認知度が低いことが課題と認識しております。

以上でございます。

○木下雅之委員 そういった中で、先ほど来の繰り返しになりますけれども、全国和牛能力共進会北海道大会を契機とした、北海道和牛のブランド力向上に向けた取組を進めていくことが非常に重要であると考えております。

道では、北海道和牛のブランド力向上に向け、どのような取組を行ってきているのか、お伺いをいたします。

○佐々木畜産振興課長 北海道和牛のブランド力の向上についてでございますが、道では、北海道和牛の認知度向上に向け、優良な繁殖雌牛を道内に保留するため、関係機関や団体と連携しながら、生産者による和牛改良に向けた体制づくりを進めるとともに、良質な枝肉を生産するための飼養管理技術の向上を図るほか、道内の和牛生産者で構成します北海道和牛ブランド推進協議会と連携し、北海道ブランドという統一名称やロゴマークを設定し、販売戦略の検討を行うなど、和牛全共北海道大会の開催に向けて取組を強化しているところでございます。

以上でございます。

○木下雅之委員 和牛のブランド力向上ということですが、私の地元で、いところが、和牛じゃなくて、ホルスタインのほうですけれども、F1種で、地元が高砂酒造さんという酒蔵があるものですから、その酒かすを食べさせて、旭高砂牛という牛を生産しております。それをブランド化していくということで、10年ぐらいずっとお付き合いをさせていただいておりますけれども、ようやく、今、少しずつ旭高砂牛という名前が、市内でちょっとずつ知名度が上がってきたのかなというふうに思っています。

10年をかけながら、ようやくだなというふうに思っておりますけれども、本当にブランドを一つつくるだけでも非常に長い時間がかかるなというふうに思っております。多分、それぞれの取組の単位が、例えば、農家さんごとであったりとか、単位がちょっとちっちゃい中で、なかなかその広がりや欠くのかなといった部分、あるいは、その販路についても、うまく乗っかっていけばいいのだけれども、やっぱり、自分で切り開いていくというような形になっていくと非常に難しい部分があるのかなとちょっと思います。ただ、和牛につきましては、せっかくいい機会があるので、そこを活路としながら、ここを契機としてブランド化をぜひ図っていただきたいなと思います。

それから、ロゴマークのほうもちらっと見せていただきましたけれども、これ以上は言わないでおきますので、うまく活用しながら取り組んでいってください。

今後の対応ということで、現在検討が進められている次期農業・農村振興推進計画の素案におきましても、北海道和牛のブランド化を図り、和牛産地としての地位確立に向けて取り組むといった考え方も示されているところであります。

道では、早期肥育技術の導入や北海道和牛のブランド力向上も含め、北海道和牛の生産振興にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○鈴木農政部長 北海道和牛とブランド力向上に向けた今後の取組についてでございますが、本道が良質な牛肉を国内外に安定的に供給し、我が国を代表する和牛産地としての確固たる地位を確立するためには、繁殖能力や肉質に優れた和牛改良を推進しながら、早期肥育技術の導入などを進めるとともに、北海道の知名度を生かした北海道和牛のブランド化を図るなど、生産と消費の両面から各般の施策を講じていくことが重要であります。

このため、道では、ゲノミック評価による繁殖雌牛のトップエリート牛群の造成や、道内の垣根を越えて統一したブランドロゴマークの活用など、ブランド力の向上に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、こうした取組を着実に進めるとともに、令和9年に開催される和牛全共北海道大会を契機として、北海道和牛のさらなるブランド化や肉質の向上に取り組みながら、国内外への売り込みを強化するなど、北海道和牛の振興に向けて力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○木下雅之委員 2年後の開催に向けて、ぜひ、取組のほうを着実に進めていっていただきたいと思います。

次の項目に移ります。

農業の担い手の育成確保についてであります。

人口減少や少子・高齢化により農業の担い手の減少が進む中で、本道農業が持続的に発展していくためには、新規就農者や農業法人などの多様な担い手の育成確保が喫緊の課題となっております。道では、担い手育成総合推進事業等により、担い手の育成確保に取り組んできているところでありますが、今後のさらなる対策などについてお伺いをしてまいります。

【第2分科会 12月5日 第2号】

道では、毎年、新規就農者実態調査等を実施し、本道農業の担い手、人材の動向といったものを公表しておりますが、令和6年度における新規就農者の状況について御説明をいただきたいと思っております。

○小泉真志副委員長 技術普及課長原俊彦さん。

○原技術普及課長 新規就農者の状況についてであります。新規就農者実態調査によりますと、令和6年の道内の新規就農者は372人で、前年と比べ35人の減少、このうち、新規学卒就農者は122人で1人の減少、Uターン就農者は130人で29人の減少、新規参加者は120人で5人の減少となっております。

経営形態別では、畑作が115人で、前年と比べ17人の減少、稲作が84人で2人の増加、野菜が75人で前年と同数、酪農が66人で9人の減少となっております。

また、振興局別では、空知が77人で、前年と比べ11人の増加、十勝が75人で5人の減少、オホーツクが54人で8人の減少、上川が50人で8人の減少となっております。

以上でございます。

○木下雅之委員 調査結果の中では、Uターン就農者が前年より29人減少しているということですが、Uターン就農者の年代別の内訳を伺うとともに、減少した要因を道のほうではどのように分析をしているのか、お伺いいたします。

○原技術普及課長 Uターン就農者が減少した要因についてであります。Uターン就農者は130人となっており、年代別の内訳は、29歳以下が73人、30代が42人、40代が12人、50代が3人であり、30代以下の若手が大半を占めています。

また、減少した要因については、農家戸数の減少により農家の子弟が減少していることや、よりよい労働条件を求めて他産業への就業者が増加していること、さらには、昨今の生産資材価格の高止まりなどによる農業情勢の厳しさからUターン就農を見合わせているものと考えております。

現在、道では、昨年末から全道各地で就農促進に向けた意見交換会を開催しており、出席した若手農業者からは、もうかるイメージが不可欠といった意見や、親から農業は苦勞するので継がないほうがよいと言われた、親子間のコミュニケーションが難しいなどの発言があったほか、親世代の農業者からは、幼少期からの農業経験が大事、農業の魅力をふだんから伝えておく必要があるなど、Uターン就農や円滑な経営継承に向けて様々な意見が出されたところです。

以上でございます。

○木下雅之委員 「本道農業の担い手・人材の動向」という先ほどの調査結果では、農地所有適格法人についても公表がされております。

道内における農地所有適格法人の状況についてお伺いするとともに、その結果を道としてどのように受け止めているのか、お伺いをいたします。

○小泉真志副委員長 農業経営課長佐藤孔則さん。

○佐藤農業経営課長 農地所有適格法人数の推移などについてであります。道の農地所有適格

法人の活動状況等に関する調査によりますと、道内における農地所有適格法人数は、毎年1月現在で、令和2年は3716法人、3年は3830法人、4年は3889法人、5年は4045法人、6年は4122法人と増加傾向で推移しており、5年と比較しますと、6年は77法人の増加となっています。

農地所有適格法人が増加した要因につきましては、経営の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承など、様々なメリットが考えられることから、個人で経営していた農業者が持続的な経営の発展を目指して法人を設立していると認識しております。

○木下雅之委員 農業における担い手の育成確保は、本道にとっても本当に最重要課題であります。関係機関・団体とも連携をしながら、オール北海道で取り組む必要があると考えます。

道では、担い手の育成確保に向け、これまでどのような取組を行ってきたのか、また、その成果や課題についても併せてお伺いをいたします。

○小泉真志副委員長 農業経営局長萱嶋富彦さん。

○萱嶋農業経営局長 担い手の育成確保に向けた取組についてでございますが、道では、これまで、関係機関・団体と連携しながら、就農相談や技術指導、就農前後の経営支援などの新規就農対策はもとより、雇用就農の受皿となる法人化に向けた相談対応や専門家による助言指導など、多様な担い手の育成確保に取り組んできたところでございます。

また、昨年6月には、担い手の育成確保に向けた検討チームを道と関係団体で立ち上げまして、課題の整理や認識の共有を図るとともに、より効果的な施策の検討を進めているところでございます。

こうした取組もございまして、本道における道外からの新規就農者数はおおむね横ばいで推移をしております。また、農業法人数は毎年、着実に増加するなど、多様な担い手の確保が進んでおります一方、個人経営を含む農業経営体数や親元就農者数が減少の傾向にありますなど、既存の経営体の継続と円滑な経営継承が課題となっているというふうに認識しております。

以上でございます。

○木下雅之委員 様々な課題等も含めて、いろいろと御説明をいただきました。

私自身も、これまでもいろいろな場面でお話をしているように、旭川で農業を営む畑作農家に生まれております。ただ、我が家は祖父の代で農業を辞めております。農業をやっている方がいる前でちょっと言うのもあれですけども、私の祖父は、常々、農業は本当にもうからない、こんな仕事に子どもたちには絶対に就いてほしくない、絶対に継がせられないということで、私の代で辞めるんだと言って、そこで本当に農業を辞めてしまいました。それで、私の父も全然違う仕事に就いて、私も、今、こういうことをしているというような状況にあります。

また、自分自身の友達とかでも、旭川近郊で農家をやっている家に生まれた同級生が、家に親とかがいる間は、東京でずっと働いていたのですけれども、逆に、おじいちゃんとか親とかが亡くなった後に、家ががらっと空いた状態になって、初めて帰ってきて、急に農家をやり出すといった、逆のパターンもあったりとかして、何でいきなり帰ってきて農業をやるのかという話をし

たら、今までのやり方に全くとらわれない農業を自分はやってみたかったのだということで、改めて、自分なりの農業を確立して、何か新しい世界の農業を始めるみたいなことを言って農業を始めた人間もいて、本当にそれぞれに事情がいろいろあるのだろうなというふうに思います。

そういった部分では、皆さん、様々なケースがあって、いろいろな支援の仕方がきっとあるのだろうなというふうに思っております。ただ、いずれにしても、農地の有効活用も含めて、やっぱり、つないでいくという作業が本当に大事なのだろうなと思いますし、この次の部分でもお話ししますが、何よりも、農業が本当に魅力ある仕事になっていかなければいけないといった、そこが非常に大きいところだろうなというふうに思っております。そういったトータルの農業の振興という部分で、我々もそうですけれども、皆さんと一緒に共に頑張っていきたいなというふうに思いますので、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、本道の農業は、今いろいろと述べましたけれども、我が国における食料の安定供給に重要な役割を果たすとともに、道内においても地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

本道農業が将来にわたり持続的に発展していくためにも、今後の農業に希望を持つことができるよう、北海道としても、目指す姿をしっかりと示しながら多様な担い手を育成確保していくことが何よりも重要であると考えますが、道としては、今後の農業の担い手の確保育成にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○鈴木農政部長 担い手の育成確保に向けた今後の対応についてでございますが、人口減少や少子・高齢化など担い手の減少が進む中、本道農業が持続的に発展していくためには、既存の経営の円滑な継承を図るとともに、新規就農者の確保に取り組むことで、地域における担い手の減少を抑えることが重要であります。

このため、道では、新規就農対策や農業経営の法人化など、多様な担い手の育成確保を図るとともに、経営規模の大小や経営形態を問わず、生産性の向上や経営体質の強化に向けて各種施策を総合的に推進してきたところであります。

道といたしましては、こうした取組を進めるとともに、北海道農業公社に設置した農業経営相談所内の経営継承推進チームの取組を通じ、円滑な経営継承を支援する人材の育成強化を図るほか、本年度から新たに、親元就農を含む新規就農者の確保に向けたモデル地区を空知など4地域に設定し、市町村などが取り組む新規就農対策を支援するなど、関係機関・団体と一体となって多様な担い手の育成確保に取り組むことで本道農業の持続的な発展に努めてまいります。

以上でございます。

○木下雅之委員 今の答弁の最後の部分にありましたけれども、モデル地区を設定しながら取り組んでいくということで、ぜひ、引き続き、その部分も含めて取り組んでいただきたいと思っておりますし、私も見ていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、ちょっと話は替わって、鳥獣被害対策のほうに移りたいというふうに思います。

エゾシカやヒグマなどの鳥獣による農業被害は、農業者の生産意欲の減退を招き、また、離農

へと追い込まれる状況も憂慮されるなど、数字以上に農村地域に深刻な影響をもたらす大きな課題となっております。以下、今後の鳥獣による農業被害対策について伺います。

まず、鳥獣による農業被害額は、平成23年度に過去最悪となる70億2500万円を記録したということですが、その後の推移についてお伺いをいたします。

○小泉真志副委員長 みどりの食料システム戦略室長片岡幸治さん。

○片岡みどりの食料システム戦略室長 鳥獣被害額の推移についてであります。野生鳥獣による農業被害額は、平成23年度の70億3000万円をピークに減少傾向にあったものの、令和2年度の50億2000万円から増加に転じ、3年度は54億円、4年度は57億9000万円、さらに5年度は63億1000万円となり、この3年間で13億円、25%増加しております。

以上でございます。

○木下雅之委員 令和5年度でも63億円で、3年間で25%の増加ということで、本当に急増しているというような状況にある中で、道では、11月26日、道庁を訪れた農林水産副大臣と鳥獣被害対策の強化について意見交換を行ったというふうに承知をしております。

この意見交換の中で、国からどのようなお話があったのか、お伺いをいたします。

○小泉真志副委員長 食の安全・みどりの農業推進局長丸子剛史さん。

○丸子食の安全・みどりの農業推進局長 鳥獣被害対策の強化についてであります。道では、先月26日に来庁された農水省の方々と鳥獣被害対策の強化等について意見交換を行ったところで

す。

国からは、全国の野生鳥獣による農業被害額の約4割を占める北海道において、エゾシカなど野生鳥獣による被害が著しい市町村を対象に、鳥獣被害防止総合対策交付金の優先的な予算配分に加えて、国及び道、市町村、関係団体などが一体となって、専門家の派遣など重点的な支援を実施する北海道鳥獣被害対策タスクフォースの設立について提案があったところでございます。

以上でございます。

○木下雅之委員 農業被害が本当に急増している深刻な中であって、国から、被害が著しい道内の市町村に優先的に交付金の予算配分を行うということと、あわせて、重点支援を実施するためのタスクフォースを設立するという提案があったということでもあります。

非常にありがたい提案でありまして、エゾシカやヒグマなどの鳥獣による農業被害の防止対策に、関係機関・団体が連携をしながら、ぜひしっかりと取り組んでいていただきたいなというふうに思います。

道では、今回の国からの提案に対し、どのように対応していく考えなのか、お伺いをいたします。

○小泉真志副委員長 農政部食の安全・みどりの農業推進監山口和海さん。

○山口農政部食の安全・みどりの農業推進監 国の提案に関する今後の対応についてであります。近年、エゾシカをはじめとする野生鳥獣による農業被害が全道各地に広がり、被害額も年々増加する中、被害防止対策の強化を図り、生産者の方々が安心して営農に取り組むことのできる

環境を整えることは、喫緊の課題であると認識をしております。

道といたしましては、市町村が作成した被害防止計画に沿って、地域が取り組む捕獲活動や侵入防止柵の整備、緩衝帯の設置などへの支援を着実に進めているところであり、今後とも、国に対し、あらゆる機会を通じて必要な予算額の確保を強く求めるとともに、地域の実態に即したより効果的な被害防止対策が推進されるよう、今回、国から提案のありました北海道鳥獣被害対策タスクフォースの早期の設立に向けて、庁内関係部局や市町村、関係団体などの方々と協議を進め、その取組の成果を全道に波及させていくことにより農業被害の低減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木下雅之委員 今、御説明があったように、まず、タスクフォースについては被害が著しい市町村が対象ということですが、本当にあちこちで大変なことになっていますので、ぜひ、その取組を全道に広げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ちょっと時間がなくなってきたので、最後に、農業・農村整備の推進についてであります。

近年の気候変動や自然災害の増加、そして、世界的な食料需給の不安定化を背景として、食料安全保障の観点から、国内での食料の安定生産がますます重要となってきております。また、国の食料・農業・農村基本計画では、2030年度に向けて、食料自給率を現状の38%から45%に引き上げるという目標を掲げているところであり、我が国最大の食料供給地域である本道における生産基盤の強化が一層求められております。

そんな中で、今定例会におきましても様々な議論がありました。我が会派の代表質問においても質問をさせていただいたところではありますが、知事からは、農家負担を軽減する、いわゆるパワーアップ事業について継続したいと考えており、具体的な内容について取りまとめるといった答弁もあったところであり、今後の農業・農村整備の推進について、以下、伺います。

国の令和8年度予算の概算要求では、農業・農村整備関係予算が対前年度比で118%増と大幅に増額されているほか、農業構造転換集中対策として、初動の5年間は別枠で予算のほう確保されるということでお伺いをしているところでございます。

本道農業の生産基盤の整備強化がますます重要となっている状況を踏まえ、来年度の予算確保に道としてはどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○小泉真志副委員長 農村振興局長磯嶋光世さん。

○磯嶋農村振興局長 農業・農村整備の予算確保についてでございますが、本道農業の生産力、競争力の強化や農村地域の強靱化を図る上で、農業・農村整備は重要な役割を果たしており、地域からは、農地の大区画化や排水対策のほか、畑地かんがいや農業水利施設の防災・減災対策など、多くの要望が寄せられております。

こうした地域からの要望に応え、生産基盤の整備を計画的かつ着実に推進していくためには、国費予算の確保が何よりも重要なことから、道では、これまで、道議会はもとより、関係機関・団体と一体となりまして、国に対し、補正予算を含め、必要な予算総額の確保を要請してきたと

ころです。

道としましては、今後とも、食料安全保障の確保に不可欠な農業の生産力の強化に向けまして、農業・農村整備を計画的に進められるよう、国の食料・農業・農村基本計画に基づき措置されます農業構造転換集中対策を含め、必要な予算総額の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○木下雅之委員 今、予算の部分についてのお話をいただきましたが、農業・農村の整備を着実に進めていくためには、予算の確保はもちろんでありますけれども、実際にその工事を担う建設業をはじめとする事業者の皆様の役割も非常に大きいものと考えるところであります。

建設業を取り巻く現状についての道の認識をお伺いするとともに、農業農村整備事業の円滑な執行に向けて、農政部として、道としてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○小泉真志副委員長 農政部技監榎研一さん。

○榎農政部技監 事業の円滑な執行についてであります。資材価格の高騰はもとより、土木技術者や作業員の高齢化、人手不足の深刻化など、建設業を取り巻く環境が厳しさを増す中、農業・農村整備を着実に推進するためには、受注者が適正な利益を確保できる工事価格を設定するとともに、働き方改革への対応など、工事の省力化や効率化を図ることが重要であります。

このため、道では、物価変動に応じた労務費や資材単価を予定価格に適切に反映させるほか、受注者の週休2日の確保を基本としたゆとりある工期の設定に加えまして、工事の早期発注や夏工事の促進による施工時期の平準化を推進するなど、受注環境の改善に取り組んでいるところでございます。

道におきましては、こうした取組に加えまして、少人数で効率的に施工するICT活用モデル工事を実施するなど、工事現場の生産性の向上に取り組んでおり、今後、関係者から御意見を伺いながら、モデル工事の課題を検証するとともに、ICT施工をさらに推進し、工事の一層の省力化、効率化を図ることで、農業農村整備事業の円滑な執行に努めてまいります。

以上でございます。

○木下雅之委員 今、御説明いただき、農政部のほうから答弁をいただきましたけれども、建設部のほうとも我々もよく議論させていただきませんが、同じような話が出てきます。

ただ、やはり、実際に現場を含めて本当にやり切れるのかといった部分で、特に北海道の場合は様々な課題もあって、なかなか言うほどそんなに簡単ではないのかなというふうにも思っております。また、昨日、農業の関係団体の皆さんとも意見交換をさせていただきましたが、その中でもこういった話も出てきておりました。本当にうまく工夫しながら取組を進めていただきたいというふうに思います。

次に、生産性向上に直結する水田の大区画化についてです。

国の新たな土地改良長期計画の中では、水田の大区画化が重点課題として位置づけられておりますが、本道における大区画化の進捗状況、あわせて、道としてその効果をどのように受け止めているのかについてお伺いをいたします。

○小泉真志副委員長 農地整備課長岸田隆志さん。

○岸田農地整備課長 大区画化の整備状況についてでございますが、令和5年度までに、国営・道営・団体営事業により、水田を1ヘクタール以上、大区画化した整備面積は、全道の水田面積22万1500ヘクタールの約22%に当たる4万9000ヘクタールとなっております。

道が行った基盤整備の効果に関する調査では、大区画化により、大型機械が活用できるなど作業効率の向上や水管理の省力化が図られ、水稻の年間作業時間が2割程度削減されたことが確認されたほか、米の生産コストが、令和6年度に整備した87地区を対象に行った調査では、整備前と比較して作業時間が削減されることにより、労働費や燃料費などが減少し、2割から5割低減されることが確認されました。

加えて、大区画化により、スマート農業技術の導入が容易になるほか、基盤整備を契機に担い手の農地の集積が促進されるなど、地域農業の生産向上に大きく寄与しているところでございます。

以上でございます。

○木下雅之委員 全体の進捗率が22%と今お話がありましたけれども、結構、先が長いなというふうに思っております。ただ、この大区画化は、スマート農業の推進、収量アップも含めて、ぜひ進めていただきたいと思います。当然、事業でありますし、そういった中では、国営事業と道営事業との連携というか、調整といった部分が非常に大事になってくるのだろうというふうに思っております。

そういった部分で、道は、その調整をどのように図っているというか、どういう形で国との連携を図っているのか、お答えをいただきたいと思えます。

○小泉真志副委員長 国営調整担当課長佐々木悟さん。

○佐々木国営調整担当課長 国営事業との連携についてであります。農地や農業水利施設の整備に当たっては、地域が実情に応じて策定した将来の整備構想を踏まえ、国をはじめ、市町村や関係団体と連携し、整備の趣旨や具体的な内容、規模などに合わせて、国営事業や道営事業などを効果的に活用しながら進めていくことが重要であります。

このため、道では、国との連絡協議会を各振興局ごとに定期的で開催し、地域における今後の整備計画や実施地区の進捗状況について情報共有を図るとともに、国営事業を実施する地区では、市町村や関係団体も参画する推進検討委員会を開催し、地元の意向や事業効果、国営事業と関連する道営事業等との役割分担を確認するなど、国営、道営それぞれの事業が効果的、効率的に進められるよう、国との調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○木下雅之委員 また、ちょっと視点が変わって、近年、気候変動に伴う異常気象の影響により、高温や干ばつ、大雨などが頻発しておりますが、こういった状況下でも農業の生産性を維持するため、道としてどのような整備を進めているのか、お伺いをいたします。

○岸田農地整備課長 異常気象への対応についてでございますが、近年、道内各地では、集中豪

雨や猛暑による高温少雨などの異常気象が頻発しており、農作物の湿害の発生や、防除のための農作業機械が適期に農地に入れないといった事案が生じているほか、高温で必要な時期に雨が降らないことで水不足となり、農作物の生育が不良となるなど、収量や品質に影響が見られております。

このため、道では、農作物の安定生産に向けて、降った雨を速やかに圃場の外に排出させることで農地の冠水や湿害による被害を軽減させる排水路や暗渠排水の整備を行っているほか、高温少雨による収量や品質の低下を防止、軽減できるように、暗渠排水を利用した地下かんがいや、必要なときにいつでも水を供給することできる畑地かんがいの整備など、異常気象においても効果を発揮する基盤整備を推進しております。

以上でございます。

○木下雅之委員 ということ、多岐にわたっているいろいろとお伺いをしてまいりました。

今さらですけれども、昨年の基本法の改定、あるいは、今年の基本計画の改定、さらには、今、道のほうで進めている7期の農業・農村振興推進計画の改定等々、それから、先ほどお話のあった酪肉近の改定作業もそうですし、道のいろんな計画も含めて、今、大きく変わるという転換点になるかというふうに思っております。

ただ、そういった中で、本当に北海道の農業が新たな時代を切り開いていくためにも、先ほどもありましたように、農家の生産者の皆さんが、やっていて本当によかったと思えるような、本当にすごくいい仕事を自分らはしているなど誇りに思えるような、そういった北海道の農業にしていっていただきたいなというふうに思います。先ほども言った目指す姿だとか、そういったことも、ぜひ、夢のある将来を描きながら、共に、一緒に頑張っていけたらなというふうに思いますので、引き続きよろしく願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○小泉真志副委員長 木下委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

鈴木仁志さん。

○鈴木仁志委員 初めに、畜産バイオマスプラントについてお聞きをしたいと思います。

本道の酪農業において、2004年に本格施行された家畜排せつ物法に基づく家畜ふん尿の処理や臭気対策を目的として、畜産バイオマスプラントの導入ニーズが高まり、地域の循環環境や酪農業における家畜ふん尿の処理の作業負担の軽減に貢献をしております。

2012年にF I T制度が開始されて以降、導入件数が伸びてきておりますけれども、畜産バイオマスプラントの意義と、道内振興局別の畜産バイオマスプラント数及びF I T制度を活用しているプラント、それから、F I T制度が満了したプラント数をそれぞれお聞きしたいと思います。

○小泉真志副委員長 環境飼料担当課長安藤邦也さん。

○安藤環境飼料担当課長 畜産バイオマスプラントの設置数などについてでございますが、畜産バイオマスプラントは、家畜排せつ物を発酵槽において密閉状態で処理することにより、臭気の

【第2分科会 12月5日 第2号】

低減につながるほか、発生するメタンガスをエネルギーとして利用できるなど、家畜排せつ物を適正に処理する手法の一つであると認識しております。

道内における畜産バイオマスプラントは、令和3年3月時点で、十勝管内が47基、オホーツク管内が13基、渡島、上川、根室管内がそれぞれ8基、釧路管内は6基、その他の管内で10基設置されており、合計100基が稼働している状況でございます。このうち、62基は電力会社が再生可能エネルギーを固定価格で買い取るFIT制度を活用しており、現時点で8件の事業者がFIT制度による買取期間が満了している状況でございます。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 お答えいただきましたが、FITが満了した畜産バイオガス発電の買取単価は幾らになるのでしょうか、お聞きいたします。

○安藤環境飼料担当課長 バイオガス発電の買取単価についてでございますが、FIT制度の期間満了後は、民間の電力市場、または、電力会社と発電事業者間の相対取引によりまして買取価格が設定されるものでありまして、電力の需給や個々の契約の内容により価格は異なることから、個々の状況について道としては承知していない状況でございます。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 畜産バイオマスプラントの建設に当たりましては、国や道の補助があるものの、高額な建設費であり、さらに、家畜排せつ物の大量輸送、腐食性ガスの除去、寒冷期の発酵槽の温度管理、発電機のメンテナンス、原料槽、発酵槽の清掃などなど、多大な費用を要しております。

プラントの運転や維持費を、ふん尿の処理費用や液肥の散布費として酪農家から利用料金として得ていたプラントは、FIT満了後の買取単価の低下においても運営は可能なのかもしれませんが、FITにより経営が成り立ってきたプラントは、FIT満了後も運営が成り立つのかと採算性を心配するところがございますけれども、状況について道はどのように把握をなされているのか、お聞きをしたいと思います。

○小泉真志副委員長 生産振興局長花岡弘毅さん。

○花岡生産振興局長 畜産バイオマスプラントの運営状況についてでございますが、FIT制度を活用した畜産バイオマスプラントが期間満了に伴う買取価格の低下によりまして、経営収支の悪化を懸念する声があることは承知しております。

このため、道では、本年9月、畜産バイオマスプラントを運営する自治体や生産者の方々を集め、FIT制度の期間満了後における電力買取りに関する勉強会を開催し、最新の電力政策に関する情報を提供するとともに、おのおの参加者が抱える運営上の課題について意見交換を行ったところであり、今後とも、こうした取組を通じまして個々の施設の運営状況を把握してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 先月の11月10日と11日に、道と道経済産業局は、十勝は資源の賦存量として家

畜の排せつ物が圧倒的に多いことから、バイオマスガスやバイオマス事業に大きな可能性があるとしましてGXのシンポジウムを開催しております。

しかし、札幌市周辺地域を除く道内のほぼ全域で送電線に空き容量がない課題は解消されているのでしょうか。GXのシンポジウムで言われた十勝の可能性を送電線の問題で実現できないとしたら、十勝地方のみならず、北海道全体にとって大きな損失だと思いますし、国、北電に対して知事は改善を求めるべきだと個人的には思っているところです。

FIT制度は、今後、段階的に市場連動型のFIP制度に移行していくことになると思いますけれども、このFIP制度への移行に当たっての課題について、道の認識をお聞きしたいと思います。

○安藤環境飼料担当課長 FIT制度への移行に当たっての課題についてでございますが、FIP制度は、固定価格で買い取るFIT制度とは異なり、電力市場で決まる価格と連動して運用されているものでありまして、畜産バイオマスプラントの発電事業者の収入はその価格に左右されます。

このような中、道としましては、畜産バイオマスプラントがメタンガスの発生量の調節や市場価格が高い時間帯に合わせた電力の供給が困難であること、また、それを可能とする蓄電池の導入には多額の費用が必要となることなどから、安定した収入を見通すことが難しいことが課題と認識しております。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 バイオマスプラントは、酪農家にとって大きな課題でありました、毎日、大量に排出される家畜ふん尿を処理する手間とコストが軽減され、飼育する乳牛の数を増やせるようになりました。プラントは、維持していかなければなりません。プラントを維持するために、FIT満了後も適切な買取価格の設定を求める声が上がっております。

家畜排せつ物の処理と安定した電力エネルギーなどの供給に寄与できる畜産バイオマスプラントの導入、維持に向けて、今後、道はどのように取り組んでいくのか、所見をお聞きしたいと思います。

○小泉真志副委員長 農政部長鈴木賢一さん。

○鈴木農政部長 家畜排せつ物の適正処理に向けた今後の取組についてでございますが、本道の酪農、畜産が健全に発展していくためには、環境に配慮しながら家畜排せつ物を適正に管理するとともに、その有効利用を促進していくことが重要であります。

このため、道では、国の事業を効果的に活用し、家畜排せつ物処理施設の整備を進めつつ、畜産事業者に対し、家畜排せつ物法の遵守を指導してきたほか、土づくりに必要な堆肥化やエネルギー資源としての利活用を促進してきたところでございます。

道といたしましては、こうした取組に加え、今後は、老朽化した堆肥舎の補改修などを進めるとともに、畜産バイオマスプラントについては、建設費や運営コストが高額であることなどを踏まえ、運営収支や副産物である消化液の活用方法など、地域が策定する導入計画の磨き上げや課

題解決に向けたサポートを行うほか、国に対して必要な予算の確保を求めるなど、環境負荷の少ない持続可能な酪農、畜産の確立に努めてまいります。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 次に、家畜排せつ物の適正な処理についてお聞きをしたいと思います。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律により、畜産農家は、家畜排せつ物の野積みや素掘りなどが禁止され、適正な管理が義務づけられています。この法律は、畜産農家を対象としておりますけれども、小規模な畜産農家や耕種・園芸農家であっても、悪臭やハエの発生、地下水汚染、河川への流出を防ぐため、適切な管理が求められています。

今年6月になりますけれども、十勝のサラベツ川において異臭事件がありましたが、経緯についてお聞きをいたします。

○安藤環境飼料担当課長 サラベツ川の異臭についてでございますが、本年6月、十勝総合振興局では、サラベツ川から異臭が発生しているとの通報を受け、村と連携し、現地を調査した結果、異臭と河川内に異物があることを確認したことから、上流域における畜産事業者の排水について検査をしたところ、排出基準を超える測定結果が示されたところでございます。

このため、振興局において基準超過の要因を調査した結果、家畜排せつ物の管理に起因することを特定するとともに、排出した事業者に対して再発防止の徹底を指導した一方で、異臭は感じられず、また、異物についても河川に流出した痕跡がなかったことから、原因の特定には至らなかったところでございます。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 サラベツ川や支流のペペギリ川で異臭や異物が確認された問題は、水産資源への影響も懸念されるもので、海で成長し産卵のために川を遡上する魚類にとって、遡上経路の妨げとなるほか、産卵能力の低下や死に至ることもあるため、魚自体の減少にもつながりかねないものだと思っております。

まして、大きな被害を受けた4年前の赤潮からの資源回復に向けて全力を尽くしている十勝沿岸の漁業関係者にとっては大きな問題であります。なぜ、野放しになっていたのか、見解をお聞きいたします。

○安藤環境飼料担当課長 畜産事業者への指導についてであります。道では、市町村や農業関係団体などで構成する家畜排せつ物法に基づく指導体制を振興局段階と各市町村段階にそれぞれ整備し、定期的に畜産事業者等への巡回指導を実施するとともに、第三者から通報があった場合の現地確認などに努めているところでございます。

今回の畜産事業者による水質基準の超過は、漁業関係者からも大きな懸念が示されていることから、道としては、引き続き、当該事業者における家畜排せつ物の管理状況を定期的に確認するとともに、全道の河川流域にある畜産事業者を重点的に巡回するなど、家畜排せつ物の適正管理の指導を徹底してまいります。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 畜産業を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならないわけですが、家畜排せつ物法管理基準の本格施行から20年が経過し、当時、建設された堆肥舎は著しく老朽化が進んでいる農場があると言われておりますし、規模拡大によりまして、一部の経営体においては処理施設の容量が不足し、応急的な対応を余儀なくされている状況も見られると聞いているところです。

また、当初から簡易な施設等で対応している畜産農家もかなりあると言われておりますけれども、状況をお聞きいたします。

○安藤環境飼料担当課長 家畜排せつ物処理施設についてでございますが、平成16年に家畜排せつ物法が施行されたことに伴い、道内では、国費事業などを活用し、一斉に堆肥舎の整備が行われたものの、その後の経営規模の拡大による家畜頭数の増加などにより、堆肥の貯留容量に不足が生じ、応急的な対応を余儀なくされている農場があるほか、法の施行から20年が経過しており、施設の老朽化が進んでいるものと認識しております。

また、防水シートなどを活用した簡易な施設などで対応している畜産農家の割合は、平成26年には10.9%でありましたが、令和5年には8.7%と、恒久的な施設への転換が進んでいる状況でございます。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 実は、十勝では8月にも途別川の支流において、酪農業者の排水処理設備の未設置による河川の白濁・悪臭事件が報告をされているところです。

排せつ者責任を明確にして、強い指導も必要だと思っておりますけれども、こうした家畜排せつ物に起因する事件の未然防止や、堆肥舎や処理施設の改修、改築への支援を含めて、今後、道はどのように取り組んでいくのか、お聞きをしたいと思います。

○鈴木農政部長 家畜排せつ物の適正管理に向けた今後の対応についてでございますが、本道の酪農・畜産経営が持続的に発展していくためには、家畜排せつ物の適正な管理の徹底により、河川など周辺環境に配慮して営農を続けていくことが重要であります。

このため、道といたしましては、関係機関・団体と連携し、家畜排せつ物の適正管理に向けた指導の徹底はもとより、家畜の飼養規模に応じた処理施設の整備や、老朽化した施設の補改修、簡易な施設から恒久的な施設への転換、悪臭防止や水質汚濁防止などの環境規制への対応、さらには、土づくりに欠かせない家畜排せつ物の堆肥化を促進するなど、環境に配慮した家畜排せつ物の適正管理と利用を通じ、本道の酪農・畜産経営の振興に努めてまいります。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 よろしく申し上げます。

次に、家畜伝染病と病害虫の状況についてお聞きをいたします。

近年の猛暑や異常気象は、牛や豚の死亡をはじめ、農作物の収穫量や品質に大きな影響を与えるだけでなく、家畜伝染病や病害虫の発生、被害の拡大が報告され、対応が課題となっていると感じているところです。

【第2分科会 12月5日 第2号】

食料基地である十勝におきましても、シロイチモジヨトウ、マメシンクイガ、マキバカスミカメ、聞き慣れない害虫による農作物被害が報告をされております。それぞれ、どのような害虫なのか、発生原因と被害状況も含めてお聞きをいたします。

○小泉真志副委員長 技術普及課長原俊彦さん。

○原技術普及課長 害虫の特徴などについてであります。シロイチモジヨトウは、ガの仲間、幼虫の時期にネギやキャベツ、てん菜などを食害することが知られており、低温に対する耐性が低く、道内での露地越冬が困難であることから、温暖な地域からの飛来が発生原因と考えられています。

マメシンクイガは、ガの仲間、幼虫の時期に大豆の子実を食害することが知られており、平成18年以降、全道的に多くの被害が発生しています。

マキバカスミカメは、カメムシの仲間、小豆や白菜などへの食害が知られており、北海道では、年2回発生することや、秋に発生した2回目の成虫がそのまま越冬すること、また、多種類の植物に寄生することから、生態の全容を把握することが困難な害虫となっているところです。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 近年、薬剤抵抗性を獲得した病害虫により、生産現場における病害虫の発生や防除などに変化が生じていると聞くところですが、シロイチモジヨトウ、マメシンクイガ、マキバカスミカメの防除・被害対策についてお聞きをいたします。

○原技術普及課長 害虫の防除対策についてであります。農業経営の安定のためには、害虫被害の未然防止を図ることが重要であり、耕種的防除や物理的防除、薬剤による適期防除を組み合わせた対応を関係者が一体となって推進しております。

シロイチモジヨトウは、被害が生じるおそれのある作物の圃場において、薬剤が効きやすい若齢幼虫のうちに速やかな防除を実施するとともに、被害が続く場合には、系統の違う薬剤を組み合わせることで有効となっております。

マメシンクイガは、大豆の開花始め頃に成虫がさやの表面に産卵することから、ふ化した幼虫の食害を防ぐために、成虫が認められたときに薬剤散布を開始することが有効であります。

マキバカスミカメは、小豆の開花始め頃に農薬を散布することが有効であります。白菜などについては対応する農薬がないことから、令和5年度より、道総研農業研究本部で、効果的な薬剤の選定など、防除対策の確立に向けた試験研究に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 よろしく申し上げます。

家畜におきましても、サシバエなど吸血昆虫の媒介によるランピースキン病への警戒が必要だと聞くところなのですが、どのような病気なのでしょう。また、発生状況も含めてお聞きをしたいと思っております。

○小泉真志副委員長 家畜衛生担当課長菅野宏さん。

○菅野家畜衛生担当課長 ランピースキン病についてであります。この病気は、サシバエやマ

ダニなどの吸血昆虫によるほか、感染動物との接触により感染し、牛や水牛の全身の皮膚にこぶができ、発熱や乳量減少などの症状を引き起こすウイルス性の感染症で、特に酪農経営に深刻な経済的被害をもたらします。

もともとアフリカで流行していましたが、令和元年以降、中国やインド、韓国などアジアへ発生が拡大し、国内では、昨年11月に福岡県の乳用牛で初めて発生が確認され、その後、発生農場からの牛の移動により熊本県でも発生し、これまで2県で22戸、230頭の発生が確認されています。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 感染牛は殺処分の対象となり、生乳も廃棄と聞くところですが、予防策、治療法についてお聞きをしたいと思います。

○菅野家畜衛生担当課長 ランピースキン病の予防策などについてであります。本年2月以降、国内では新たな発生は確認されず、本病は終息したものと考えられるものの、海外では発生が継続しており、国が行う水際検疫により国内の再侵入を防止することが最も重要です。

また、農場における発生予防策としては、吸血昆虫の駆除のほか、出血を伴う処置での感染防止や、異常牛の早期発見と家畜保健衛生所への迅速な通報など、飼養衛生管理基準の遵守が重要となります。

なお、本病は、本年7月以降、家畜伝染病予防法に基づき、法定伝染病と同様に扱われておりまして、感染牛の早期発見と迅速な殺処分を原則とし、治療や予防的ワクチンの接種は行わないこととしております。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 また、ここ数年、十勝におきましてマダニ類が媒介して起きる小型ピロプラズマ病で牛が死んでいると伝わっておりますけれども、被害の実態、状況についてお聞きをしたいと思います。

○菅野家畜衛生担当課長 小型ピロプラズマ病についてであります。この病気は、マダニによる吸血で感染拡大する牛の原虫病で、主な症状は、貧血や発熱、発育停滞であり、重症例では、貧血が進行し、流産や死亡に至る場合もあります。

家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病には指定されていないため、届出等の義務はないものの、道が独自に行っている調査では、令和2年からの5年間で、診療頭数は154頭から838頭、死亡や廃用となった頭数も10頭から46頭へと大きく増加しております。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 この小型ピロプラズマ病に伝染性はないのでしょうか。マダニにかまれた際の対応や防除策はあるのかをお聞きしたいと思います。

○菅野家畜衛生担当課長 小型ピロプラズマ病の予防策などについてであります。本病の原因となる原虫は、牛から牛へ直接伝染することなく、放牧中の感染牛を吸血したダニの体内で増殖し、次回以降の吸血の際にはほかの牛に感染することが確認されており、感染予防として、牛へ

【第2分科会 12月5日 第2号】

の定期的な薬剤塗布等によるダニの駆除や、感染牛と陰性牛とで放牧地を分けるなどの取組を実施しています。

また、本病に有効なワクチンはないことから、発症牛を早期発見し、抗原虫薬の投与や点滴などの対症療法や、安静と良質な飼料を給与することなどの対策が重要となっています。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 ありがとうございます。

先ほど、ランピースキン病は終息したとのお話でございましたけれども、またいつどこで発生するか分かりませんし、こうした家畜伝染病や病害虫はますます増加するものと見ておかなければならないと個人的には思っています。

未然の体制、発生時の体制など、総合的な体制の充実強化を急ぐ必要があると思いますけれども、道の見解をお聞きしたいと思います。

○鈴木農政部長 家畜伝染病や病害虫への対応についてでございますが、近年、人や物の移動の増加に伴う有害動植物の侵入・蔓延リスクの増大に加え、気候変動を背景とした病害虫などの分布の拡大や、化学農薬への過度な依存により薬剤抵抗性が生じることなどが危惧されております。

こうした中、道では、家畜伝染病に対し、関係法令や国が示す防疫指針、家畜防疫対策要綱などに基づく必要な対応の実施はもとより、それぞれの病気の特性や科学的エビデンスを踏まえ、飼養衛生管理の徹底による発生予防と発生時における蔓延防止に努めているところでございます。

また、農作物における病害虫の発生や蔓延を防止するため、圃場の排水を改善するなど、病害虫が発生しにくい環境づくりに努めているほか、病害虫防除所と道総研農業研究本部が連携して実施している発生予察情報に基づく適期防除など、予防や予察を組み合わせた総合的な防除を展開しており、道といたしましては、今後とも、本道農業の振興に向け、家畜伝染病や病害虫の発生に適切に対応してまいります。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 よろしくお願ひします。

次に、貝殻土壌改良資材の活用についてお聞きをしたいと思います。

本年度から始まった国の飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業、通称・エサ活事業ですけれども、この事業の目的と効果についてお聞きをしたいと思います。

○安藤環境飼料担当課長 エサ活事業についてでございますが、本事業は、飼料や肥料など、生産資材価格が高止まりする中、輸入飼肥料に過度に依存しない安定した酪農・肉用牛経営を推進するため、酪農家や肉用牛経営者が行う良質な二番草、三番草の生産や、より栄養価の高いサイレージ用トウモロコシへの作付変更などの取組に対して支援するものでございます。

道といたしましては、こうした取組により、輸入依存度の高い濃厚飼料から粗飼料への転換による経営コストの低減や、良質な粗飼料の給与による畜産物の高品質化など、酪農家や肉用牛経

営者の所得向上につながるものと考えております。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 令和6年度まで実施されていたエコ畜事業——環境負荷軽減型持続的生産支援事業は、その取組メニューに、国産副産物の利用促進、国産の農水産品特産物を土壌改良材として使用した場合、支援が受けられる事業になっておりました。

帯広畜産大学の谷教授は、十勝の土壌の問題点として、光合成の中心原子となるマグネシウムや強い細胞を形成するカルシウムの不足を挙げて、バランスよく土壌中の栄養分が供給される環境を整える土づくりを説いております。こうした状況から、酪農家は、エコ畜事業を活用いたしまして、ホタテ貝殻を高熱で加熱処理した土壌改良資材を草地に投入し、土づくりを行ってまいりました。

エサ活事業は、お話にあったように、良質な飼料生産を支援するものだというところでございますけれども、優良な飼料生産は、土づくりがあってこそ、なし得るものだと思っております。なぜ、支援対象から除かれたのか、有効性を評価する酪農家からは疑問視する声が上がっておりますが、見解をお聞きしたいと思います。

○安藤環境飼料担当課長 エサ活事業の支援対象についてでございますが、令和6年度まで措置されていたエコ畜事業は、地球温暖化対策などによる持続可能な社会の実現に向け、酪農家や肉用牛経営者が行う温室効果ガスの排出削減の取組などを支援するもので、具体的には、牛の放牧や化学肥料の削減、さらには、ホタテの貝殻やライムケーキといった国内で生産された副産物の利用など、国が定めた取組が支援対象とされていたところでございます。

一方、本年度から実施されているエサ活事業につきましては、粗飼料の増産が目的であるため、土壌改良資材の利用そのものは支援の対象とならないものの、良質な二番草、三番草の生産などと組み合わせることでエサ活事業の交付対象になると考えております。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 お話によりますと、交付対象になる可能性があるということでございますので、酪農家さんにもお伝えをしていこうかなと思っておりますけれども、貝殻は、植物の成長を助けるカルシウム、マグネシウムなどのミネラルを豊富に含むほか、土壌のpHを調整して有用微生物の活動も活発にさせるなど、土壌の構造や栄養循環を改善させる効果を有しているところでは。

何よりも、北海道の天然由来の土壌改良資材として安心して使える環境負荷の低減に貢献する資材であります。このことは、全国に先駆けて提唱した道のクリーン農業に沿うものだと思っております。国に、土壌改良資材の重要性と有効性をさらに訴えるべきだと思っておりますし、道としても積極的な活用を推進する策を講じるべきだと思っておりますけれども、見解をお聞きしたいと思います。

○小泉真志副委員長 農政部食の安全・みどりの農業推進監山口和海さん。

○山口農政部食の安全・みどりの農業推進監 貝殻由来の土壌改良資材の活用についてでありま

【第2分科会 12月5日 第2号】

すが、道では、これまで、農業者や関係団体の方々と一体となって、堆肥等の施用などによる土づくりに努め、環境との調和に配慮した農業を推進してきたところでございます。

こうした中、貝殻由来の土壌改良資材は、土の酸性度を矯正するほか、カルシウムやマグネシウムなどの有用な微量元素を含む一方で、過剰な施用は、土壌の塩分濃度を上昇させ、作物の生育不良を起こすことから、土壌診断に基づく適正な量を施用することが重要となります。

道といたしましては、貝殻由来の土壌改良資材の有用性について、国と情報共有を図るとともに、国内資源としての有効活用に努め、北海道施肥ガイドに基づいた環境負荷の軽減等につながる適正な利用の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 よろしく申し上げます。

最後に、農業大学校についてお聞きをしたいと思います。

拓殖大学北海道短期大学の募集停止に伴い、来年4月、農業大学校に稲作経営学科を新設して学生を受け入れ、1年次は今の短大深川キャンパスで稲作を中心に学んで、2年次は農業大学校の圃場で畑作などの実習を行うと伝わっておりますけれども、短大が閉校した2027年4月以降、どのような形で教育環境を整えて運営していこうと考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○原技術普及課長 農業大学校における稲作教育についてであります。道では、これまで、稲作教育を拓殖短大に委託して実施してきましたが、令和8年度から拓殖短大が学生募集を停止することに伴い、農大に稲作経営学科を新設することとし、8年度の入学生に限り、1年次は拓殖短大、2年次は農大でそれぞれ稲作を学ぶこととしております。

道としましては、本道の稲作農業を支える優れた担い手が、将来にわたり、スマート農業技術の活用や環境と調和した農業の推進など、時代のニーズを的確に捉えた実践的な知識や技術を習得できるよう、9年度以降の農大における稲作教育の在り方について、様々な関係者と幅広く議論を行っているところであり、こうした議論を踏まえる中で、農大における稲作教育の体制づくりを検討してまいります。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 来年4月から新たな学科に生徒を受け入れる段階にあって、答弁ではまだ検討しているということでは、稲作を学ぼうとする若者をより減少させるのではないのでしょうか。いつまでに具体案を示すのか、お聞きをしたいと思います。

○原技術普及課長 具体案の公表時期についてであります。現在、令和9年度以降の農大における稲作教育の在り方について、指導農業士や農大の卒業生、現役の拓殖短大生など様々な関係者と幅広く議論を行っている最中であり、これらの意見も踏まえながら、稲作教育の具体的なカリキュラムなどについて検討しているところです。

道では、9年度の入学生の募集に向けて、令和8年4月頃までには農大における稲作経営学科の教育体制について決定する必要があると考えており、決定次第、速やかに、道内外の農業高校

などに対し、稲作教育のカリキュラムなどについて周知を図ってまいります。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 次代の農業及び農村を担う優れた農業後継者の養成を目的とする農業大学の魅力の一つとして、農業経営を行うのに必要な技術、資格、免許の取得ができることが挙げられると思っています。

人材育成の支援として、農耕用限定牽引免許取得など、技能プログラムの拡充を求める要望が十勝地域から上がっていますが、見解をお聞きしたいと思います。

○原技術普及課長 農業用車両の牽引免許の取得についてであります。道では、作業機を装着したトラクターなどの農業用車両が安全に運行することができるよう、基礎的な操作の習得に向け、農業大学校において学生向けに農業機械学演習を行っているほか、農業者に対してはトラクター基本操作研修を実施しているところです。

一方、農業大学校が牽引免許を交付する機関になるためには、教習指導員の資格を持つ職員の確保や道路交通法の基準を満たす運転コースの新設などが課題と認識しています。

このため、道といたしましては、今後とも、農大における農業機械研修を実施するとともに、農業法人の従業員などが牽引免許の取得を希望する場合は、国の給付金の活用を促すなど、農業現場で働く方々が道内民間自動車教習所において円滑に免許を取得できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木仁志委員 皆さん、御存じのこととは思いますが、大学校の施設、とりわけ中央部分の学生寮はかなり老朽化が進んでおりますし、研究用ハウスの設備や生産物の貯蔵庫などは、故障すれば修理する部品がない状況にあるところです。

改築、更新を急ぐ必要があると思っておりますけれども、計画はあるのか、お聞きをしたいと思います。

○小泉真志副委員長 技術支援担当局長大塚真一さん。

○大塚技術支援担当局長 農業大学校における施設の改修についてであります。道では、農業・農村を支える優れた担い手の育成確保に向け、今後とも、農業大学校が時代のニーズに対応した知識や技術を学ぶことができる実践的な教育機関としての役割を果たしていけるよう、教育環境の充実強化はもとより、学生の生活環境にも配慮しながら必要な対応を行ってきたところです。

近年では、施設の長寿命化に向けた男子寮の改修のほか、学生や教員の意向を踏まえたWi-Fiエリアの拡大、教室へのエアコンの設置、LED照明の導入を計画的に行うなど、様々な環境整備を進めてきたところであり、今後とも、既存施設の劣化度合いや使用頻度などの状況も踏まえながら、施設の整備や改修に努めてまいります。

以上です。

○鈴木仁志委員 よろしく申し上げます。

道の農業大学校だけでなく、今、全国の農業系の高校や大学校の教育施設や設備が老朽化し、次代を担う若者たちに、先端技術を含め、十分な教育環境を提供できていない状況にあると指摘されているところです。

先般、有識者による「高校教育改革を実現する会」が、産業教育施設や設備などの充実を国に求める提言を行ったということがニュースで伝わってございましたけれども、道は、農業大学校の教育環境の整備に向けてどのような計画で推進していこうとしているのかをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○鈴木農政部長 農業大学校の教育環境の整備についてでございますが、本道農業は、農家戸数の減少や高齢化の進行などにより1戸当たりの経営規模が拡大しており、雇用人材の活用やスマート農業の技術習得、経営感覚の磨き上げなど、農業経営者に求められる資質も一層高度化していることから、これらの期待に応えるためにも、農業大学校においては、時代のニーズに適應した最新の機械や設備の導入、活用はもとより、実践的で魅力ある教育カリキュラムの提供が重要であると認識してございます。

このため、道では、国の事業を効果的に活用するとともに、民間企業とも連携しながら、ドローンや自動操舵トラクターなどの最新の機械等の導入、活用を進めているほか、次世代を担う優れた農業者を養成するため、高度な技術力や経営感覚を身につけることができるよう、適宜、カリキュラムの見直しを行うなど、農大における教育環境の一層の充実強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○小泉真志副委員長 鈴木(仁)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

白川祥二さん。

○白川祥二委員 大分暗くなりましたね。もう少し頑張ってください。

私のほうからは、北海道農業・農村振興推進計画について伺ってまいります。

道は、現行の第6期北海道農業・農村振興推進計画の計画期間が本年度で終了するため、現在、第7期計画を策定中であります。本年11月5日に開催された農政委員会において計画素案を示されましたが、第7期計画は、本道農業・農村の振興に向けた今後の道しるべとなる大変重要な計画であります。本道農業・農村を取り巻く情勢の変化や課題に対し、的確に対応するとともに、幅広い道民の意見や国の新たな食料・農業・農村基本計画における施策の方向性を勘案しながら、今後とも、我が国最大の食料供給地域としてしっかりと役割を果たしていけるよう、そして、何よりも、農業者の方々が希望を持って持続的に農業に取り組むことができる、そういった推進計画になることが重要であります。

こうしたことを踏まえ、まずは、現行の第6期計画の進捗状況、第7期計画の策定状況や今後の対応などについて、順次伺ってまいります。

まず初めに、第6期計画でありますけれども、施策の進捗状況の検証について、道は、現在、

第7期計画の策定作業中ではありますが、まずは、現行の第6期計画の進捗状況を検証することが重要であります。第6期計画の施策の進捗状況について、どのような手法で検証を行ったのか、伺います。

また、農業産出額、食料自給率、新規就農者、農業法人数の4項目を総合指標として位置づけていますが、それぞれの進捗状況について、併せて伺います。

○小泉真志副委員長 食料安全保障推進局参事山根敏史さん。

○山根食料安全保障推進局参事 第6期北海道農業・農村振興推進計画の進捗状況についてでございますが、第6期計画では、本道農業・農村の目指す姿の実現に向け、農業産出額など四つの総合指標と、担い手への農地利用集積率や北海道米の道内食率など14の取組指標を設定しております。これらの指標について、直近の数値や関連する施策の取組状況を点検しますとともに、道の農業・農村振興審議会や地域の関係者から御意見を伺い、計画の検証を行ったところでございます。

また、四つの総合指標の実績は、農業産出額が令和12年で1兆3600億円の目標に対し、令和5年が1兆3478億円、カロリーベースの食料自給率が268%の目標に対し、令和4年度で概算値で218%、農業法人数が5500法人の目標に対し、令和6年が4122人と、おおむね順調に推移しております一方、新規就農者数は毎年670人の目標に対し、令和5年は407人と目標を大きく下回っております。

以上でございます。

○白川祥二委員 ただいまの答弁で、新規就農者の進捗状況が目標を大きく下回っております。

道は、その要因をどのように分析しているのか、また、今後どのように取り組む考えなのか、伺います。

○小泉真志副委員長 農業経営局長萱嶋富彦さん。

○萱嶋農業経営局長 新規就農者の確保などについてでございますが、道では、第6期計画において、令和12年を目標年として、毎年670人の新規就農者の確保を目指しておりますが、直近、令和6年度新規就農者数は372人と、前年に比べて35人の減少となったところでございます。

特に、Uターン就農者が前年に比べて29人と大きく減少しております。この要因といたしましては、農家戸数の減少に伴う農家子弟の減少でありますとか、他産業への就業者の増加などの影響が大きかったものと認識しております。

道では、これまで、就農希望者に対する相談対応や就農フェアの開催、また、市町村を通じた各種資金の交付など、新規就農に向けた様々な支援を行ってきたところでございますが、本年度からは、これらの取組に加えまして、新たに、親元就農を含む新規就農者への円滑な経営継承に向けて、空知など4地域のモデル地区において、市町村などが取り組む新規就農者の受入れ体制の整備を支援しているところでございまして、今後とも、こうした取組を通じて新規就農者の育成確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○白川祥二委員 では、道は、総合指標等の検証を踏まえ、第6期計画の進捗状況をどのように評価しているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 食料安全保障推進局長鈴木章代さん。

○鈴木食料安全保障推進局長 第6期計画の評価についてであります。四つの総合指標のうち、食料自給率は上昇傾向で順調に推移するとともに、農業産出額は過去最高を更新し、農業法人数は年々増加する一方で、新規就農者数は目標を大きく下回って推移いたしました。

また、施策の進捗状況をはかる目安である14の取組指標では、担い手への農地利用集積率や、道産農産物・農産加工品の輸出額、北海道米の道内食率などは順調に推移した一方、高齢化を背景に、ふれあいファームに登録している農家の割合が減少するなど、一部で伸び悩みや減少した指標も見られたところです。

道といたしましては、今後とも、我が国の食料供給地域としての役割を着実に果たしていくためには、農業者の減少などに伴う労働力不足や農村コミュニティの維持などに課題があるものと認識しております。

以上でございます。

○白川祥二委員 では、第7期計画の素案では、おおむね10年後の本道の農業・農村の将来像を目指す姿として示していますが、その実現のため、どのような方針の下、施策を進めていく考えか、伺います。

○山根食料安全保障推進局参事 施策の推進方針についてでございますが、次期農業・農村振興推進計画の素案では、おおむね10年後の本道農業・農村の将来像を、目指す姿として、日本の食を力強く支える豊かな農業・農村とお示したところでございます。

この目指す姿の実現に向けまして、食料を安定的に供給する農業・農村の確立や、環境と調和のとれた持続可能な農業・農村の確立、誰もが安心して住み続けられる農業・農村の確立を施策の推進方針として、我が国の食料安全保障に最大限貢献するとしたところでございます。

さらに、本道農業・農村がこうした重要な役割を果たしていくためには、道民の皆様に共感をいただき、応援していただく必要がありますことから、消費者と生産者が支え合う農業・農村の確立を四つ目の施策の推進方針としたところでございまして、次期計画においては、これらの方針に即して施策を展開してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○白川祥二委員 次に、知事もお話しされておりましたけれども、まず、食料を安定的に供給する農業・農村の確立についての中で、農業生産基盤の整備・保全の記述があります。農業生産基盤の整備を進めるためには、やはり、農業者が必要な基盤整備に積極的に取り組めるよう、道と市町村が連携して農家負担の軽減を図りながら農業生産基盤を整備する、いわゆるパワーアップ事業の継続が不可欠であります。

パワーアップ事業を継続した上で、今後、農業生産基盤の整備に取り組んでいくのか、道の所

見を伺います。

○小泉真志副委員長 農村振興局長磯嶋光世さん。

○磯嶋農村振興局長 今後の基盤整備の進め方についてでございますが、本年4月に国が策定しました新たな基本計画におきまして、初めて、北海道が主要穀物などの主産地として明記されたところであり、今後とも、本道が我が国の食料安全保障に最大限貢献していくためには、生産性の向上や競争力の強化はもとより、担い手への農地の集積を促進する農業・農村整備の推進が重要です。

こうした中、地域からは、農作業の大幅な効率化を図る農地の大区画化や、需要に応じた作物の導入が可能となる排水対策などの整備を進める上で、本事業の継続が必要との声をいただいているほか、生産条件が不利な地域におきましても担い手を確保できるよう、地域の実情に応じた整備が必要との声が寄せられております。

道としましては、こうした地域の声を踏まえるとともに、国の予算編成の動向を注視しつつ、農家負担を軽減するためのパワーアップ事業の具体的な内容について取りまとめるほか、整備に必要な予算の確保にも努めながら、農業・農村整備を計画的かつ効率的に推進してまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 それで、データ上では、確かに、パワーアップ事業をずっと継続されていて、我々生産現場においても、常にやってほしいなと本当にそう思っています。

ただ、直近、先ほども誰かの質問に答えていたように、やはり、受給者側においては、それぞれ、資材高騰、人件費高騰、いろいろあります。その中で、私たちが農業生産基盤整備の中で一番重要視しているのは、確かに大区画化もありますけれども、私たち水田農家は、どうしても田畑輪換をしていかなければならないので、そうしたときに、やはり、暗渠というものは最大の命であります。何と云っても、農作物は暗渠がしっかりしていないと取れないのです。大区画化をしても、それでは収量は上がりません。それだけはちゃんと言っておきます。

その件で、実は、暗渠がこの5年間で1.4倍以上に高騰しているのです。これが現実なのですね。高騰しているということは、皆さん方、一生懸命、補助はしていただいていますけれども、それ以上に農家負担が多くなっていると。この事実を捉えた上で、やはり、先ほど言ったように、国の予算編成の動向を注視しつつ、しっかりと取り組んでいただきたいということを申し上げ、次の質問に行きます。

新規就農者の指標についてですけれども、現行の第6期計画では、総合指標の一つとして新規就農者が設定されていましたが、第7期計画の素案では、新規就農者限定のKPIではなく、農業法人及び49歳以下の担い手数というKPIが設定されています。

私は、これはすごく残念だと思います。ひょっとしたら、これは、計画の中で、もう新規就農者を確保できるかできないか分からないから、白旗を上げたのではないか、そんなようなイメージを抱くわけでありまして、私は、やはり、新規就農者限定のKPIについても再度復活させて設定すべきと思いますが、所見を伺います。

○小泉真志副委員長 技術普及課長原俊彦さん。

○原技術普及課長 新規就農者のK P Iについてであります。人口減少や少子・高齢化などにより担い手の減少が進む中、本道農業が持続的に発展していくためには、本道農業の大宗を占める個人経営体はもとより、雇用就農先であり、かつ、将来の担い手の育成機能としての役割も期待される法人経営体が、お互いに補完し合いながら農業の生産基盤である農地を適切に利用していくことが重要であります。

このため、道では、国が設定した食料・農業・農村基本計画における49歳以下の担い手数という目標も勘案しながら、次期農業・農村振興推進計画の素案では、農業法人及び49歳以下の担い手数をK P Iとしてお示ししたところです。

なお、新規就農者数につきましては、次期北海道農業経営基盤強化促進基本方針において、毎年、480人の新規就農者の育成確保に努めることとしており、これら目標の達成に向け、関係機関・団体と連携しながら、今後とも、担い手の育成確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 こればかりは、確かに農家戸数が減少しているというのは否めない。ただ、これも、やはり、大区画化、スマート農業など、そういうことを推進しているのも事実であります。家族経営がそもそも減っていつていますから、言わずもがな、農業法人経営体が出来上がってきます。そうなれば、担い手の確保ということで、その法人に担い手を集める、これは当然だと思いますよ。ただ、問題は、農村の維持という観点から見たらどうなのかということで、やはり、課題が残るのかなというふうに思います。

その中で、誰もが安心して住み続けられる農業・農村の確立についての中でK P Iが設定されており、その一つに、農業産出額に対する野生鳥獣による農作物被害額の割合があります。深刻化するエゾシカやアライグマなどの野生鳥獣による農作物の被害防止は喫緊の課題でありますので、野生鳥獣による農作物被害額の割合を減少させるためのK P Iであり、よいと思いますが、野生鳥獣の中でも、特に特定外来生物であるアライグマについては、日本在来の野生鳥獣の適正管理とは異なり、完全排除が基本でありますので、その対策の強化が必要であります。

そのためには、今、市町村等が被害防止計画に基づき、国の交付金などを活用しながら被害防止対策に取り組むことが必要であります。残念ながら、国から道への交付金の配分額は、市町村等からの要望を十分満たせていない状況にあると承知しています。

こうした状況を踏まえ、道は、農業被害防止に向け、今後どのように対応していくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 みどりの食料システム戦略室長片岡幸治さん。

○片岡みどりの食料システム戦略室長 鳥獣被害防止に向けた今後の対応についてであります。我が国の主要な食料供給地域である本道において、近年、野生鳥獣による農業被害が全道各地に広がり、とりわけエゾシカやヒグマ、アライグマによる被害額が大きく増加し、生産者の方々の営農意欲の低下が懸念される中、その被害を防止し、安心して営農に取り組むことのできる

環境を整えることは大変重要です。

こうした中、道内の市町村等では、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、被害低減に向けて捕獲活動や侵入防止柵の整備等に取り組んでいるものの、交付金の配分額は要望額の8割程度にとどまっている状況です。

道といたしましては、国に対し、あらゆる機会を通じて必要な予算額の確保を強く求めるとともに、環境生活部をはじめ、庁内関係部局と密接な連携を図りながら、ICTを活用したスマート捕獲への支援など、地域の実態に即した効果的な被害防止対策を推進し、KPIの達成に努めてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 今、特にアライグマの話を出したのですけれども、アライグマによる農業被害というのはたしか1億5000万円ぐらいだったかなというふうに記憶しております。ただ、今、農業・農村に、要するに関係人口を増やそうとしているときに、農業被害以上に家庭菜園ですごく大きな被害が出ているのですが、これが一つも表に出ていないというのが現状なのですよ。由仁町においても、毎年、300頭とか400頭を捕獲しているのですけれども、今年はもう600頭近くまで捕りました。それはなぜかという、アライグマが出るものですから、住民が捕獲わなを町から借りてやったら、ばたばたと捕まると。そんな状況でありますから、やはり、農業・農村に居着いてもらうためには、そういうアライグマの駆除というのも重要なことだと思いますので、特によろしくをお願いしますね。

それでは、次に、再生産可能な米価格に関してですが、消費者と生産者が支え合う農業・農村の確立についてです。

昨年からの米の価格については、生産現場では1995年産水準となり、ようやく再生産可能な価格となったと安堵した一方、多くの消費者は、2023年産を水準として米の価格が約2倍近く高騰したと考えています。

こうした中、小泉前農林水産大臣は、5キロ2000円程度の価格となるようにと、本来の事務手続を省く荒業を強行に決行し、再生産不能となる米の価格誘導を推し進めたと記憶しています。

こうした令和の米騒動を二度と繰り返さないためにも、米の価格については、生産者が再生産可能な所得を確保することができ、また、生産者と消費者の双方が納得できる価格設定となることが重要であると考えますが、所見を伺います。

○小泉真志副委員長 生産振興局長花岡弘毅さん。

○花岡生産振興局長 米の価格についてでございますが、国民の主食である米については、生産資材や農業機械などのコストが上昇する中でも、生産者の皆様が安心して営農を継続できるとともに、消費者の皆様にとっても納得のいく価格で購入できることが重要と考えます。

道では、全国的な米の品薄や価格の急騰などを踏まえ、米の生産から流通、消費に至る関係者の方々を集め、互いの理解醸成に向けた意見交換を開催したところであり、参加者の総意として、それぞれが納得のできる価格の下、一年を通じて北海道米が安定供給されることが重要との

【第2分科会 12月5日 第2号】

意見を取りまとめ、国に伝えたところであります。

道といたしましては、今後とも、関係機関や団体の皆様とも連携し、幅広い方々の理解醸成を図るとともに、国に対して、合理的な費用を考慮した価格形成に向けた環境づくりを求めるなど、本道の生産者の皆様が再生産可能な所得を確保し、北海道米の安定的な生産供給が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 次に、第7期計画における数値目標の一つに、国産供給熱量に占める北海道のシェアを30%にすると設定しています。私は、この数値を見て、かなり高い水準に設定したなど正直思いましたが、北海道の農業振興に対する本気度が表れていて、とてもよいと思っています。

道は、計画の数値目標の達成に向け、今後どのように取り組んでいくのか、部長の決意を伺います。

○小泉真志副委員長 農政部長鈴木賢一さん。

○鈴木農政部長 次期農業・農村振興推進計画の目標達成に向けた今後の取組についてでございますが、本道の農業・農村が我が国の食料供給地域としての役割を着実に果たし、食料安全保障に最大限貢献していくためには、地域の農業を支える担い手が、生産基盤である農地をフル活用し、農産物を安定的に生産、供給していくことが重要であります。

このような中、道では、現在策定中の次期計画において、国産供給熱量に占める北海道のシェアを30%にするなどの意欲的な目標を掲げたところであります。

道といたしましては、これらの目標達成に向けて、農地の大区画化や排水対策などの農業生産基盤の整備はもとより、多様な担い手の育成確保、高温に対応した品種の開発や技術の普及、環境と調和の取れた農業の推進、安心して暮らせる農村づくり、さらには、農業・農村に対する理解の醸成を図るなど、様々な施策を総合的かつ計画的に進めることで、次期計画で掲げる目標の達成に努めてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 特に再生産可能となるようよろしく願いますね。

次に、道は、北海道酪農・肉用牛生産近代化計画、いわゆる酪肉近計画についても現在策定中であり、第7期計画と同様、11月5日に開催された農政委員会において第9次酪肉近計画の素案が示されました。

酪肉近計画は、今後、関係者が一体となって取り組むべき方向性を明らかにする大変重要な計画でありますので、何点か伺います。

まず、次期計画の令和12年度目標が示され、生乳出荷戸数は、令和5年度の5170戸から令和12年度は4500戸、乳牛の飼養頭数は、82万2000頭から78万頭に減少ということは現実を捉えていると思いますが、生乳生産量は417万トンから445万トンに増加しています。

生乳生産量を増加した理由について伺います。

○小泉真志副委員長 畜産振興課長佐々木秀弥さん。

○佐々木畜産振興課長 生乳の生産目標についてでございますが、酪農家戸数の減少や近年の著しい高温などにより都府県の生乳生産量が減少傾向で推移する中、本道に対する生乳生産の期待と役割は今後ますます大きくなっていくものと認識しております。

このような中、現在策定中の次期酪肉近計画の素案では、本道の生乳生産量を417万トンから445万トンに増加させるといった意欲的な目標を示したところであり、目標の達成に向けましては、飼養管理技術や乳牛改良による生産性の向上、良質な自給飼料の確保などを通じて、1頭当たりの生乳生産量を増加させることで、全国に生乳を安定供給するといった本道酪農の役割を果たしてまいる考えでございます。

以上でございます。

○白川祥二委員 これはこれでいいのでしょうかけれども、ただ、酪肉近の第8次計画のとき、そして、第9次計画もそうでしょうかけれども、放牧酪農の取組を推進するとしています。

ということは、基本的には、通常飼育より1頭当たりの年間搾乳量は下がる傾向にありますので、生乳生産量を増やしていく方針とどうも整合性が図られないのではないかと思います。所見を伺います。

○佐々木畜産振興課長 放牧酪農の推進についてでございますが、放牧酪農は、本道の強みである自給飼料基盤をフル活用できる取組であり、一般的に、飼料生産や給与、家畜排せつ物の処理などにおいて省力的で低コストな飼養管理が可能となり、安定した所得の確保に有効な経営方式であります。

一方、農業法人などの大規模酪農については、地域の雇用創出や離農後の農地の引受手となるなど、生乳生産量の維持拡大に必要不可欠な経営体であると認識しております。

このため、道といたしましては、大規模な法人経営体のみならず、放牧酪農を含む家族経営体など多様な担い手の育成確保を通じて生乳生産を拡大しながら、次期酪肉近計画に掲げる445万トンの目標達成に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 確かに増量するという目標はいいのでしょうかけれども、ただ、直近の猛暑、酷暑のようなときに、果たして取組を進めていけるのかと。

そのことを踏まえまして、牛は暑さに弱い生き物であります。牛舎内の温度が25度Cから27度Cを超えると、体温調節が難しくなるとともに、熱のストレスを感じ始めて乳量が低下すると言われております。牛舎内の暑熱対策としては、扇風機やミストなどによる環境改善を行うことが重要であり、こうした環境改善によって、乳牛のストレスの緩和や夏ばてが防止され、乳量の低下を抑制することができるとともに、アニマルウェルフェアの観点からも重要な対策であります。

しかし、扇風機やミストの設置には多額の費用が必要となるとともに、近年の電気代の高騰により酪農経営は大変厳しい状況にあるとよく聞きます。酪農家が行う暑熱対策に対し、何らかの支援が必要と考えますが、道の所見を伺います。

○花岡生産振興局長 暑熱対策についてでございますが、乳用牛は、家畜の中でも特に暑熱ストレスを受けやすく、乳量の低下や繁殖障害などによる影響が懸念されるため、本道においても暑熱対策に十分配慮した飼養管理が必要と認識しております。

こうした中、道では、近年の猛暑を踏まえ、国の畜産クラスター事業やALIC事業を活用し、冷房装置やミスト発生装置などの導入を進めるとともに、生産者の皆様が適切に暑熱対策に取り組めるよう、営農技術対策を周知してきたところであります。

道といたしましては、今後とも、国などの事業を効果的に活用しながら、暑熱対策機器の導入を支援するとともに、アニマルウェルフェアの考え方に基づく適正な飼養密度の確保や、水槽を清潔に保つなど、飼養環境の改善を図ることで、猛暑においても乳用牛のストレスを軽減し、能力を最大限発揮できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 それでは、時間がないので、最後にします。

全国に占める本道の生乳生産量の割合は年々増えており、本道酪農の役割や期待はますます高まっています。

道は、酪農振興に向け、今後どのように取り組んでいくのか、最後に伺います。

○鈴木農政部長 本道酪農の振興についてでございますが、都府県の生乳生産量が減少傾向で推移する中、全国の生乳生産量の約6割を占める本道への期待と役割は今後一層高まるものと考えており、そのためには、酪農家の方々が安心して生産できる環境を整え、本道酪農が地域を支える基幹産業として持続的に発展していくことが重要であります。

道では、関係機関や団体などと連携し、後継者や第三者への円滑な経営継承はもとより、新規就農者など担い手の育成確保に加え、コントラクターや酪農ヘルパーなど営農支援組織の体制強化や、スマート農業技術の導入による労働力の負担軽減などに取り組んできたところであります。

道といたしましては、今後とも、こうした取組を着実に推進するとともに、本道の恵まれた飼料基盤をフル活用しながら、良質な自給飼料の生産拡大に取り組むほか、高品質な道産牛乳・乳製品の一層の消費拡大に努めるなど、本道酪農の振興発展に力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 取組は分かりました。

ただ、先ほど言ったように、放牧酪農だとかアニマルウェルフェアの観点からいくと、果たしてこの第9次計画が本当にこれでいいのか、そういうこともしっかりともう一回議論したほうがいいのかと私は思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○小泉真志副委員長 白川委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これもちまして、農政部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉真志副委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

12月8日月曜日の分科会は午後1時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時41分散会